

史跡伊勢堂岱遺跡第Ⅱ期整備基本計画

2023. 11

北秋田市教育委員会

例 言

1. 本書は、秋田県北秋田市脇神字伊勢堂岱に所在する「史跡 伊勢堂岱遺跡（いせどうたいいせき）」の第Ⅱ期整備基本計画書である。
2. 史跡伊勢堂岱遺跡第Ⅱ期整備基本計画策定事業は、史跡伊勢堂岱遺跡整備検討委員会の指導のもと、北秋田市教育委員会に事務局を置き、令和5年度に実施した。事業の実施にあたっては、文化庁文化資源活用課、秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室の指導・助言をいただいた。
3. 本書の執筆及び編集は北秋田市教育委員会生涯学習課が行った。
4. 写真については、北秋田市が撮影したものを使用した。
5. 本書で引用している『伊勢堂岱遺跡整備基本構想』『国指定史跡伊勢堂岱遺跡整備基本計画』『史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画』『史跡伊勢堂岱遺跡整備事業報告書』は北秋田市公式ホームページにおいて電子版を公開している。参照されたい。
6. 本書の策定内容は、今後の整備事業の進捗や史跡を取り巻く環境の変化、ユネスコ世界文化遺産としての保全状況等により、再検討や修正の必要が生じた場合、適宜見直しを行う。
7. 本事業整備については、御指導をいただいた史跡伊勢堂岱遺跡整備検討委員会の各委員をはじめ、文化庁文化資源活用課、秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室、地域住民の皆様など、関係各位・機関の御指導、御協力いただいたことをここに明記し、感謝申し上げます。

目 次

第1章 計画の目的と位置づけ	5
第1節 計画策定の経緯	5
第2節 計画の目的	6
第3節 計画の位置づけ	6
第4節 整備検討委員会の設置	14
第5節 計画の実施	14
第2章 遺跡を取り巻く環境	15
第1節 自然的環境	15
1. 地形	15
2. 気候	16
3. 植生	16
第2節 歴史的環境	17
第3節 社会的環境	20
1. 土地所有及び土地利用に関わる法規制等	20
2. 人口	20
3. 交通・アクセス	24
4. 観光及び訪日外国人旅行者	25
5. 発信・PR	27
第3章 史跡の概要	29
第1節 指定告示	29
第2節 史跡の概要	31
1. 伊勢堂岱遺跡発見の経緯	31
2. 主な検出遺構	31
3. 主な出土遺物	33
第3節 史跡の本質的価値	37
1. 史跡の本質的価値	37
2. 史跡における構成要素	38
第4章 史跡の現状と課題	42
第1節 整備計画の推移	42
1. 『基本構想』、『基本計画』の策定と第Ⅰ期整備	42

2. 史跡の公有地化	42
3. 世界遺産登録推進時の取組と保存管理計画の策定	42
4. 世界遺産登録後	42
第2節 第Ⅰ期整備等による現状と課題	46
1. 現状と課題	46
2. 地区区分	46
3. 伊勢堂岱縄文館	50
4. 環状列石等の露出展示	53
5. 遺構表示	57
6. 発掘調査	58
7. 園路	61
8. 植栽	65
9. サイン	67
第3節 維持管理及び公開活用の現状と課題	67
1. 史跡内環境維持管理体制	67
2. ガイド団体	67
3. イベント	68
4. アクセス性の向上と市内循環体制	68
5. 来訪者増加やニーズの多様性への対応	68
6. 来訪者の安全対策	69
7. 気候環境変化による新たな問題	69
第4節 課題の整理	72
1. 各整備の効果と課題	72
2. 第Ⅰ期整備の検証	78
3. 本計画で扱う課題	79
第5章 整備の理念・方針	80
第1節 全体計画の理念	80
第2節 保存整備の基本方針	80
第3節 活用整備の概念	80
第6章 第Ⅱ期整備基本計画	82
第1節 地区区分	82
第2節 整備基本計画	82
1. 環状列石等保存調査及び整備	82
2. 園路整備	89

3.	植栽整備	94
4.	伊勢堂岱縄文館整備	96
5.	湯車川のり面整備	98
6.	文化財収蔵庫整備	98
7.	発掘調査	99
8.	事業推進に向けた体制整備	101
第7章 事業計画		103
第1節	第Ⅱ期整備の年度計画	103
第2節	第Ⅲ期整備以降の長期計画	103
第8章 史跡の保護に向けた取組		106
第1節	保存に関する取組	106
1.	遺跡の保存	106
2.	日常管理	106
3.	ステークホルダー	107
4.	国宝・重要文化財指定への推進	107
5.	環境整備	107
6.	災害、異常発生時の対応	107
7.	施設整備	108
8.	現状変更	108
9.	世界遺産	108
第2節	活用に関する取組	108
1.	環境整備・施設管理	108
2.	情報発信	109
3.	教育普及	109
4.	ボランティアガイド	109
5.	イベント	110
6.	市民との連携	110
7.	市内の文化財との連携	110
8.	世界遺産	110
参考文献		111

第1章 計画の目的と位置づけ

第1節 計画策定の経緯

伊勢堂岱遺跡（以下、『本史跡』）は、北秋田市脇神字伊勢堂岱に位置する縄文時代後期前葉（約4,000年前）の遺跡である。環状列石を主体とし、配石遺構や掘立柱建物跡、土坑墓、溝状遺構等が見つかっており、平成13年1月29日に「15ha余りの広大な台地を平坦に削平したり、溝で区画するなどの大規模な土木工事を行って3ヶ所以上もの環状列石などを設置しており、典型的な集団祭祀を示すものとして貴重である」として遺跡範囲200,453.65㎡のうち156,066.85㎡が国の史跡に指定された（図1）。

平成14年に『伊勢堂岱遺跡整備基本構想』（以下、『基本構想』）が策定され、「縄文のこころとかがちが生きる遺跡」という基本理念を掲げ、住民参加の史跡整備、当時の自然環境の創出、縄文文化の研究と情報を受発信するための施設を含めた総合的な整備を行う等の方針を提案している。この基本構想を踏まえ、より具体的な将来像を提示するため平成19年に『国指定史跡伊勢堂岱遺跡整備基本計画』（以下、『基本計画』）を策定した。

北秋田市（以下、『本市』）では平成17年から平成19年にかけて国指定範囲内の公有地化を行った。また、本史跡の整備を短期、中期、長期整備ゾーンの3つに区分し、その中の「短期整備ゾーン」については平成23～29年度に国庫補助・県補助を受けて整備（以下、『第I期整備』）を行った。

平成27年当時、本史跡が「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の構成資産の一つとしてユネスコ世界文化遺産へのシリアル・ノミネーションを目指す中で、他遺跡の保存管理計画との整合性や史跡周辺に緩衝地帯の設定を求められていた。そのことから、本史跡と一体となった地域の特色ある景観を保全し、健全な発展に寄与することを目的として、『伊勢堂岱遺跡景観計画』（P8参照）の策定や『北秋田市伊勢堂岱遺跡景観条例』を制定した。このように継続的に取り組んできた整備や活用、維持管理の方針や具体的な方法を明示し、適切な維持・管理を行うために『史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画』（P8参照）を策定し、経過観察や地域住民と協働で本史跡の維持管

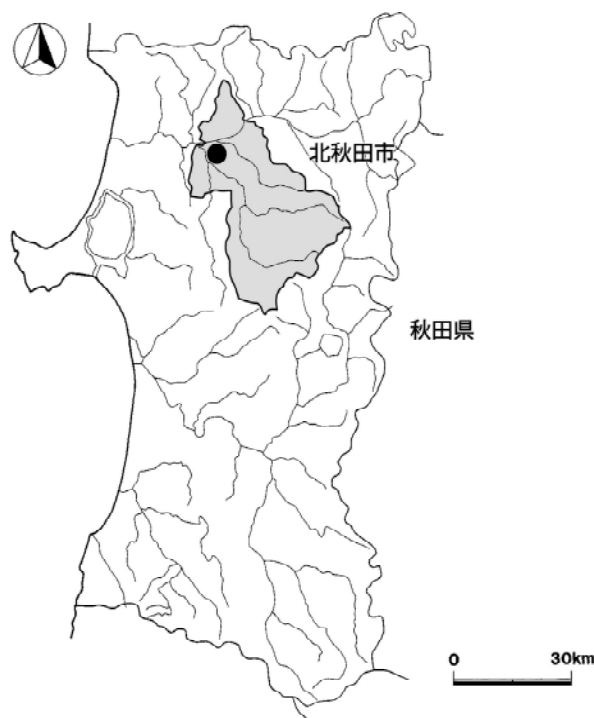


図1 本史跡位置図

理を行っている。

令和3年7月には本史跡が「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産としてユネスコ世界文化遺産に登録された。世界文化遺産登録によって国内外からの注目が高まっているとともに第Ⅰ期整備から10年経過していることから、本史跡の保存管理及び整備活用をめぐる様々な課題が生じてきた。

こうした状況を鑑みて、年月の経過や本史跡を取り巻く環境の変化によって生じてきた様々な課題の解決方法を明示し、より長期的かつ効果的な保存活用を行うために『史跡伊勢堂岱遺跡第Ⅱ期整備基本計画』（以下、『本計画』）を策定することにした。

第2節 計画の目的

本史跡は国指定史跡であり、またユネスコ世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の一つでもある。そのため、考古学的な価値としてはもちろん、地域住民や北秋田市民にとってのシンボル、より所にもなっている。

本史跡が市民に親しまれるように、整備・活用計画を示した平成14年の『基本構想』を踏まえ、第Ⅰ期整備完了後に生じた遺跡を取り巻く環境の変化や、新たな課題に対応し、本史跡の価値を損なうことなく次世代に継承するために、今後の具体的取組について計画を示す。本計画では、本史跡の価値を損なうことなく次世代に継承していくことを目的とする。

第3節 計画の位置づけ

本計画は本史跡の現状を把握しながら『基本計画』で示された方針の見直しと修正を行い、市民のシンボル・財産として文化的向上に貢献し継続的な保存・活用に向けた事

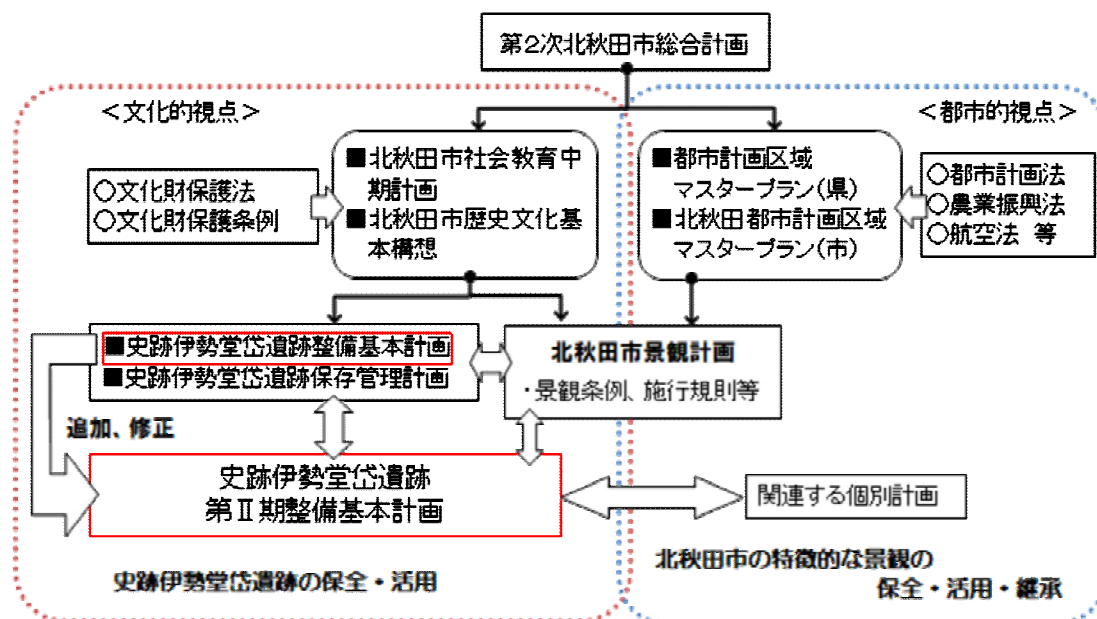


図2 北秋田市における本計画の位置付け

業計画を示すものである（図2）。

本計画の実施を計画的に推進するためには、本市の各行政計画との整合を図りながら、適正な進行管理の実施と推進体制の確立を図る必要がある。本計画の位置づけを明確にするために、関連する個別計画を以下に示す。

『第2次北秋田市総合計画 後期基本計画』（令和2年度策定）

本計画の上位計画であり、令和3年度から令和7年度までを目標年次として策定された。平成28年度から令和2年度までの『前期基本計画』を踏まえ、総合計画の目標達成に向けて進捗状況や実績を検証し、住民と行政が連携して地域資源を生かすまちづくりを推進している。

◎まちづくりの将来像

住民が主役の“もり”のまち

～森吉山などの自然を活かし、ぬくもりや見まもりで地域をもり上げる～

○本計画との関連

重点プロジェクト 戦略1「産業振興による仕事づくり・稼ぐ地域づくり」では、「伊勢堂岱遺跡をはじめ、森吉山麓に点在する北秋田市ならではの歴史や文化を積極的に活用していく」と明記されている。

基本理念3「命のたいせつさを学び 文化をはぐくむ 豊かなまちづくり」の中で「伊勢堂岱遺跡の価値を守るため適切な環境整備に取り組み、PRやSNS等による情報の発信やアクセス情報の提供」等、保存活用を推し進めることが示されている。また、本史跡を含む「文化財を身近に感じてもらうため、文化財を公開する仕組みづくりに取り組む」とされている。

『第4次北秋田市社会教育中期計画』（令和3年度策定）

令和4年度から令和7年度を計画期間としており、中期的な展望に立って今後の社会教育や生涯学習の課題達成に向けての方向性や施策を示している。第4次計画は市の総合計画や教育委員会での各種計画と整合性を図り、同じ方向性で効果を高めるために策定された。

◎基本理念

ふるさとに学び文化をはぐくみ笑顔あふれるひと・まちづくり

○本計画との関連

5つある基本方針のうち「文化財」では「地域の宝である文化財を保存・継承し、未来へつなげる」としている。

重点目標では本史跡を含む「文化財の現状を把握し、適切な保存に努める」ことや「文化財の公開の取り組みを進め価値を広める活動を実施し、観光など他の分野への活用につなげる」とされている。

『北秋田市歴史文化基本構想』（平成 27 年度改定）

本市を形成する歴史文化を身近な存在として多くの市民が共有し、文化財が地域の発展に有用な資産として市民生活や経済活動の中で機能できる地域づくりを目指すために平成 22 年度に策定され、平成 27 年度に改定された。地域住民が形成、維持してきた文化財を今後も引き継いでいくために、地域独自の風土や歴史文化を指定・未指定にとらわれず文化財同士の関連性や、文化財の周辺環境との関連性を見直し、把握することを目的としている。

◎歴史文化テーマ

国指定史跡伊勢堂岱遺跡と縄文関連文化財群

○本計画との関連

市内の縄文関連文化財群を一つの遺跡群として、本史跡の保存活用区域と保存活用計画を示している。遺跡周辺の景観を一体的に保存するために4つの地区を設定し、ボランティアグループや専門家等と協働で保存を進めることとしている。

『北秋田市景観計画』（令和 2 年度策定）

令和元年 12 月に「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産候補としてユネスコに推薦されたことを契機に、平成 27 年度に策定された『伊勢堂岱遺跡景観計画』の見直しが求められた。『伊勢堂岱遺跡景観計画』を基に一部見直しを行い、全市的に特徴ある景観を保全・継承し、健全な発展に寄与することを目的としている。

◎目標像

「もり」と「まつり」の郷を守り、資産を磨き続ける景観づくり

○本計画との関連

基本目標「私たちが暮らす地域に誇りや愛着が感じられる景観づくり」では、伊勢堂岱遺跡は縄文時代の世界観を解き明かす上で貴重な事例であり、「この景観を保全・継承する活動を多世代で担い、伝えることで、“誇り”や“愛着”を感じられる景観づくりを行う」と明記されている。

『史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画（以下、『保存管理計画』）』（平成 31 年改定）

本史跡では世界文化遺産候補となっている「北海道・北東北の縄文遺跡群」として名を連ねている他遺跡の保存管理計画との包括的な整合性や史跡周辺の緩衝地帯の設定が求められていた。このような経緯から、本史跡で継続して取り組んできた整備や活用、維持・管理等に関する理念や方針、具体的な方法を明示するとともに、これまでの課題を踏まえ、適切な維持・管理等に向けた方策を示している。

◎基本方針

1. 構成要素の保存管理
2. 周辺環境の保全

3. 経過観察の強化
4. 公開・活用の推進
5. 整備の方向性
6. 運営方針及び体制の確立

○本計画との関連

保存管理の方法として、「史跡の本質的価値や、それに密接に関わる諸要素の理解を抽出し保護する」としており、地域住民からの理解を高めながら関連団体と連携し適切な保護を行うことが示されている。

『国指定史跡伊勢堂岱遺跡整備基本計画』（平成19年策定）

平成14年に策定された『基本構想』で提案されている住民参加の史跡整備や当時の自然環境の創出などの方針をより具体的に提示するために策定された。第Ⅰ期整備はこの計画を基に実施している。本計画は、『基本計画』を一部追加、修正するものとして策定する。

『北秋田市地域防災計画（以下、『防災計画』）』（令和4年7月改訂）

本市の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関及び住民が行うべき事務、業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民が持つ全機能を有効に発揮して、本市の地域及び住民の生命、身体並びに財産を災害から保護することを目的としている。

◎基本方針

1. 防災事業の推進、災害時の防災活動体制の強化
2. 広域応援態勢の整備
3. 自主防災組織の育成指導の強化
4. 「自助」・「共助」・「公助」による「減災」に向けた取組みの強化
5. 消防体制の整備
6. 災害に強いまちづくりの推進
7. 生活関連物資等の調達供給体制の整備
8. 緊急輸送体制の整備
9. 災害情報の収集・伝達体制の整備
10. 避難体制の整備
11. 要配慮者対策の推進
12. 要配慮者や男女双方の視点への配慮
13. 災害医療救護体制の整備
14. 関係法令の遵守等

○本計画との関連

計画内の「文化財災害予防計画」では、「文化財は、地域の歴史や文化等を正しく理解するための重要な財産」であり、「文化財を後世に伝えるため、文化財の災害予防に関する計画を策定し、防災、防火管理体制の確立を図る」と明記されている。

『北秋田市公共施設等総合管理計画（以下、『総合管理計画』）』（令和4年3月改訂）

厳しい財政状況が続く中で、今後の人口減少等により公共施設等の利用需要が変化するを踏まえ、公共施設等の全体の状況を適切に把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を計画的に行うことを目的としている。平成29年3月に策定され、国からの総合管理計画への記載追加要請や策定後の本市の取り組みを示すため令和4年3月に改定を行った。計画期間は令和28年度までとしている。

◎基本方針

1. 公共建築物の総量適正化
2. 長寿命化の推進
3. 遊休施設の有効活用
4. 効率的な施設運営

○本計画との関連

「公共施設管理の基本的な考え方」では「(2) 社会教育系施設」として、「地域の特色を活かした魅力的な企画・展示を推進して入館者の増加を図るとともに、季節条件や入館状況を踏まえた運営等により管理効率の向上を図る」と示されている。また、「インフラ施設管理の基本的な考え方」では「(2) 橋梁」として、「パトロール等の日常点検により、舗装及び道路施設の状態把握に努める」ことや、「適切な規模・時期での修繕工事等の発注を実施すること」としており、縄文渡橋（P61 参照）が該当する。

『北秋田市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画』（平成31年3月策定）

総合管理計画の目標達成に向け、主要な公共建築物の施設ごとの保有の方向性を示し、より有効的な長寿命化と適正な維持管理を図り、財政負担の軽減及び平準化につなげることを目的としている。

○本計画との関連

本史跡のガイダンス施設である「伊勢堂岱縄文館（以下、『縄文館』）」の「管理に関する基本的な方針」として、「平成27年に建てられた新しい建物であり、世界文化遺産登録を目指す伊勢堂岱遺跡の発信基地として今後も継続する」と明記されている。また「管理に関する実施方針」として「長寿命化を図り、適正管理に努める」こととしている。

『北秋田市地域公共交通計画』（令和5年3月策定）

従来の鉄道やバス、タクシーといった既存の公共交通サービスを最大限活用した上で、必要に応じて自家用有償旅客輸送やスクールバス、福祉輸送、病院・商業施設・宿泊施設・企業などの民間事業者による送迎サービス、物流サービス等の地域の多様な輸送資源についての活用も積極的に検討を行うことで、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保していくことが求められている。運転免許を返納する地域の高齢者をはじめ、外国人観光客等も含めた幅広い利用者にとって使いやすいサービスを目指すことを目的としている。10年後の将来に向けてより効果的に事業を推進するために前期5年間である令和9年度を計画期間としている。

◎目指す公共交通施策の理念

市民と事業者と行政と、みんなでつくる交通環境

○本計画との関連

「観光資源」に本史跡、「都市機能」の主要な施設として「文化施設」に縄文館が挙げられている。

『北秋田市環境基本計画（中間見直し版）』（令和4年2月）

これまでに蓄積されてきた環境問題や、今後予想される長期的な環境問題に対応するため、環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な目標と施策の方向を定め、現在及び将来の本市市民の健康で文化的な生活及び豊かな自然を確保し、様々な環境問題の対策に向けて取り組むことを目的としている。平成29年2月に策定しており、平成39年3月までを計画期間としている。令和3年度は計画の中間年度であることから、環境施策のさらなる推進を図るため中間見直しを行った。

◎目指すべき環境像

自然を愛し 環境をととのえる 美しいまちづくり

○本計画との関連

「環境の現状と課題」の「(2)文化財、景観」では市民からのアンケートによって伝統的な文化や資源が残っているかについて、「そう思う」「少し思う」の回答が非常に高い割合を占めている（表1）。

一方で街並みが美しいかについては、街中のごみや空き家、空き地などの課題が挙げられている。計画内では「歴史や伝統を伝承していくため文化財を維持管理し、歴史・文化に触れる機会を作ることが必要」で、「まちの美化活動を実施、啓発し、景

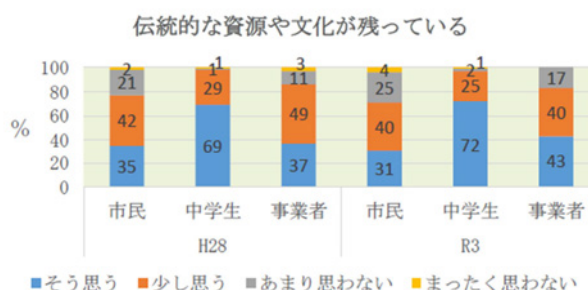


表1 アンケート結果（一部）
（『北秋田市環境基本計画』より引用）

観の維持をしていく必要がある」と明記されている。

『北秋田市地球温暖化防止実行計画』（令和5年3月改訂）

本市が率先して事務・事業に関して温室効果ガスの排出削減に取り組み、地球温暖化対策を推進することを目的として平成30年3月に策定された。令和4年度が最終年度にあたることから、温室効果ガスの排出状況や見直し後の『北秋田市環境基本計画』との整合性を図るために令和5年3月に改訂した。計画期間は令和5年度から令和9年度までとしている。

○本計画との関連

計画の対象施設に縄文館が挙げられており、温室効果ガス削減目標等達成のための取組を明示している。また、PDCAサイクルの考え方にに基づき、継続的な進行管理を行うこととしている。

『北秋田市森林整備計画書』（令和5年3月策定）

本市の総面積の85%を占めている森林は、林産物の生産、国土の保全、水源の涵養、自然、生活環境の保全等の多面的な機能を有しており、これらの機能の発揮を通して地域住民の生活と深く結びついている。森林の有する多面的機能の高度発揮と地域林業の育成整備を図るため、森林資源の質的向上や安定的な木材生産が可能となるよう、地域の実態に即した間伐、保育等の森林整備を強力的に実施することを目的としている。計画期間は令和5年4月から令和15年3月までとしている。

◎森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

1. 水源涵養機能
2. 山地災害防止機能/土壌保全機能
3. 快適環境形成機能
4. 保健・レクリエーション機能
5. 文化機能
6. 生物多様性保全機能
7. 木材等生産機能

○本計画との関連

「森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策」の「5. 文化機能」では、「史跡・名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する」こととしている。

『北秋田市鳥獣被害防止計画』（令和2年度改訂）

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止の対策に向け、役割や体制を示すために平

成 24 年度に策定した。対象鳥獣はツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カラス類、ニホンザルが指定されており、計画対象期間は令和 3 年度から令和 5 年度としている。

○本計画との関連

本市は秋田県内でも有数のツキノワグマの生息地である。過疎高齢化や山林利用の減少等によって、これまで目撃の少なかった集落周辺や住宅地内、中心市街地への出没が増加している。本史跡周辺でもツキノワグマの出没が確認されており、計画に基づいた取組を実施している。

『北秋田市民意識調査』（令和 4 年度実施）

各施策の進捗状況を測るものとして、市民の意識や行動実態を調査することで、市民が抱えている課題や意見を把握し、市政運営に対する市民評価の一部として活用することを目的としている。

○本計画との関連

本史跡について、「遺跡があることは知っており、見学もしたことがある」と回答した割合は平成 29 年度から令和 3 年度まで約 3 割で推移していたが、令和 4 年度は 4 割付近まで増加した（表 2）。年代別で見ると、10～20 歳代で「遺跡があることは知っており、見学もしたことがある」と回答した割合は 49.8%と 5 割近くになっており、他の年代よりも高くなっている。

また、本史跡はユネスコ世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の一つであるため、市外の計画との整合性も必要である。

『世界遺産 北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画（以下、『包括的保存管理計画』）』（令和 4 年度 縄文遺跡群世界遺産本部策定）

「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する 17 の考古遺跡を周辺環境も含めて一体的に保存・管理するために策定され、資産全体の保存・管理及び整備・活用に関する方

	遺跡があることは知っており、見学もしたことがある（％）	遺跡があることは知っているが、見学したことはない（％）	遺跡があることを知らず、見学したことはない（％）	無回答（％）
令和 4 年度（n=389）	39.8	57.1	2.3	0.8
令和 3 年度（n=433）	31.9	63.3	2.8	2.1
令和 2 年度（n=492）	28.9	63.8	5.1	2.2
令和元年度（n=458）	30.3	61.8	5.7	2.2
平成30年度（n=486）	30.2	60.5	6.0	3.3
平成29年度（n=562）	29.7	61.9	5.0	3.4

表 2 本史跡の利用状況調査（『北秋田市民意識調査』（令和 4 年度実施）より引用）

針と具体的内容を示している。

◎基本方針

1. 資産の適切な保存・管理
2. 緩衝地帯の保全
3. 公開・活用の推進
4. 体制の整備と運営
5. 経過観察の実施
6. 地域社会との連携・協働

○本計画との関連

「縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を守り伝えていくため、資産の適切な保存・管理の実施」や「来訪者の顕著な普遍的価値の理解を促進するため、解説板、ガイダンスなどの施設及び受入体制の整備・充実を図る」と明記されている。

第4節 整備検討委員会の設置

本計画の策定及び実施のために「史跡伊勢堂岱遺跡整備検討委員会（以下、整備検討委員会）」を令和5年に設置した。検討委員は、考古学、文化財、公共デザイン、保存科学の専門家で、下記のように構成されている。

委員長	原田 昌幸	元文化庁主任文化財調査官（考古学 縄文時代）
副委員長	武藤 祐浩	元秋田県教育委員会文化財保護室 室長（文化財）
委員	菅原 香織	秋田公立美術大学美術学部 准教授（公共デザイン）
委員	松井 敏也	筑波大学大学院人間総合科学研究群 教授（保存科学）

第5節 計画の実施

本計画は、令和5年12月1日をもって実施するものとし、令和15年3月31日に終了する予定である。

第2章 遺跡を取り巻く環境

第1節 自然的環境

1. 地形

(1) 北秋田市・伊勢堂岱遺跡の地形

本市は秋田県の北部中央に位置し、面積は1,152.7 km²に広がっており、秋田県全体の約10%を占める。ほとんどが森林となっており、可住地面積は16%ほどである。市北部を横断する米代川中流部の鷹巣盆地を中心として、この盆地と米代川の支流である阿仁川や小阿仁川等の河川の流域に優れた農地を形成し、市街地や集落が点在している。

本史跡は、本市北部のほぼ中央、山地によって馬蹄状に囲まれた鷹巣盆地の北部、米代川支流の小猿部川と阿仁川によって形成された標高40～45mの舌状台地に立地する。台地の北～東縁には湯車川が流れ、その東部には水田地帯が広がっている。水田面との比高は約20mを測る(図3)。なお、この水田面である毛馬内面は、西暦915年と考えられる十和田火山の噴火に伴う土石流を起源とした火山泥流堆積物が厚く堆積しており、本史跡周辺においては3～5mあることから、縄文時代後期においては、台地と低地との比高は25m以上だったと想定できる。

(2) 景観

本史跡は台地上にあることから、北側には山並みの景観を望むことができる。台地北端に立てば眼下に小ヶ田集落が広がるが、4つの環状列石からみるとほとんど視界に入らず、米代川とその両岸で営まれている水田を見渡せる。さらに先には白神山地が広がっており、その一部である藤里駒ヶ岳(標高1,157m)が特徴的である。この山は田植えの季節には残雪が馬の形に見える。真北には県立自然公園に指定されている田代岳(標高1,178m)がみえ、連峰で雷岳(標高1,128m)・烏帽子岳(標高1,133m)・茶臼岳(標高1,086m)で形成されている。古くから水田信仰の対象で白髭直日神を祀っている。北北東に十ノ瀬山(標高664m)がそびえる。

北東には摩当山(標高444m)が位置する。南東には竜ヶ森(標高1,049m)が目立ち、ブナ林が残っている。これらは隣接する台地のスギ林で、現在は確認しにくい、この地方では代表的

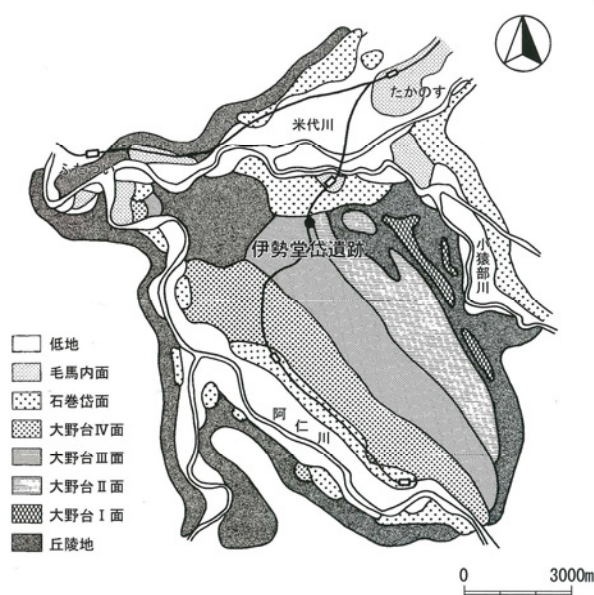


図3 地質模式図

(『伊勢堂岱遺跡詳細分布調査報告書(2)
鷹巣町教委1999』より引用)

な山とされており、方角が定めやすい。

本史跡から目視できないが、周囲にはいくつかの歴史的な山並みがそびえる。南南東には森吉山（標高 1,454m）がそびえる。アスピーデ・トロイデの複式火山の独立峰で江戸時代には北前船の目標となる程の目立つ山麓である。遠く南南西方向には房住山（標高 409m）があり、古くから山岳信仰の拠点で坂上田村麻呂の伝承が残っている。同様に南西には長鞍山（標高 343m）、西には七座山（標高 287m）、北東には大平山（標高 227m）がそびえる。

2. 気候

本市の気候は内陸性のもので、気温は年較差が大きく、夏季は高温多湿、冬季は低温で積雪も多く、特に森吉地区、阿仁地区は特別豪雪地帯に指定されている。

本史跡周辺の気候は、春から秋までは比較的気象の変化が少なく、温暖で農作物の生育に適しており、四季がはっきりした内陸型気候である。年平均気温は 10.5℃、最暖月の 8 月の平均気温は 23.7℃、最寒月の 1 月の平均気温は -1.5℃で、夏の最高と冬の最低との年較差は 25.2℃となる。

年間降水量は 1,704.7 mm、最大降水量は 214.7 mm（7 月）であるが、標準偏差値からみると 8 月が最大降水量となることもありうる。最小降水量は 2 月である。

近年、台風や前線の停滞による豪雨で、河川の氾濫、浸水被害や土砂災害が増えており、家屋への被害も発生している。市内でも平成 19 年 9 月 17 日、平成 25 年 8 月 9 日及び 9 月 17 日、令和 4 年 8 月 3 日及び 9 日、令和 5 年 7 月 15 日等の災害を経験し、市ではハザードマップに基づき、早めに避難情報発表や避難行動を心がけるよう、日頃から注意を促している。なお、本史跡の環状列石等の主な遺構は台地上に位置することから、自然災害の影響はほとんどないが、史跡東側を流れる湯車川が増水することで、台地斜面を削られる恐れがある。縄文館については、設計当初から増水を考慮し、湯車川の護岸から約 3 m の盛土を行っていることから、これまでの水害においても影響はない（図 4）。

3. 植生

（1）北秋田市の植生

本市は、夏緑樹林（落葉広葉樹林）の分布域である。この夏緑樹林は、高木層ではブナ、ミズナラなどのブナ科が主となり、続いてカ



図 4 本史跡周辺のハザードマップ
（北秋田市防災マップより引用）

エデ科、カバノキ科、サクラ属などが見られる。低木層にはニシキギ科が多く見られる。

一方、現生植生では植林されたスギが多く見られる。戦後に植林されたものは伐採適齢期に差し掛かり、近年には再生林が進んでいる。

(2) 伊勢堂岱遺跡の植生

本史跡を囲む緑地は、植林が困難な場所以外はスギ植林地がほとんどである。スギが植林されていない部分では植林以前の自然植生（落葉樹林）が見られる場所となっている。主な樹種は、ウワミズザクラ、キブシ、クヌギ、エゴノキ、ブナ、ホオノキ、ネムノキ、ミズナラ、ヤマウルシ、キヅタ、クズである。

第2節 歴史的環境

本市は、国指定、県指定、市指定のものをはじめ様々な文化財が保存されている。国指定文化財には本史跡の他に、平安時代の十和田火山土石流堆積物に埋没した木造建造物群の出土部材等の「秋田県胡桃館遺跡出土品」（重要文化財（美術品））や阿仁地区の狩猟用具・行商用具をまとめた「阿仁マタギの狩猟用具」（重要有形民族文化財）が指定されている。

県指定文化財には、本史跡の「伊勢堂岱遺跡出土土偶」や「伊勢堂岱遺跡出土品」、愛称「笑う岩偶」が出土した「白坂遺跡出土品」などがある。

市指定文化財には、「胡桃館遺跡」や人骨が出土した「藤株遺跡とその出土品」などが保護されている。

埋蔵文化財は、旧石器時代から近世にかけて 200 箇所を超える遺跡が周知されている。本史跡周辺にも数多くの遺跡が立地し、そのほとんどは縄文時代や平安時代の所産である。ここでは本史跡が立地する鷹巣盆地を中心に概観する（図5、6）。

鷹巣盆地では縄文時代草創期、早期の遺跡は極めて少ないが、伊勢堂岱遺跡（11-36）でトランシェ様石器が出土していることから、本史跡周辺に早期の遺跡が分布する可能性は高いと考えられる。

前期中葉頃になると、米代川流域以北から青森県・北海道道南地方にかけて円筒土器文化圏が成立する。一方、県南部では大木式土器が分布するため、県内には南北で異なる文化が成立する。このような地域性は中期中葉まで維持され、後葉には米代川流域においても大木式土器様式の影響を強く残す土器が製作される。中期の代表的な遺跡は狐岱遺跡（13-16）が知られている。盛土遺構を主体とする遺跡で、円筒上層 a 式土器の地方型式である狐岱式土器の標準遺跡でもある。

後期前葉は大規模な環状列石が盛んに造営される時代である。本史跡はこの時期のもので、米代川流域では特別史跡大湯環状列石が最も有名である。環状列石は北海道から秋田県北部・岩手県北部に分布し、円筒土器文化圏と同じような分布域を描き、現在まで秋田県南部では見つかっていない。

晩期になると、東北地方一帯に亀ヶ岡文化が栄える。北秋田市脇神には、学史上有名

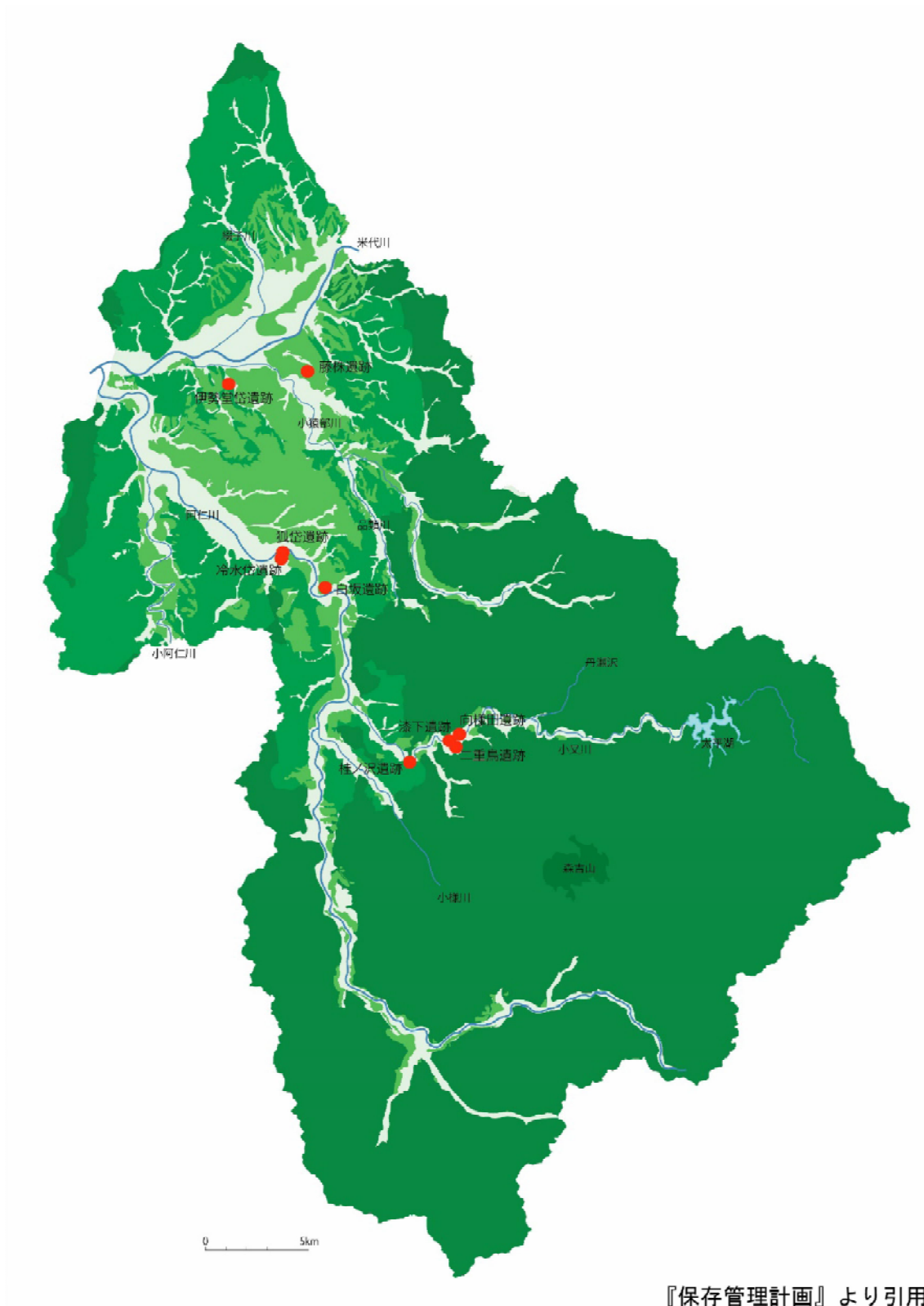


図5 北秋田市における地形及び主な縄文遺跡の立地

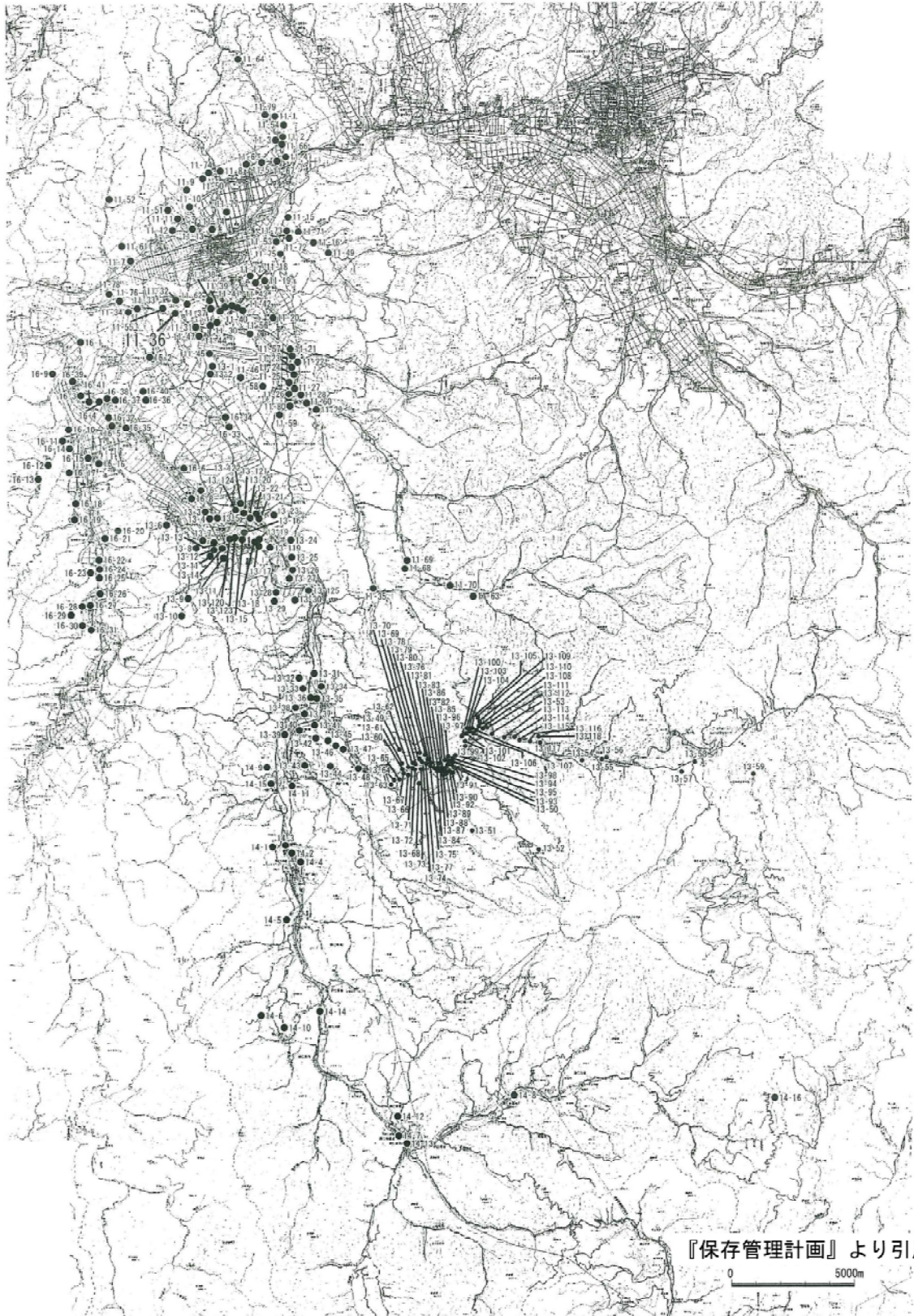


図6 北秋田市における遺跡分布図

な藤株遺跡（11-20）が立地する。縄文時代晩期を主体とする遺跡であり、人骨が出土することで明治時代から研究者に注目された。平成4年度には旧鷹巣町教育委員会が範囲確認調査を実施した。また「笑う岩偶」を出土したことで有名な白坂遺跡（13-27）も同時代の遺跡である。

縄文時代以降の遺跡では平安時代の胡桃館遺跡（県指定）（11-13）が知られている。これは十和田火山の土石流に埋没した柵列に囲まれた4棟の建物で、官衙または寺院と考えられており、考古学的にも建築学的にも貴重な遺跡である。

近年では、森吉山ダムの建設に伴う発掘調査が行われた。森吉山ダムは森吉地区で計画され、事業主体である建設省東北地方建設局森吉山ダム工事事務所は秋田県教育委員会に遺跡分布調査を依頼し、平成4年度以降の遺跡分布調査で新たに60遺跡が確認されている。平成7年から旧森吉町教育委員会が森吉山ダム関連工事で、日廻岱A遺跡（13-73）、砕瀨遺跡（13-114）、上悪土D遺跡（13-63）深渡遺跡（13-116）、地藏岱遺跡（13-111）、森吉家ノ前B遺跡（13-107）、天津場C遺跡（13-102）の発掘調査を実施した。さらに平成9年からダム建設事業にかかる発掘調査を旧森吉町教育委員会と秋田県教育委員会が行い、向様田A遺跡（13-93）、漆下遺跡（13-82）などの大規模な遺跡の調査を終え、平成24年にダム本体も完成した。

第3節 社会的環境

1. 土地所有及び土地利用に関わる法規制等

史跡指定地は、平成19年度までに公有地化を完了しており、文化財保護に資する保存管理や整備以外の開発は認められていない。

一方、本史跡周辺においては、農業振興地域の整備に関する法律や農地法、森林法、都市計画法、河川法、道路法、航空法、秋田県屋外広告物条例等の規制を踏襲するものとしてユネスコ世界文化遺産への登録の過程で周辺地域を一元的に管理するために、景観法に基づく『伊勢堂岱遺跡景観計画』（平成27年度）を策定するとともに、『伊勢堂岱遺跡景観条例』を制定した。これにより景観形成基準等と整合を要する行為については、「行為の制限に関する事項」を設け、届出制度による景観づくりを推進した。さらに『北秋田市景観計画』及び『北秋田市景観条例』（令和2年）を策定し、景観形成の方針や形成基準を市域全体に拡大し、伊勢堂岱遺跡地区については景観形成重点地区とし、住民・事業者・行政が史跡周辺の景観づくりに向けて共有すべき目標像を設定し、適切な保存・継承を目指している（図7、8、9）。

2. 人口

課題として史跡の保存・活用を担う地域住民の人口減少が挙げられる。自治体合併により北秋田市が新設された平成17年の人口は36,387人だったが、表3のとおり緩やかに下降している。さらに『北秋田市人口ビジョン』（平成27年10月策定）では2040

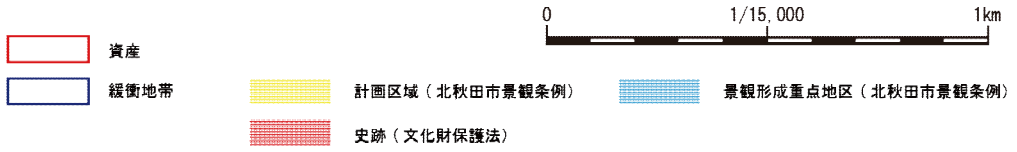
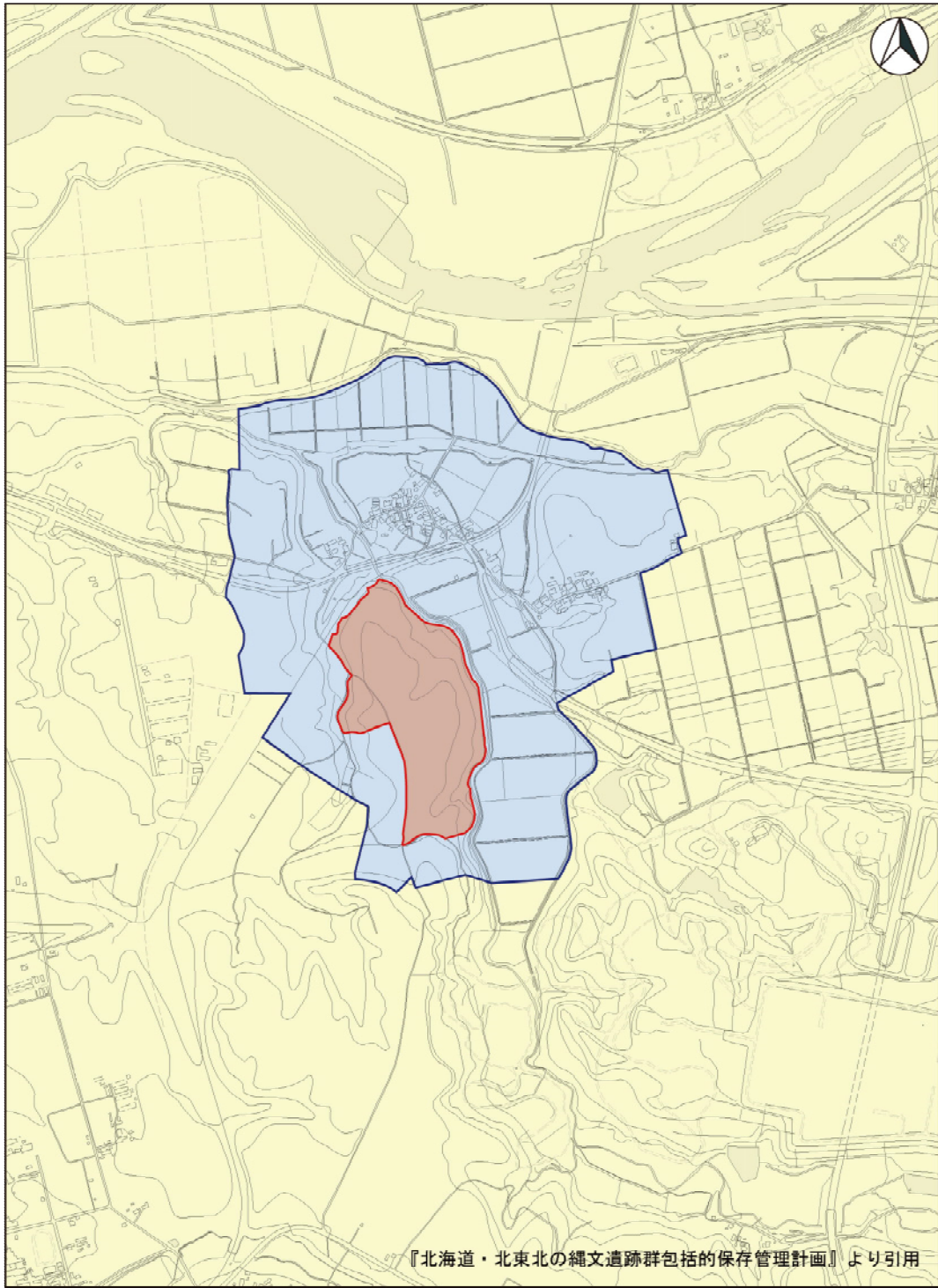


図7 規制図（景観法関係）

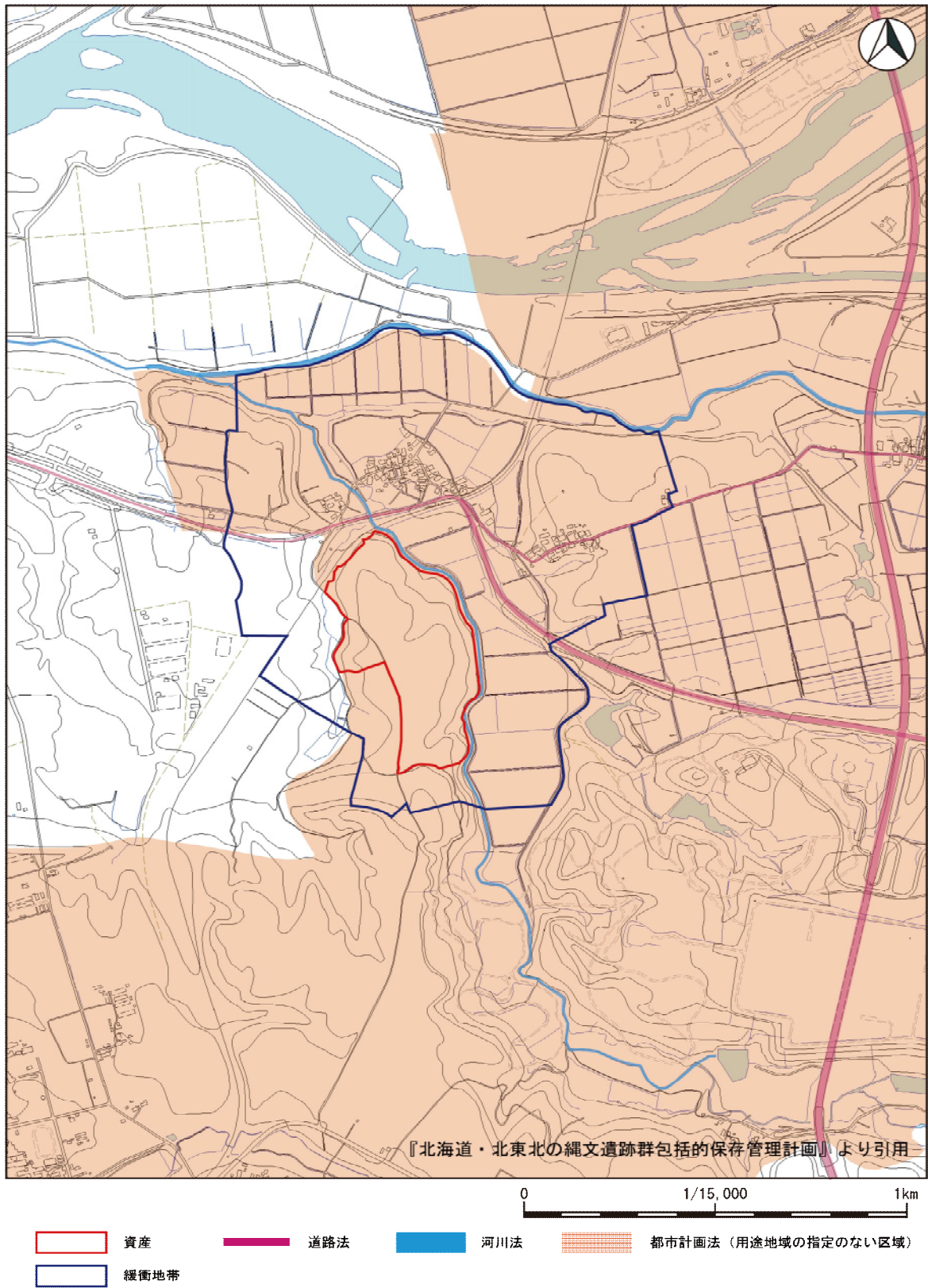


図8 規制図（土地利用規制：国土交通省所管法令）

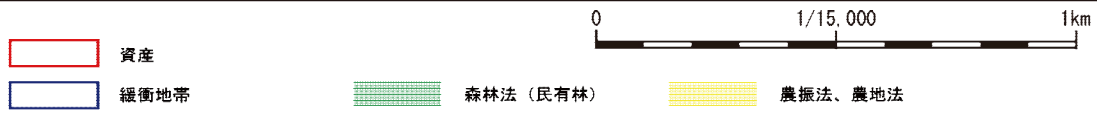
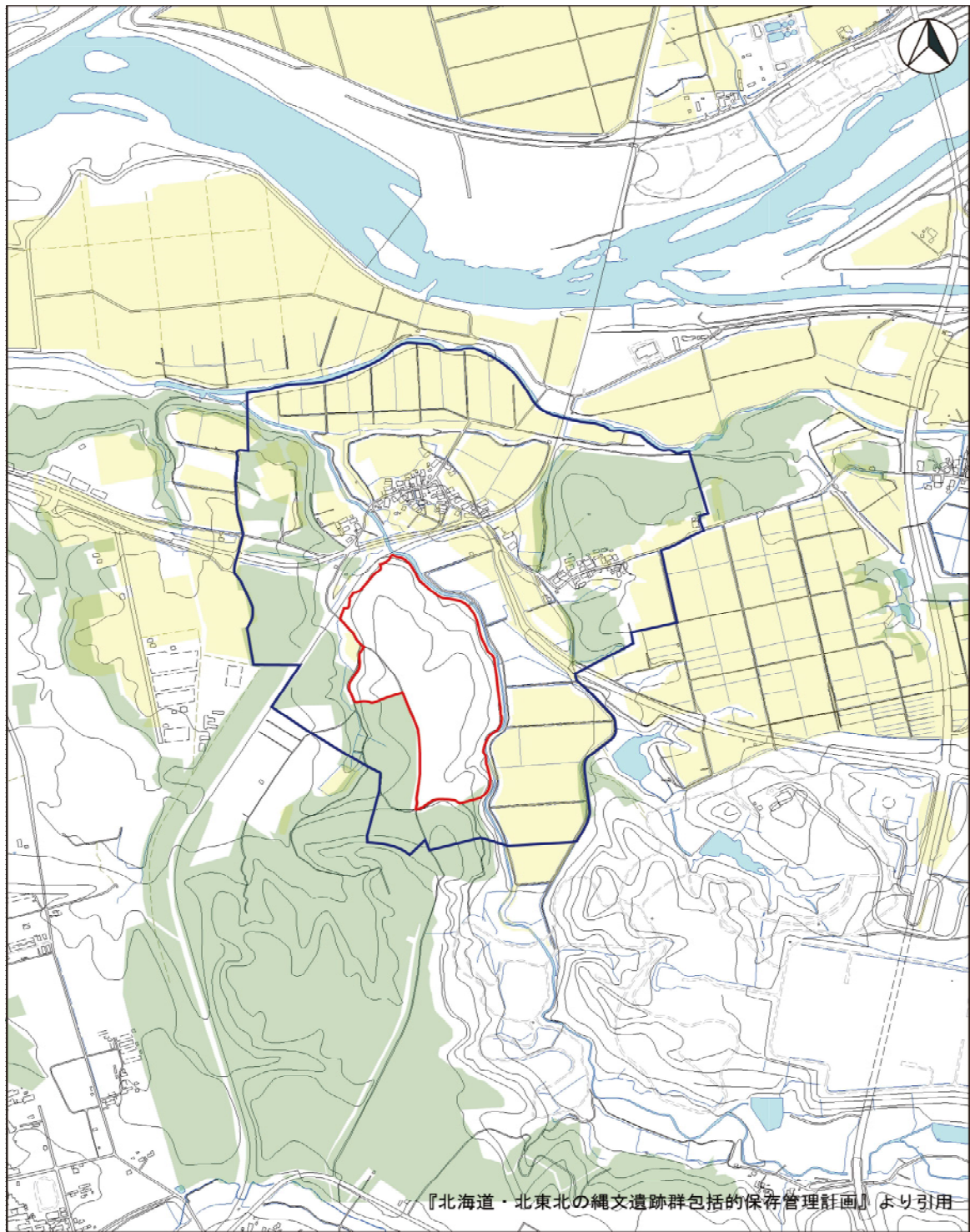


図9 規制図（土地利用規制：農林水産省所管法令）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口集計 (3月末)	32,576人	31,884人	31,235人	30,565人	29,847人

表3 本市の人口集計

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口集計 (3月末)	111人	110人	104人	103人	105人

表4 小ヶ田集落の人口集計

年の総人口は市独自の推計によって19,388人と予測しており、本史跡の保存・活用においても今後、様々な分野の担い手不足の影響が想定できる。

史跡に隣接して、小ヶ田集落が位置する。この住民には史跡の維持管理やイベント等の活用の際に協力を得ており、今後住民の高齢化による労働人口の減少は、継続的に遺跡を管理していく上で大きな影響を及ぼすと考えられる。

3. 交通・アクセス

本史跡が立地する地域は近年交通機関が整備されており、本史跡までのアクセス性は非常に良い。

まず、本史跡から東へ2km先に大館能代空港がある。大館能代空港は平成10年に開港し、当時は羽田・伊丹（大阪国際）・新千歳空港便が就航していたが、その後は羽田空港2便のみの運行が定着した。国土交通省主催による「羽田発着枠政策コンテスト」でこれまでの取組が評価され、令和4年4月から羽田空港発着が1便増え、3便化となった。本史跡と大館能代空港とは2kmほど離れているため、アクセス方法はレンタカーまたはタクシーが主になっており、タクシーによるアクセスは後述の事業によって定額で利用することができる。

次に、本史跡の隣接地には日本海沿岸東北自動車道の一部となる「鷹巣西道路」が建設された。この整備にあたっては、本史跡より北側に建設される際に眺望・景観形成への配慮から、本史跡から視認できないように道路の半地下化構造となっている。また、令和2年に供用開始した、史跡から約1.5kmの距離にある最も近いインターチェンジは「伊勢堂岱IC」と命名された。

さらに、本史跡に隣接するように秋田内陸縦貫鉄道秋田内陸線（以下、『秋田内陸線』）が延びている。秋田内陸線は鷹巣駅と角館駅を結ぶ路線で、阿仁地域や仙北市への通勤・通学の手段として利用されている。近年、利用者の減少でその存続についても議論されているが、再生計画も提案され、地域住民と協働で田んぼアートや各種イベントも効果を上げている。上下線合計で27本運行している。本史跡から徒歩10分にある小ヶ田駅についても、令和2年3月に縄文小ヶ田駅と改称した（写真1）。縄文小ヶ田駅には

上下線合計で20本停車（令和5年7月現在）しており、駅利用者に向けて駅舎に本史跡までの案内板を掲示している。県外から鉄道を利用したアクセス方法としてはJR鷹ノ巣駅で秋田内陸線に乗り換えて来訪も可能である。

本史跡周辺には、バスは運行していない。そのため、大館能代空港やJRを利用した場合の二次アクセスが課題となっている。この課題に対応



写真1 縄文小ヶ田駅

するために、本市ではタクシーを定額で利用できる「森吉山周遊乗合タクシー」事業を行っている。そのGコースとしてJR鷹ノ巣駅または大館能代空港から本史跡までのルートを設定しており、アクセス性の向上に努めている。本市市内から本史跡へのアクセスは主に自家用車、レンタカー、タクシー、秋田内陸線となっている。

以前より史跡へのアクセスについて案内看板が少ないという課題があった。世界遺産登録の前後で市や県によって本史跡周辺に案内看板を増設した。令和3年4月1日より表示面積 $W=1.5\text{m}\times 0.9\text{m}$ の看板を6ヶ所、主要幹線道路には令和4年3月に $W=0.45\text{m}\times 1.8\text{m}$ の看板を13ヶ所設置した。国道7号線には国土交通省によって立て看板が仮設されており、日本海沿岸東北自動車道の全線開通後に、道路標識への表示が検討されている。また、史跡周辺の道路案内標識内には遺跡を案内する表示も追加している。

図10に本史跡周辺の教育施設（学校系）、観光施設（観光系）、交通施設（交通系）を示す。本史跡は市役所等が立地する中心市街地から2kmほど離れているが、様々な施設にアクセスしやすい位置にある（図11）。このような立地の強みを生かせるように活用を進めている。

4. 観光及び訪日外国人旅行者

史跡の観光利用や訪日外国人旅行（インバウンド）による観光客数もコロナ禍による一時の減少はあったものの、徐々に推移している。

国内の観光利用者については、自家用車やレンタカーによる訪問が多い。加えて、「北海道・北東北の縄文遺跡群」のユネスコ世界文化遺産登録を契機に縄文遺跡群17遺跡を周遊する旅行会社主催のツアー等も定着しつつある。その場合、本史跡が縄文遺跡群の中でもっとも南西に位置することから、往復のいずれかで大館能代空港及び秋田内陸線を利用することが多い。

また、訪日外国人旅行者については、近年では台湾・タイからの観光客が多い。縄文館の展示解説をはじめとした表記を多言語対応していることから、秋田内陸線と連携し、

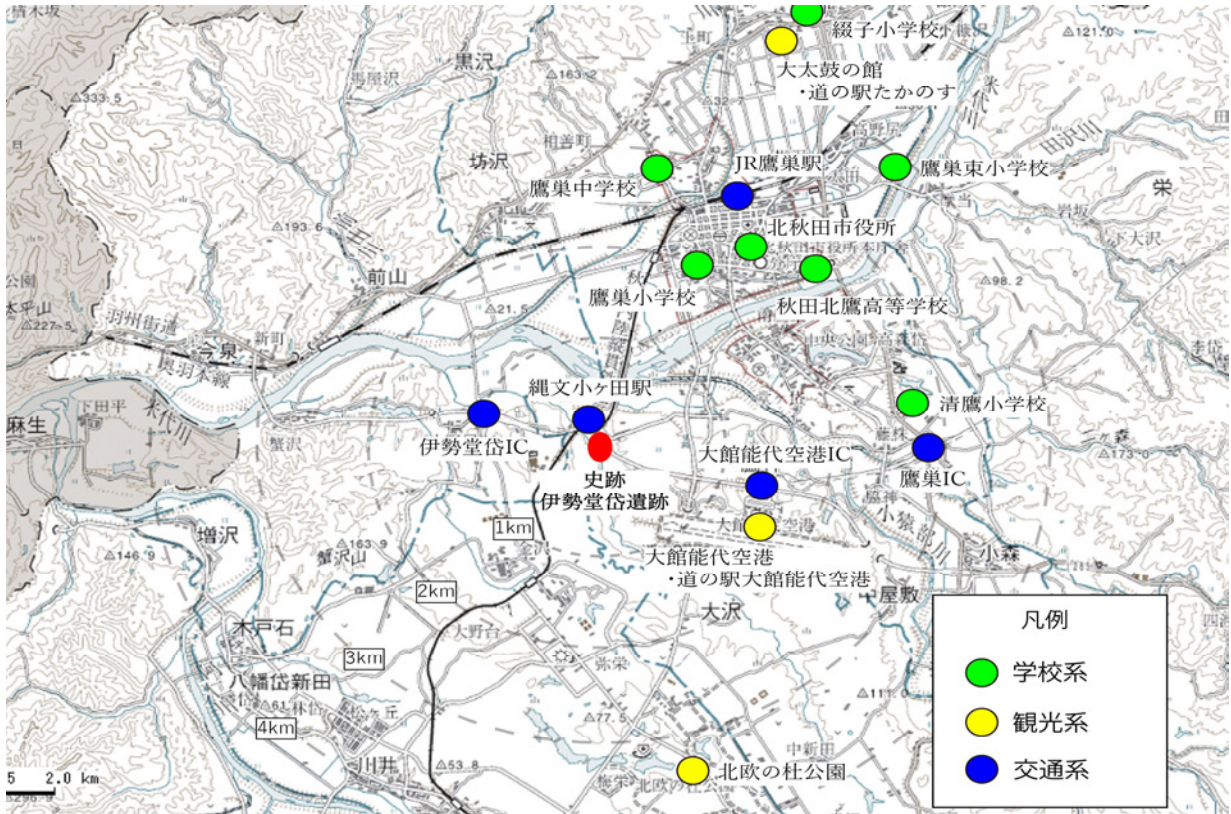


図10 本史跡周辺の施設配置

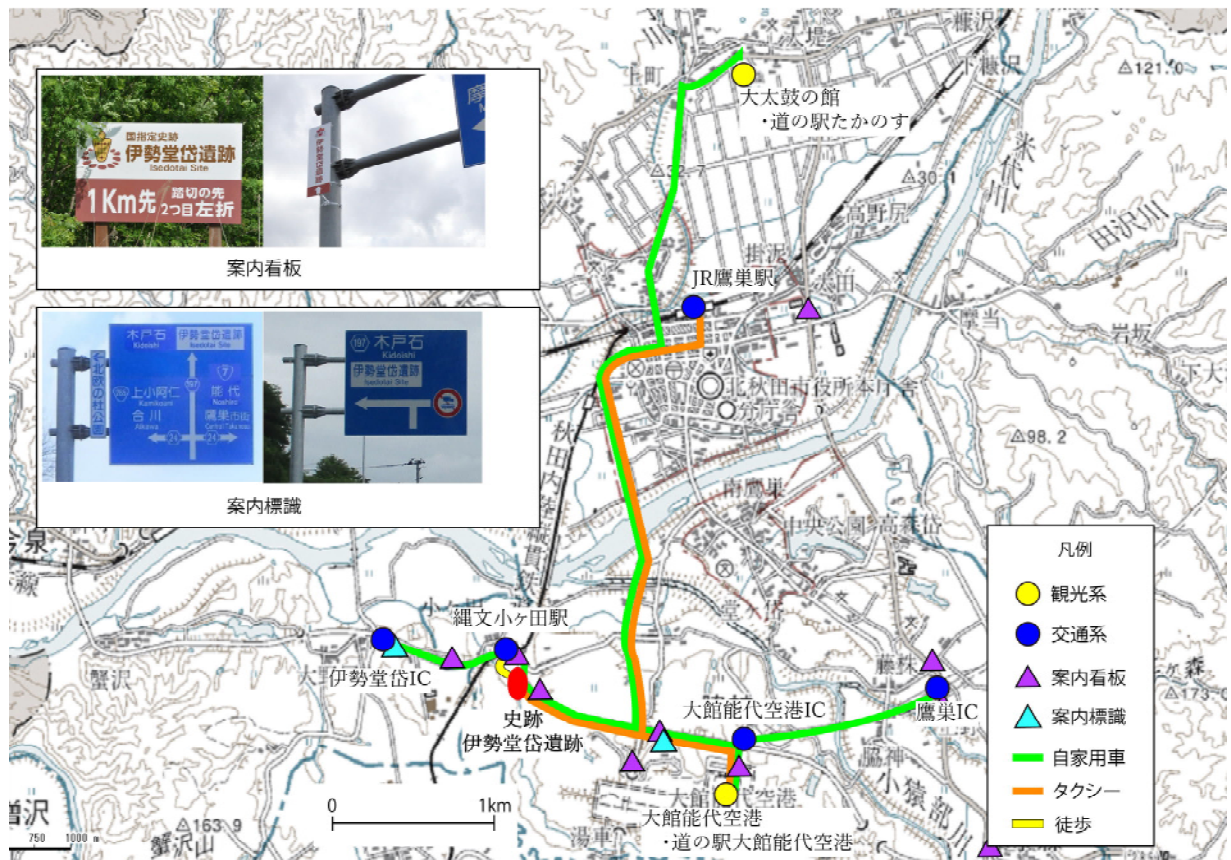


図11 本史跡へのアクセス方法（一部）

誘客を行ってきた。今後も相乗効果による来訪者の更なる増加が期待される。

本史跡は空港・高速道路・鉄道にアクセスしやすいという立地の強みを生かし、観光地として様々な企業と連携してPRし、来訪者の誘導を進めている。アクセスが良いことから来訪者は本史跡を見学後、市内を通過してしまうことが課題としてあり、来訪者を市街地や森吉山をはじめとした市内観光地に滞留させるように「森吉山周遊乗合タクシー」を運行している。

5. 発信・PR

本史跡を国内外に広く発信するために、マスコットキャラクター「いせどうくん」を商標登録した（図12）。本史跡で唯一完全な形に接合された板状土偶をモチーフとしており、令和3年6月30日に商標第6409185号として登録され、パンフレットやチラシ、本市ホームページに掲載していることに加えて、お菓子やポロシャツ、人形にも取り入れており縄文館や市内のお店で販売している。商標の許可は市で行っており、令和4年度までに18件の申請があった。

縄文館では、いせどうくんをはじめ、遺跡や縄文にまつわるグッズを販売している。手ぬぐい、トートバッグ、ポロシャツ、お菓子、書籍など様々な種類のグッズを取り扱っている（写真2）。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数	499,719人	494,211人	260,347人	289,664人	368,495人

表5 本史跡周辺の旅行客調査集計（北秋田市鷹巣地区）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数	4,513人	4,221人	86人	35人	3,305人

表6 北秋田市における訪日外国人旅行客数

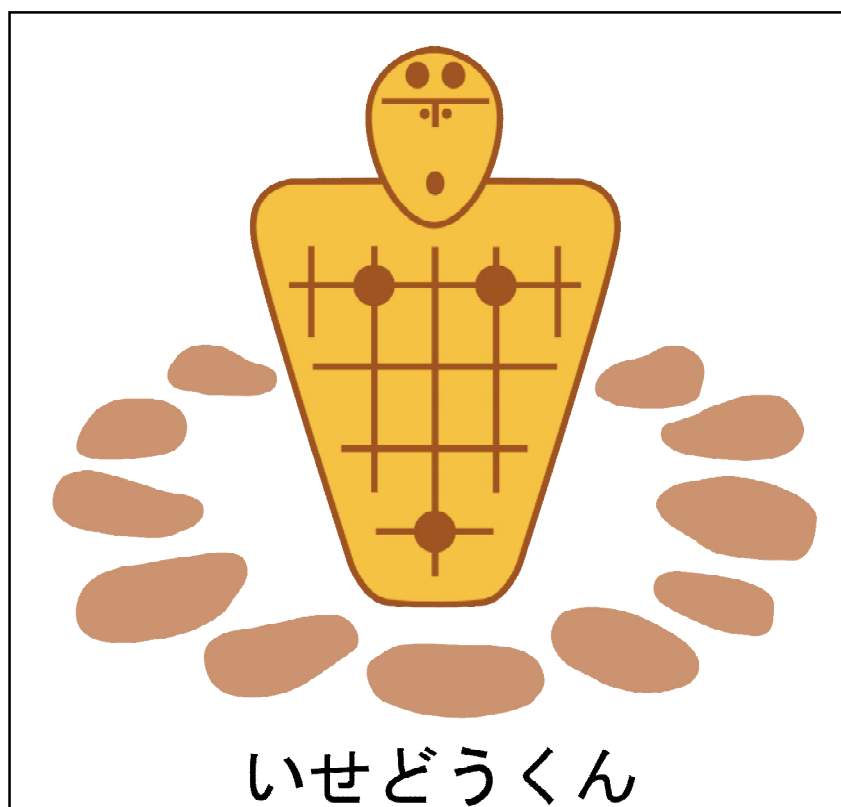


図 12 いせどうくん



写真 2 ミュージアムショップ

第3章 史跡の概要

第1節 指定告示

1. 名称 伊勢堂岱遺跡（写真3）
2. 所在地 秋田県北秋田市脇神字伊勢堂岱
3. 官報告示 平成13年1月29日指定 文部科学省告示第8号
4. 指定面積 156,066.85 m²（図13）
5. 指定理由 ア 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の一部による。

イ 説明

秋田県北部に所在する縄文時代後期の遺跡。東北地方北部から北海道に発達した環状列石とそれを巡る掘立柱建物跡群、墓で特徴付けられる。

15ha余りの広大な台地を平坦に削平したり、溝で区画するなどの大規模な土木工事を行って3ヶ所以上もの環状列石などを設置しており、典型的な祭祀集団を示すものとして貴重である。



写真3 史跡全景



图 13 指定範圍圖

第2節 史跡の概要

本史跡は発掘調査によって、遺跡内の北側に4つの環状列石が集中していることや、配石遺構や掘立柱建物跡、土坑、道路状遺構、捨て場等が確認されている（図14・写真4）。

1. 伊勢堂岱遺跡発見の経緯

大館能代空港（平成10年7月開港）建設に伴う整備事業として、県道木戸石鷹巣線が空港と国道を結ぶアクセス道路として改良整備されることになった。



写真4 第I期整備前

これに伴い、秋田県教育委員会および鷹巣町教育委員会（当時）が平成4年度に路線内の遺跡分布調査を行ったところ、北秋田市脇神字伊勢堂岱地内で、新たに遺跡の存在を確認した。

平成6年度に道路予定地における本史跡の範囲確認調査（第1次調査）を行い、平成7・8年度に県道路線内部分の発掘調査（第2・3次調査）を実施した。平成7年度に西側調査区とした区域において、環状列石Aの南半分と環状列石Bが発見された。環状列石Aは県道路予定地の北側に延びており、北側の土地を所有していた中嶋修三氏（元鷹巣町教育委員会 教育長）の遺跡への理解や協力によって平成8年度に環状列石Aの全貌が明らかになった。翌年の発掘調査では、環状列石Aの南側で検出されていた柱穴群が、環状列石Aとは逆方向に転回する掘立柱建物群であることが判明し、調査区より南側の山林にもう一つの環状列石が存在する可能性が高まった。当該地区のハンドボーリング探査を実施した結果、環状列石Cが確認され、本史跡が縄文時代後期前葉（約4000年前）に属する複数の環状列石を中心とした大規模な葬祭祀場であることが判明した。

第2・3次調査は記録保存を目的とした発掘調査のため、秋田県教育委員会は調査終了後に環状列石Aを大館能代空港に隣接するポケットパークへ移築する予定だった。しかし、3つ目の環状列石が確認されたことで、県民や地域住民が遺跡の重要性を理解し、遺跡保存の声が高まり、平成8年11月に佐々木喜久治秋田県知事（当時）は、道路建設ルートの変更と遺跡の現地保存を決定した。

平成9年度からは鷹巣町教育委員会（当時）が主体となり、国庫補助、県補助金の交付を受けて学術調査を継続し、平成12年度まで遺跡範囲確認調査および内容確認調査を行った。この調査によって遺跡範囲が約20万m²に広がることを確認し、ハンドボーリング探査によって環状列石Cの南側に環状列石Dを検出した。

2. 主な検出遺構

(1) 4つの環状列石

本史跡が立地する舌状台地の北西端部に群衆するように、4つの環状列石が構築され

ている。ほとんどが米代川やその支流から持ち込まれた河原石で構成されており、礫の石材はヒン岩や安山岩が多い。環状列石については、中心にある直径3m以内の円環を内帯、外側にある30～45mの円環を外帯と呼んでいる。環状列石の石列より内側には、土坑墓を検出しており、列石内からマツリの道具が多く出土していることから、祖先崇拜のためマツリの場などと考えられている。環状列石の外周に掘立柱建物跡やフラスコ状土坑などの貯蔵穴が配置されている。

①環状列石A

平成7年に発見された。直径が約32mであり、石列が北側に「ハ」の字のように張り出し部が見られる。東側にも弧状の列石が確認されることから、外帯が二重の円になる環状列石と考えられている。環状列石構築の際に円の内側を削平し整地されたことが明らかになった。

②環状列石B

平成7年に発見された。長さが15mの弧状の環状列石である。列石の外周で発見される掘立柱建物跡が石列の存在しない部分にも存在しており、円環を意識して造営されていることから、環状列石と認定されている。何らかの理由で列石の造成を止めてしまったものと考えられている。

③環状列石C

平成8年に発見された。直径45mと本史跡の中で最大規模である。内帯と、2重の外帯で3重の環状列石である。第2次調査で環状列石Aの南側で検出した柱穴群が、列石Aと反対側に展開することから存在が確認された。列石内側の土を削り、その土を使って盛土し配石していることがわかった。

④環状列石D

平成12年にハンドボーリングによって発見された環状列石である。直径36mの2重の円で、内帯と外帯の間には配石遺構が配置されている。

(2) 掘立柱建物跡

環状列石の周囲に6本の柱を持つ建物跡が検出されている。同じ場所に重複して検出されており、建替えが行われていたとされている。建物の機能については、マツリの施設や住居、倉庫等が指摘されている。環状列石Aからは7棟、環状列石Bから9棟、環状列石Cから25棟、環状列石Dから5棟検出されている。

(3) 配石遺構

花の形をした配石遺構や直径10mの環状のもの、直径60cmの二重の石の環など様々な配石遺構が確認されている。中には土坑墓の上につくられ、墓標の役割を持ったものもある。環状列石に伴うものとして、環状列石A・Bから各1基、環状列石Cから6基検出された。

(4) 土坑墓

環状列石の内側や周辺から多くの墓が見つかっており、大型不整形土坑墓や屋根が架かっていた土坑墓等が確認されている。しかし、墓内部から人骨は見つかっておらず、石刀、三脚石器、鐸形土製品など「第二の道具」が発見されることがある。環状列石Bの土坑内から、本史跡で唯一完形に復元できた板状土偶が出土した。

(5) 埋設土器

土坑に遺体を葬り一定期間たったあと、遺体を取り出し、土器に骨を納めたと推測される土器棺墓で、環状列石から出土している。環状列石Aから5基、環状列石B・Cから各3基、環状列石Dから2基検出した。

(6) 沢

環状列石Aに隣接する沢から土器や石器、土製品や石製品等、多くの出土品が見つかった。隣接して2か所見つかっており、どちらも深いところで2mとなっている。環状列石内で使用した道具を納めた場と考えられている。

(7) 溝状遺構

遺跡の東側で地形を区切るような溝状の遺構を検出した。もっとも長いもので幅1.2m、深さ1m、全長100mに及ぶ大規模なものも存在している。

(8) 中世の壕

遺跡北東部に2重の壕が確認されている。東側に土橋も発見されている。発掘調査によって壕の下層から縄文時代後期の包含層が確認されたため、中世に構築されたと推定されている。

3. 主な出土遺物

(1) 縄文土器

ほとんどが縄文時代後期前葉の十腰内I式土器と呼ばれるもので、深鉢、鉢、壺などが出土している。土器の表面には渦巻模様などの幾何学的な模様が描かれることが多い(写真6)。

(2) 土製品

本史跡から出土する土偶は板状のものが多く、完形で出土することは稀であり、ほとんどは一部が欠けるか、破片の状態で出土している(写真5)。

他には、きのこ形土製品、動物形土製品、鐸形土製品、渦巻文土製品、ミニチュア土器、指輪形土製品などが出土しており、装飾品や儀式で使用された道具と考えられている(写真7)。

(3) 石器

石鏃や石槍、石匙、石斧などが出土している。また、三脚石器と呼ばれる用途が判然としない石器が大量に発見されている(写真8)。

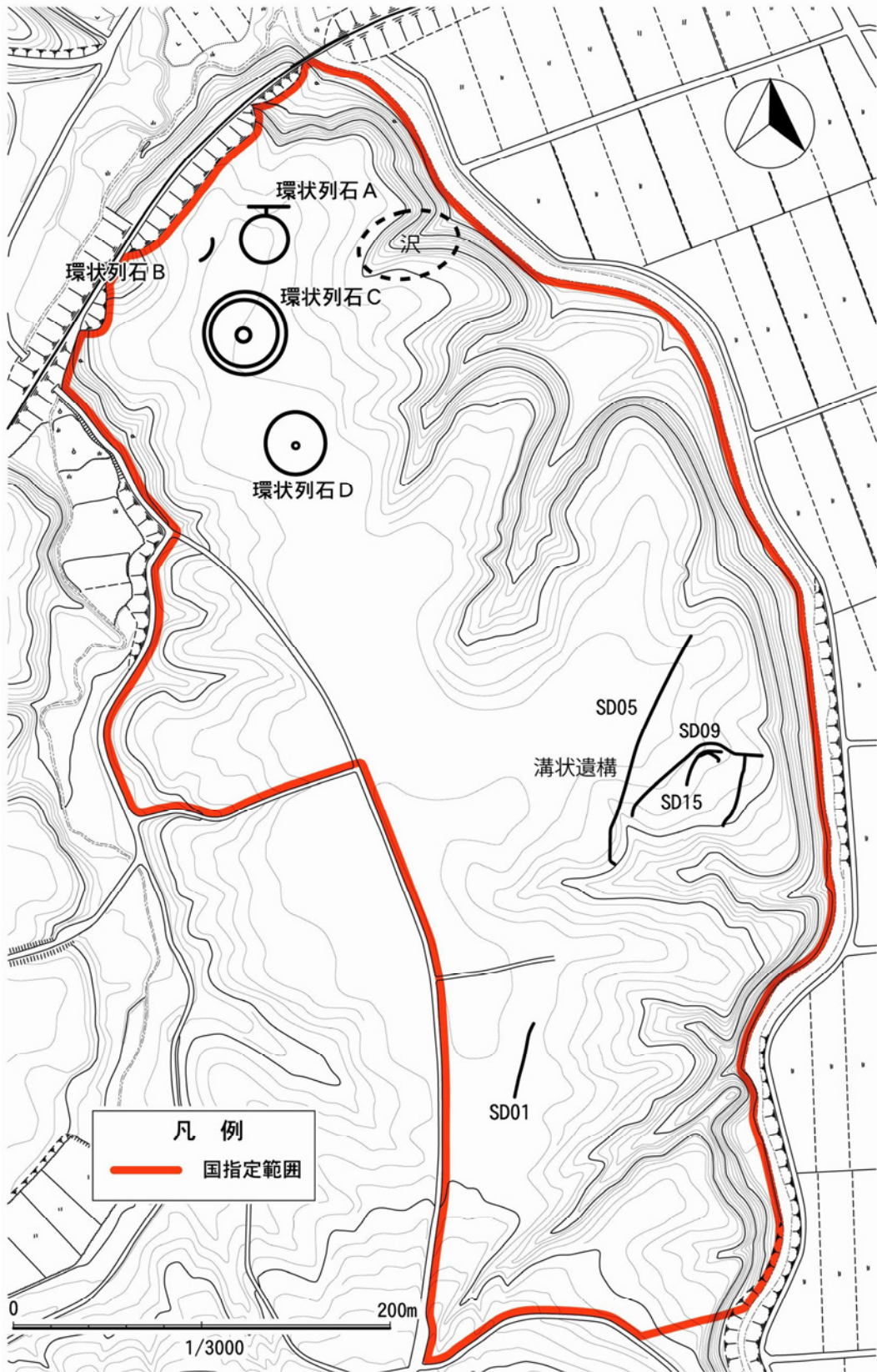


图 14 主な遺構概略図



写真5 伊勢堂岱遺跡出土土偶（秋田県指定文化財）



写真6 主な土器



写真7 主な土製品



写真8 三脚石器

第3節 史跡の本質的価値

1. 史跡の本質的価値

本節では『保存管理計画』（平成31年改定）の記載に基づいて記述する。

本史跡の最大の特徴は近接した4つの環状列石である。そのうちのひとつ、環状列石Cは国内最大級であり、3つ以上の環状列石が密集する遺跡は全国でも他に例がない。

(1) 近接した複数の環状列石をもつ広大な祭祀の場（図15）

本史跡の中でもエリア①-1は、直径30m以上の環状列石（A・B・C・D）が4つ集中し、それぞれの環状列石の外周には、掘立柱建物跡、貯蔵穴、捨て場が同心円状に広がっている。また、環状列石からは葬送儀礼に関わるマツリの道具が多く発掘されている。このことから、ここは縄文時代後期前葉の大規模な祭祀の場として利用されたことがわかる。

台地南側にも平坦な土地は広がっているにも関わらず、エリア①-1という狭い空間に環状列石を集中させることは、選地に特別な意味が与えられている。近年の研究では、夏至の日の出、冬至の日の入りといった二至二分の方向性を意識して、遺跡の選地や環状列石が造営されることが指摘されている。本史跡においても、北側に広がる白神山地の山並みとともに天体の運行を意識している可能性が推測される。

(2) 大規模な土木工事

環状列石の構築にあたっては、土地の削平、盛土などの地形改変を伴う大規模な土木工事を多くの労働力と時間を投入して行っている。また、配置される大量の礫は、本史跡から5～7kmも離れた河原のものを選別し、運搬したと推測される。

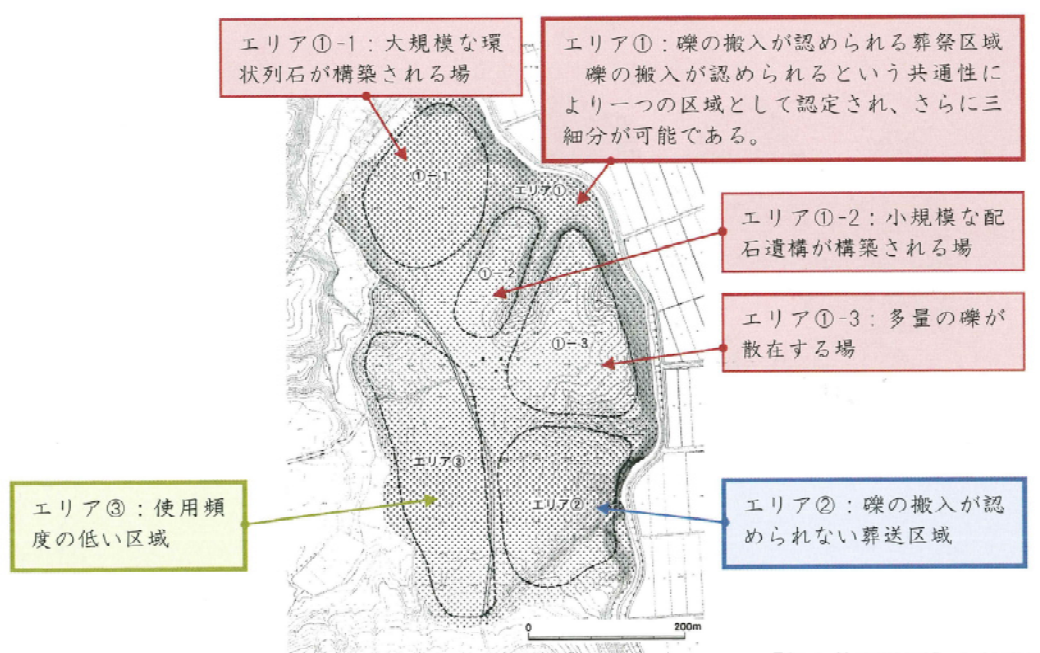


図15 台地の様相

これらの地形の改変や礫の運搬を成し遂げるには、組織立った労働力が必要である。それを可能とした背景には、縄文人の社会や組織、集団に属する人々の世界観、関係性があったと考えられる。

(3) 縄文時代後期の祭祀に関わる遺物

4つの環状列石の周囲、あるいは捨て場等の遺構からは、数多くの祭祀遺物が出土している。主に土偶、きのこ形土製品、鐸形土製品、動物形土製品、石剣類、三脚石器が目立ち、特に土偶は200点近く出土しており、同時代の関連遺跡と比較し、数量が非常に多く、本史跡の祭祀の特徴を示すものと考えられる。

2. 史跡における構成要素

(1) 史跡の価値を構成する要素

分類	本質的価値を構成する諸要素
地上に現れている遺構	<p>○4つの環状列石</p> <p>本史跡が立地する舌状台地の北西端部に群集するように、4つの環状列石が構築されている。環状列石は広く掘削した広場をつくり、周りに大量の礫（河原石）を円形に配置している。礫の石材はヒン岩・安山岩が多く、そのほとんどは米代川やその支流から持ち込まれた可能性が考えられている。3つ以上の環状列石が密集する遺跡は全国でも例がない。</p> <p>○配石遺構</p> <p>花の形をした配石遺構や直径10mの環状のもの、直径60cmの二重の石の環など、様々な配石遺構が確認されている。中には、土坑墓の上につくられ、墓標の役割をもったものもある。</p>
地下遺構	<p>○掘立柱建物群</p> <p>環状列石の周囲を巡るように掘立柱建物跡を検出している。建物は6本の柱を亀甲形に配置するものがほとんどである。これまでに合計46棟を確認した。</p> <p>○土坑墓</p> <p>環状列石の内側や周辺から多くの墓が見つかる。環状列石の下部から何度も掘り返し広げられた土坑墓や単独の土坑墓、柱の穴に囲まれ上屋（屋根）が架かっている土坑墓もある。</p> <p>○埋設土器</p> <p>土坑に遺体を葬り一定期間経ったあと、遺体を取り出</p>

	<p>し、土器に骨を納めたと推定される埋設土器（土器棺墓）が環状列石から出土している。</p> <p>○沢（捨て場）</p> <p>列石Aの東側に隣接する沢から、縄文土器や石器、土製品や石製品など様々な出土品が見つまっている。環状列石での儀式に使用された道具を捨てた（納めた）、もの送りの場と考えられる。</p> <p>○溝状遺構・環濠（全長100m超）</p> <p>本史跡の台地東側の地域では、沢に挟まれた地形を区切る溝が見つかっており、幅1.2m、深さ50cm、全長100mに及ぶ大規模なものが存在している。</p> <p>○出土遺物（土器・石器・土製品・石製品）</p> <p>地中に包蔵されている縄文時代後期の遺物は何にとっても最重要要素である。</p>
自然	<p>○台地</p> <p>本史跡は、山地により馬蹄状に囲まれた鷹巣盆地の北部、米代川支流の小猿部川と阿仁川によって形成された、標高40m～45mの舌状台地に位置する。</p>

(2) その他の諸要素

分類	その他の要素
自然	<p>○森林</p> <p>本史跡における現状植生は、植林が困難な場所以外はスギ植林地が殆どである。スギが植林されていない急斜面の部分では、植林以前の自然植生（落葉樹林）が見られる。</p> <p>○縄文の森</p> <p>整備前から自然に繁殖しているコナラ、ミズナラ、クリの木を成長させ、縄文時代の植生に近づけている。</p> <p>○環状列石からの眺望</p> <p>本史跡から北側には白神山地や田代岳への眺望が確保されており、夏至の日の出、冬至の日の入りの方向が意識されていたと考えられる。</p>
園路等整備施設	<p>○園路</p> <p>木道が本史跡東側に延びており、中世の空堀や、溝状遺構を見学するためのものである。</p>

	<p>○掘立柱建物跡 掘立柱建物跡の表示を行っている。柱表現と、柱穴、柱プランの3種類を表示している。</p> <p>○サイン 史跡標柱、配置案内板、遺構名称板、順路表示版を設置している。</p> <p>○柵 環状列石内や、公開範囲外に来訪者が近づけないようにするものである。</p>
--	--

(3) 周辺地域の要素 (史跡外)

分類	周辺地域の諸要素
河川等	<p>○河川 台地の北～東縁には湯車川が流れ、その東部には水田地帯が広がっており、水田面と史跡との比高は約18mである。</p> <p>なお、環状列石を構成する河原石は米代川、小猿部川、湯車川といった本史跡周辺地域のものである。</p>
景観	<p>○山並み 鷹巣盆地の周囲には山地が連なり、本史跡から北側には世界遺産の白神山地や田代岳が見えるなど、信仰の対象となってきた。</p> <p>また、北北西には残雪が馬の形に見えると田植えの季節とされてきた藤里駒ヶ岳（標高1,157m）がそびえる。</p>
ガイダンス施設	<p>○伊勢堂岱縄文館 平成28年4月に開館したガイダンス施設で、出土品の展示、体験、ボランティアの活動拠点として利用されている。</p>
モニュメント	<p>○旧道路予定地 旧県道予定地に建設された未完成の道路橋脚が遺跡周辺に3基保存されている（写真9）。平成8年に県道の迂回が決定した時点から、開発を中止して遺跡を保存した象徴として親しまれている。うち1基は縄文館の隣接地にあり、橋脚の手前に土舞台を設置し、縄文まつり等のイベントステージとして活用している。</p>

秋田内陸縦貫鉄道	<p>○駅舎 縄文小ヶ田駅が位置する。本史跡の来訪者や地域の住民が利用する。</p> <p>○鉄道 遺跡の西側を通過する。鉄道は1～2両編成で、縄文小ヶ田駅には一日上下あわせて20本程度が停車し、そのうち急行・快速は3本通過する。縄文をモチーフにした「秋田縄文号」と名付けられた車両も毎月2日間上下3本運行している（写真10）。</p>
----------	--



写真9 道路橋脚



写真10 秋田縄文号

第4章 史跡の現状と課題

第1節 整備計画の推移

1. 『基本構想』、『基本計画』の策定と第I期整備

(1) 『基本構想』の策定

平成13年に国指定史跡となり、さらに本史跡の保存と活用を推進することになった。また、地域住民が活動し現地保存を実現したという経緯から地域社会のシンボルとなりつつあったことから、本史跡が広く市民に親しまれるように、平成14年度に『基本構想』を策定した。

(2) 『基本計画』の策定と第I期整備

『基本計画』策定にあたり、『基本構想』をもとにより明確な将来像を提示するために、平成9年度に設置した『伊勢堂岱遺跡調査指導委員会』を平成17年から年2回程度開催し、発掘調査計画や保存整備計画について検討を行った。

以上の検討から平成19年に『基本計画』を策定し、この計画を基に平成23年度から平成29年度にかけて国庫補助・県補助事業として第I期整備を実施した。

2. 史跡の公有地化

本市では平成13年の国指定（156,066.85㎡）を受け史跡内の公有地化を進めた。平成17年度から平成19年度にかけて史跡範囲内の個人有地145,867.33㎡を公有地化し、史跡の93%が北秋田市、7%が秋田県所有となった。令和元年度に秋田県所有範囲（10,199.52㎡）を購入し、市で指定範囲全てを一括で保存・活用できるようになった。

また、史跡外については平成25年度に史跡整備の一環で、縄文館建設や駐車場用地、周辺環境保護のために12,865.41㎡の用地を秋田県及び個人から取得した（図16）。

3. 世界遺産登録推進時の取組と保存管理計画の策定

平成23年に『北秋田市歴史文化基本構想』を策定し、本史跡と他文化財との関連性を挙げながら保存理念や保存区域の設定等を行った。

また、世界遺産暫定一覧表『北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群』（当時）の構成資産であったため、他遺跡と整合性のある保存管理や史跡周辺に緩衝地帯の設定が進められていた。そのため、平成27年に『伊勢堂岱遺跡景観計画』の策定や『北秋田市伊勢堂岱遺跡景観条例』を制定し、本史跡と周辺環境の一体的な保全・継承を進めてきた。このように継続的に取り組んできた整備や活用、維持・管理に関する理念や方針を明示し、適切な維持管理に向けた方策を示すために平成27年度に『保存管理計画』を策定し、平成31年に鳥獣対策を加筆し、改定した。

4. 世界遺産登録後

令和3年7月27日の第44回世界遺産委員会拡大会合（中国福州市、オンライン開

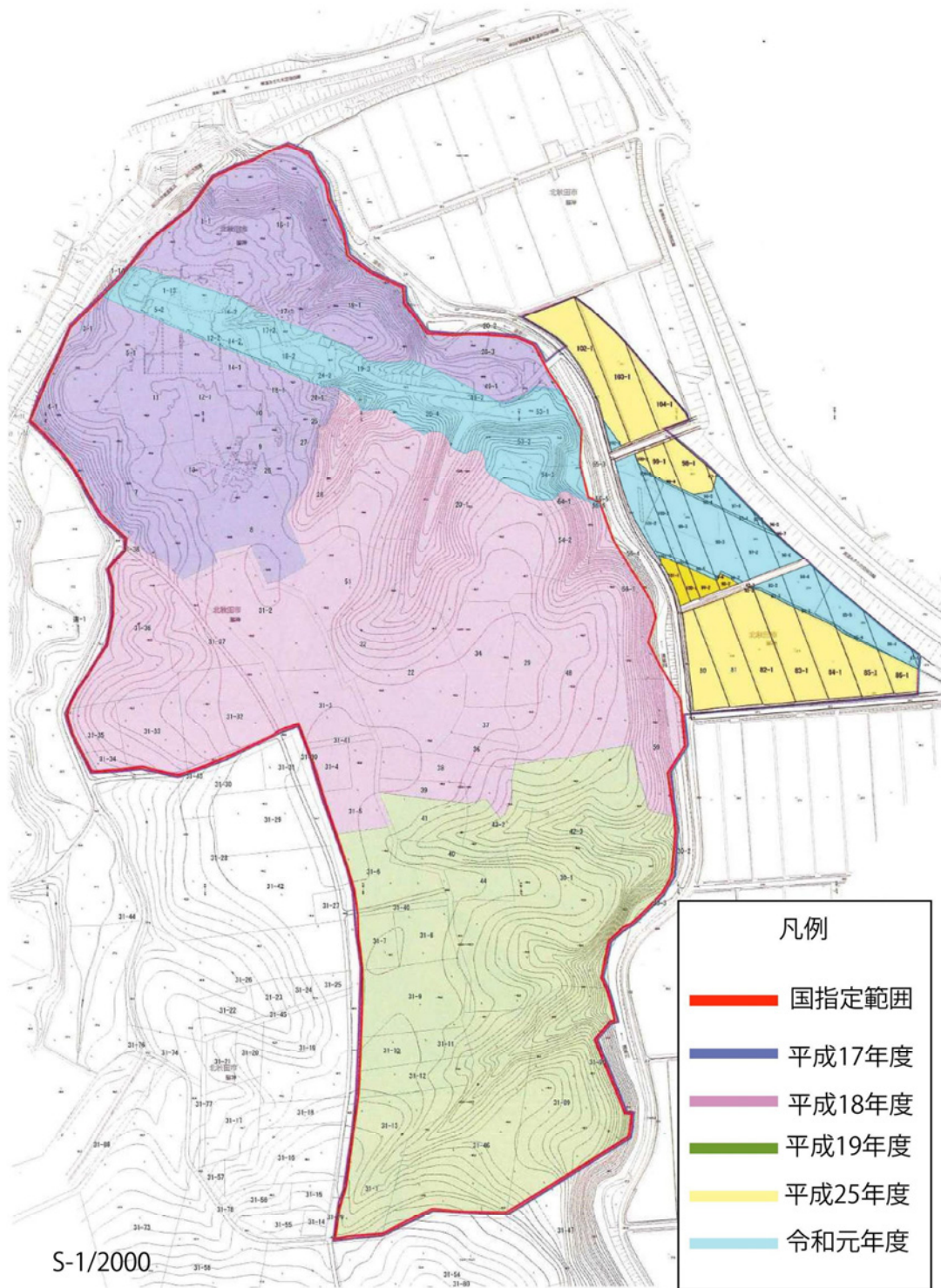


図 16 用地取得範囲



『史跡伊勢堂岱遺跡整備事業報告書』より引用

図17 第I期整備範囲

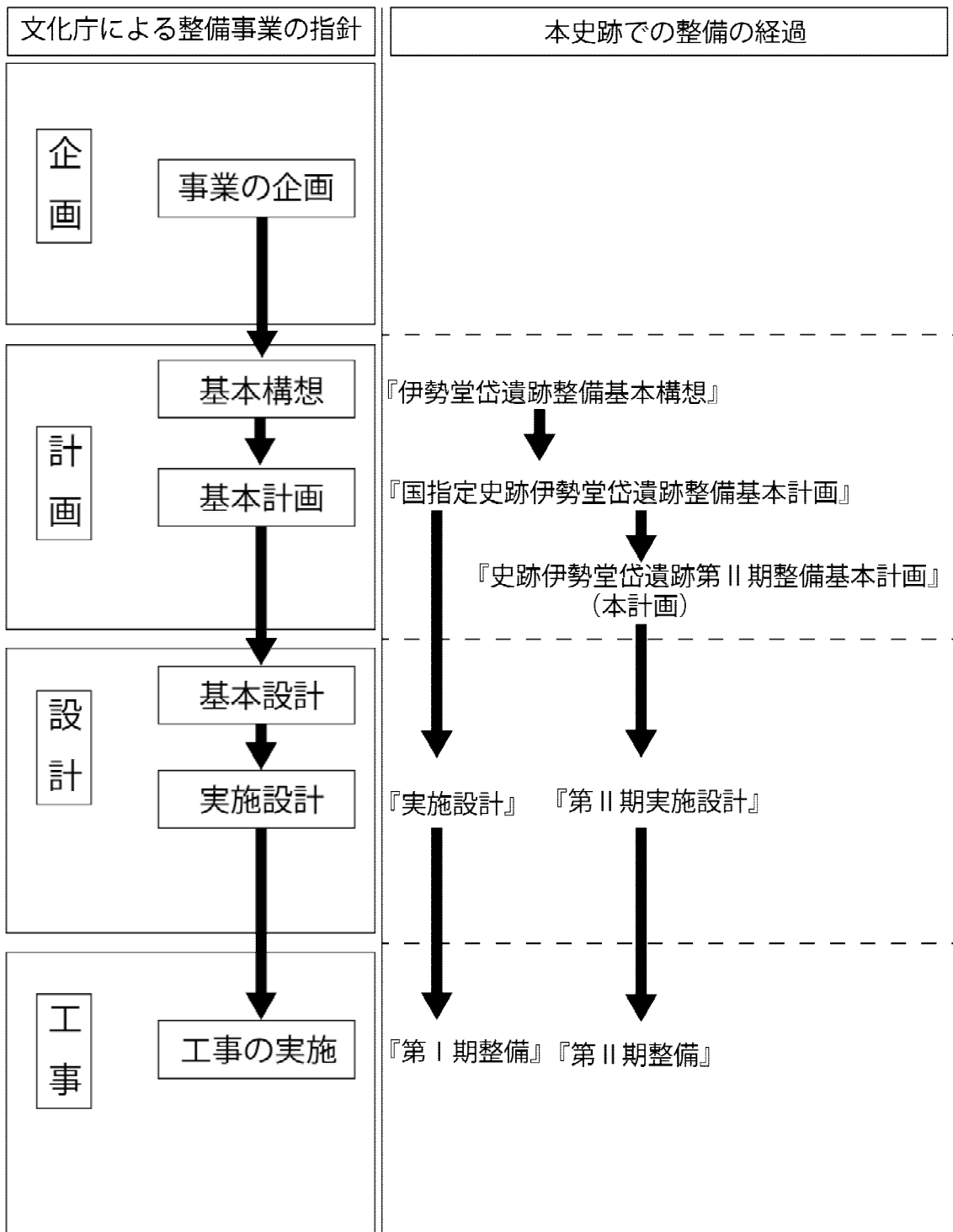


図 18 整備事業の指針と本史跡の整備経過

催)において、本史跡を含む17遺跡が「北海道・北東北の縄文遺跡群」としてユネスコ世界文化遺産に登録された。世界文化遺産登録によって日本全国各地から来館者が大きく増加した。増加する来館者の様々なニーズに対応しつつ、世界遺産登録前から課題となっていた冬期間に遺跡を直接見ることができないという課題にも対応するために、令和4年度に「デジタル田園都市国家構想推進交付金」に採択され、『世界遺産「伊勢堂岱遺跡のXR化」事業』として縄文館内にデジタル展示を設置した。



写真11 第I期整備後

第2節 第I期整備等による現状と課題

1. 現状と課題

本史跡は、平成23年度より国庫補助・秋田県補助を受け縄文館建設を含めた総合整備(第I期整備)を行い、環状列石の保存処理や遺構の表示、園路等の整備を行った(図17)。第I期整備では、史跡範囲内の北側約4万㎡と縄文館設置場所周辺の整備が完了し、環状列石周辺や出土遺物の見学環境が整った(写真11)。本史跡は第I期整備中の平成28年4月から一般公開を開始し、史跡の管理は市の直営で維持・管理を行っている。整備を実施する上で設定した地区区分や整備を実施した各要素の現状と課題について詳述する。各要素の現状と課題については、第I期整備等によるものと維持管理及び公開活用に係るものの2つに分けて記載する。

2. 地区区分

本史跡では文化庁によって定められている整備事業の指針に基づいて第I期整備を行った(図18)。整備事業の過程で、『基本計画』(図19)と『実施設計』(図20)で地区区分を示した。これは『基本計画』策定以後の調査成果及び史跡周辺の道路計画等の変更を盛り込んだ上で『実施設計』を作成する際に、いくつかの区分の変更を行っているためである。そのため、平成31年3月に改定された『保存管理計画』では『実施設計』で示されたものを用いている。

ここでは、『実施設計』段階での変更点と、第I期整備での整備状況を各地区区分ごとに整理して記す。

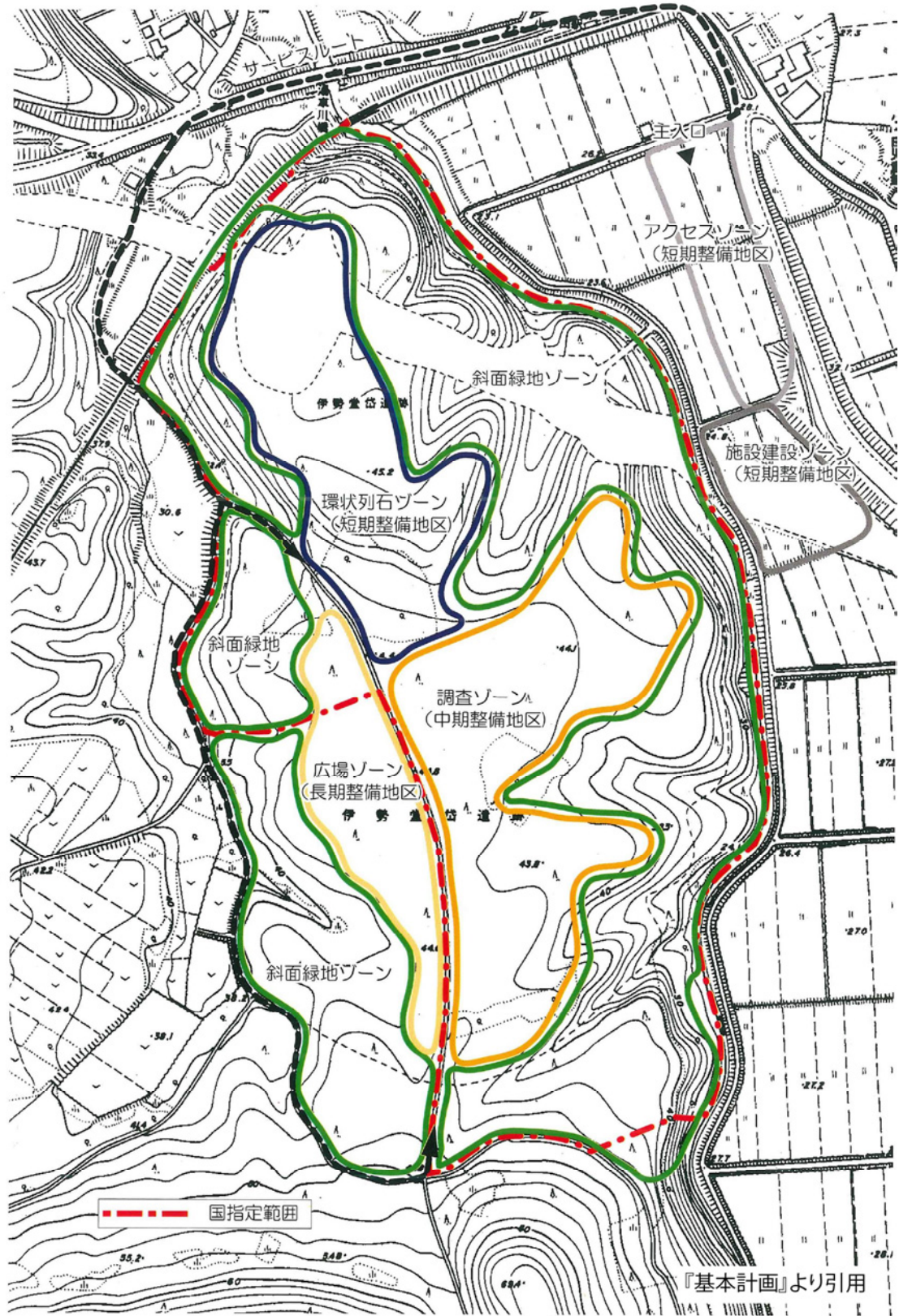
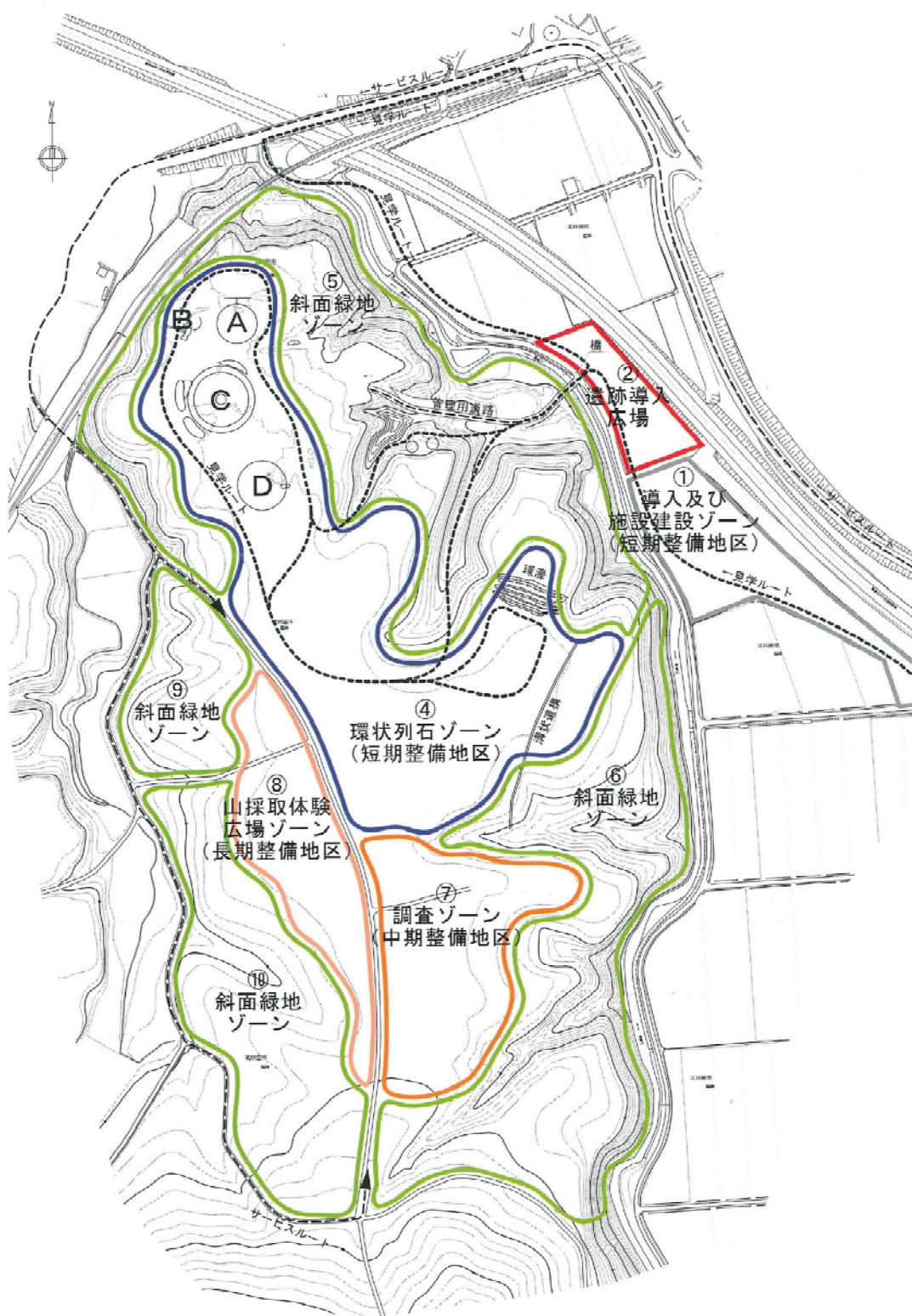


図 19 『基本計画』 地区区分



『史跡伊勢堂岱遺跡整備事業報告書』より引用

図 20 『実施設計（第I期整備）』 地区区分

①導入及び施設建設ゾーン

『基本計画』での区分	『実施設計』以後の整備状況
<p>県道(史跡の北東部)からの進入路及びガイダンス施設や駐車場の設置を目的としており、秋田内陸縦貫鉄道や大館能代空港といった交通機関を活かした導線づくりを目指す地区。</p>	<p>『基本計画』策定後に史跡周辺の県道整備計画が示されたことから、史跡の導入路設置を史跡東部へ変更した。県道大館能代空港西線の迂回工事や秋田内陸縦貫鉄道縄文小ヶ田駅までの歩行者専用跨線橋設置によって交通機関を活かした導線が確保されている。</p> <p>第Ⅰ期整備で縄文館及び駐車場を整備した。平成28年4月に伊勢堂岱縄文館を開館し、通年で館内を公開している。</p>

②遺跡導入広場

『基本計画』での区分	『実施設計』以後の整備状況
<p>来訪者に本史跡の補足説明を行う展示や体験学習のできるガイダンス施設等を設置する地区(図19 施設建設ゾーン)。</p>	<p>縄文館を「①導入及び施設建設ゾーン」に設置したことから、本史跡と縄文館を繋ぐ地区として再設定した。市民と協働した縄文時代の植栽整備も行っている。</p> <p>第Ⅰ期整備の一環で護岸工事と橋梁建設を行った。護岸はコンクリートで保護を行い、橋梁は「縄文渡橋」と命名した。</p>

③環状列石ゾーン

『基本計画』での区分	『実施設計』以後の整備状況
<p>環状列石や配石遺構が集中する地区。</p>	<p>実施設計前の調査によって、史跡東部からも遺構が見つかったことから区分の範囲を南東側に拡大した。</p> <p>第Ⅰ期整備で4つの環状列石や溝状遺構、中世の塚を公開できるようになっている。本区域には芝生も植えており、来訪者が見学しやすい環境が整備された。</p>

④調査ゾーン

『基本計画』での区分概要	『実施設計』以後の整備状況
<p>小規模な配石遺構や土坑墓が散在して</p>	<p>「③環状列石ゾーン」の範囲拡大に伴</p>

いる部分である。未だ内容確認調査が実施されていないため、全体像が解明できるまで保存する地区。	い、南側のみを対象範囲として変更した。中期整備地区として設定しており、現在も公開はしておらず保存地区となっている。本計画の整備対象範囲である。
--	---

⑤～⑧斜面緑地ゾーン

『基本計画』での区分概要	『実施設計』後の整備状況
現況ではスギが林立しているが、『基本構想』の植栽計画に基づき、長期的に間伐しながら、急斜面の樹林帯を保護し斜面の崩落を防ぐ地区。	長期整備地区として設定しており、現在スギ林となっている。区分に変更はないが、地区ごとに⑤～⑧へ細分した。

⑨山採取体験広場ゾーン

『基本計画』での区分概要	『実施設計』後の整備状況
平坦な地形で遺構の密度が比較的小さく、将来的に屋外での体験学習や憩いの場としての活用を検討している地区。	ほとんどが史跡指定外であり、現在も多くが私有地である。長期整備地区として設定しており、将来的な活用を目指すために名称を変更した。

3. 伊勢堂岱縄文館

周囲の景観に調和しつつ冬の積雪を考慮した屋根を持つデザインをコンセプトに設計し、平成28年4月23日に開館した。構造は鉄筋コンクリート造となっている。延床面積は481.96㎡であり、館内には展示室をはじめ、エントランスホール、事務室、収蔵庫、トイレなどを設けた。空調には床チャンバー方式を採用しており、ランニングコストを抑えつつ快適な室内環境となっている。室内は展示室を除いて壁に秋田杉、床にブナ材を使用した温かみのある空間にしている。

展示室は5つの章立てで構成しており、以下のようになっている（写真12・図21）。

1章. 発見！伊勢堂岱遺跡 Discovery! Isedotai site
2章. 遺跡を読み解く Reading the Isedotai site
3章. 縄文のココロとカタチ The Jomon minds and forms
4章. 土偶 Dogu
5章. 伊勢堂岱遺跡の未来を見つめて Looking to the future of the Isedotai site

展示室の導入には板状土偶の巨大モニュメントを設置しており来訪者を迎えている。細部まで忠実に再現しつつ胸部に時計をはめ込んでおり、細部の観察や記念撮影場所として利用されている。1章と2章は写真や図、解説を中心としたものになっている（写真

13)。高精度な撮影機能や印刷技術の普及によって、壁面全体を利用した展示が可能となった。ここでは本史跡発見の経緯や発見されている遺構について解説を行っている。3章から5章は出土品やジオラマが中心となっており、展示替えが容易な構造の展示ケースを使用している。3章と4章では本史跡からの出土品だけでなく、市内の縄文時代の遺跡からの出土品も展示しており、本史跡の理解に加えて、近隣の遺跡との比較もできるようになっている。4章では板状土偶をはじめ、市内各地から出土した48体の土偶を並べており、時代による土偶の変化を観察・比較できる。5章には本史跡全体のジオラマを設置している。ジオラマは縄文人や動物などのミニチュアフィギュアを使用しているが、普及が進んだスマートフォンのカメラやデジタルカメラで接写するこ



写真12 伊勢堂岱縄文館



写真13 展示室の現状

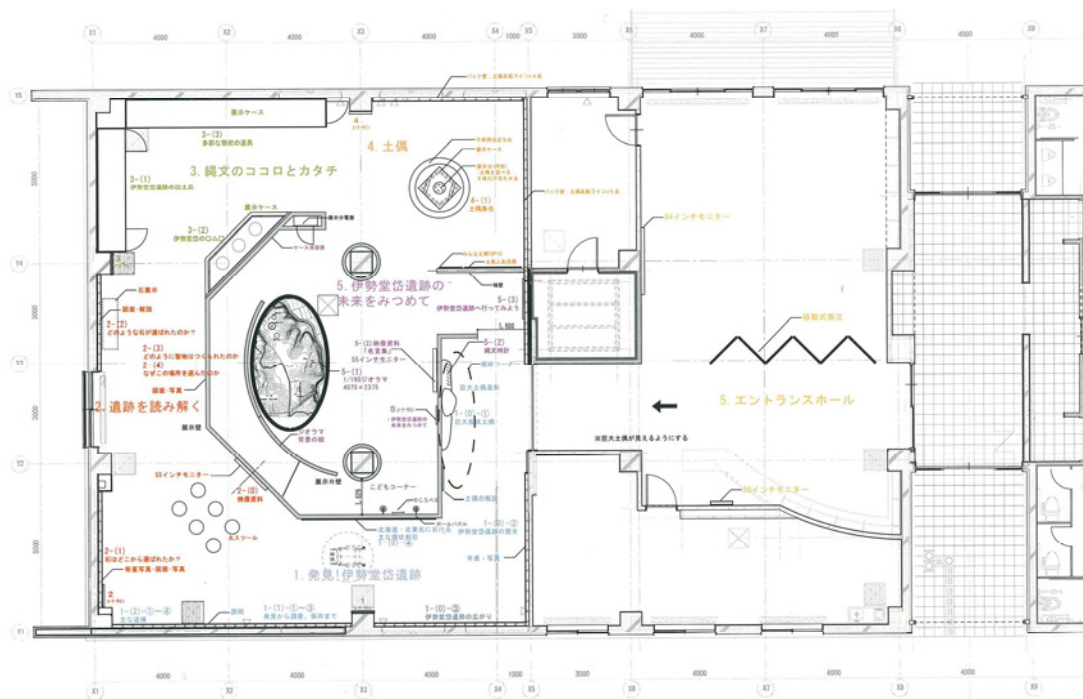


図21 縄文館展示配置

とでフィギュアの様子が確認でき、SNSでも撮影された写真による情報発信がされている。遺構だけでなく縄文人の生活風景も再現しているため、よりリアルに縄文時代を想像できるような展示となっている。本史跡への理解をさらに深めるため、令和4年度に「デジタル田園都市国家構想推進交付金」を活用し、『3D鑑賞システム みどころビューア』・『伊勢堂岱キューブ（2D鑑賞システム みどころキューブ）』・『伊勢堂岱遺跡360°VR（360°VR鑑賞システム バーチャル散策）』のタッチパネルを用いたデジタル展示を新設した。

防火施設については湯車川が隣接しているが、季節によって水位が極端に低くなり防火施設としては不十分のため、第I期整備内で縄文館から25m離れた地点に防火水槽（40m³級）を新設した。開館当初の展示観覧料は大人200円（団体150円）、子供無料で設定されていた。整備検討委員会から、秋田県立博物館等の事例にあるように博物館法の理念に沿って観覧料無料について提言があり、市は「北秋田市伊勢堂岱縄文館条例（平成27年策定）」を改正し、平成31年4月1日から無料とした。このことから、縄文館にリピーターが訪れやすい環境となり、市内在住者が市外から来た来訪者に展示を説明する場面も多く見られるようになった。

本史跡の情報発信は、縄文館をはじめ、パンフレットや平成29年から運用しているホームページを使って周知している。パンフレットやホームページでは本史跡の概要やイベント情報を中心に掲載しているため、縄文館を訪れることによって本史跡についてより詳細に知ることができる。他にも、館内で上映している本史跡の紹介動画の短縮版を平成28年から活用しており、館外での情報発信にも利用している。同年に開設した北秋田市公式YouTube「北秋田市公式チャンネル」への掲載や、平成29年に開設したX、Facebook公式アカウント、令和4年に開設したInstagram公式アカウントの運用によって広く発信を行っている。このように、平成28年に開館してから約7年が経過したが、世界文化遺産に登録されたことから本史跡の情報発信や教育普及の拠点としての役割が益々期待されている。

運営体制は、平成30年より名誉館長を富樫泰時氏（元秋田県立博物館館長）、館長を中嶋俊彦氏に委嘱している。館内受付や事務、ミュージアムショップの管理は会計年度任用職員3名が各日2名ずつ交代で行っている。

維持管理方法としては、日々の清掃や警備、定期的な自動ドアや浄化槽、電気柵の維持点検等を行い、来館者が安心して見学できる環境を整えている。年月の経過によって駐車場や県道からの進入路に引いた区画線が薄くなる場所が見られており、委託して定期的に区画線の引き直しを行っている。積雪時は、市内業者に除雪を委託して駐車場の除排雪を行っている。

縄文館は本史跡の発信や教育普及の拠点としての役割を持っており、本史跡のガイドグループである「伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ」や「伊勢堂岱遺跡ジュニアボランティアガイド」の活動拠点としての機能や、毎年開催している「北秋田市縄文まつり」

(平成13年から)、「伊勢堂岱縄文館講座」(平成28年から)等のイベントでは、館内外のスペースを活用している。

課題として、展示内容の更新や安全対策の強化、収蔵機能の確保、作業スペース等の設置が必要となっている。展示は、平成25年度に実施設計、平成27年度に展示工事を行っており、平成28年の開館時点までの内容で構成されている。そのため、開館から現在までの縄文文化全般や環状列石の最新の研究動向や近年実施した研究成果(土器に付着する成分分析等)を踏まえた内容、世界文化遺産登録に至るまでの活動、史跡内外の経過観察状況について壁面展示に記述が必要である。特に世界文化遺産登録に伴い、縄文に関心が低かった層や世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を巡るツアー客などへの縄文時代の概要説明や縄文遺跡群同士の関係性の解説、世界文化遺産登録に至るまでの活動内容といった多様なニーズに応え、様々な来館者をリピーターとして獲得するための展示作成に向けた検討が必要である。館内では県指定文化財となっている出土品も数多く展示している。建物自体については耐震性能や火災対策等について配慮して設計を行っている。しかし、出土品をより安全な環境で展示していくために、防火性能の高い扉や直射日光対策が求められている。また、縄文館は収蔵機能を備えていないため、本史跡の出土品も、市内の他の出土品とともに、市内の廃校舎を活用した収蔵庫に保管している。令和2年度までは数カ所に分散して出土品を収蔵していたが、一体的に管理ができるように令和3年度に現在の収蔵庫へ移し、市で所持している出土品や民具等すべてを一カ所に集約した。しかし、遺跡から収蔵庫まで6kmほど離れており、学校の設備を改修せずにそのまま活用しているため温湿度の管理や害虫、鳥やクマといった害獣対策が十分に行き届いていない現状となっている。加えて、縄文館周囲には飲食や体験を行えるスペースが設けられていない。本史跡での滞在時間の増加や本史跡、縄文文化への興味関心の喚起のために、これらのスペースの設置を検討する必要がある。

4. 環状列石等の露出展示

(1) 第I期整備の実績

環状列石は保存処理等の整備を行い、実物を露出展示し公開している。環状列石の露出展示については、『基本計画』策定時の史跡伊勢堂岱遺跡調査検討委員会、及び史跡伊勢堂岱遺跡整備検討委員会で方針が決定された。

①事前調査

第I期整備の前に、基礎的な調査を実施した。

まず、環状列石を取り巻く環境調査と、保存処理の強化剤等の薬剤の選定・開発を行った。環境調査は平成18年に遺構に影響を与える恐れのある生物学的・化学的な要因を把握するために、土質分析や水質分析、地下水位などの調査を行った。薬剤選定は平成19年度に環状列石を構成する石の保存に適した薬剤を選定するため、環状列石と同等の河原石を採取し、強化・撥水の効果や石材の色彩、質感などの影響、処理後の石材

表面における付着物等の発生状況といった項目について経過観察を行った。

また、平成 18～19 年度に環状列石を構成する石の石材調査を行った。調査は藤本幸雄（調査検討委員）がルーペを用いて石材の種類・大きさ・円磨度等を記録した。調査数は 3,409 点（環状列石 A1,272 点、環状列石 B309 点、環状列石 C1,281 点、環状列石 D547 点）に及んだ。この調査からは、本史跡の環状列石の石は 20 種類以上の多様な石材で構成されていることが判明した。

さらに、平成 24 年には筑波大学と共同で、石の状況調査を実施し、カルテを作成した。平成 8 年に秋田県が環状列石 A の石 1 点ずつの出土状況を撮影しており、これをもとに現状との比較を行い、石 1 点ずつのカルテを作成した。

以上の事前調査をもとに、環状列石の保存処理手順の検討を行った。

②保存処理

事前調査を踏まえ、環状列石の保存処理を第 I 期整備で実施した。保存処理は平成 24・25 年度にかけて環状列石 A、平成 26 年度に環状列石 B、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて環状列石 C・D、平成 29 年度に環状列石に隣接する配石遺構を実施した。

環状列石の保存処理（洗浄、撥水剤・強化剤塗布、固定土充填）の手順としては、「洗浄」、「強化・接合」、「礫固定処理」の順で処理を行った。

「洗浄」

石造文化財用クリーニング剤 AC322（カルボキシメチルセルロースナトリウム（略称：CMC・Na）に炭酸ナトリウム、炭酸アンモニウムを混ぜアルカリ性とし、脱色剤としてエチレンジアミン四酢酸二ナトリウム（略称：EDTA・2Na）、殺菌剤として塩化ベンザルコニウム 10%水溶液を混合したもの。これに粘土を加え、湿布のように貼り付け、一定時間経過後に除去することで行う）や地衣類・藍藻類除去剤（ウスニン酸を有効成分とする光合成阻害剤、商品名 コレトレール、東海コンクリート工業株式会社）等を使用した洗浄を行った。

「強化・接合」

試供体による実験を経て考案したエチルシリケートを主成分とする石質強化剤（商品名 IsedouA、株式会社アイ・エヌ・テクニカルラボ）を用いた塗布含浸による強化処理を施している。強化後にアルコキシシラン溶液（商品名 OBH、株式会社アイ・エヌ・テクニカルラボ）を撥水剤として塗布している。損壊の見られる礫については石質強化剤とアクリル樹脂（商品名 パラロイド B72）を混合した溶剤を注入した。

「礫固定処理」

風雨や降雪の影響で遺構面への損害や、列石の転倒・崩落の恐れがあるため、改良土による擬土（根固め剤）で石を固定した。固定には、厚さ 2 cm 程の養生砂上に厚さ 5.5 cm の擬土を転圧した。擬土には酸化マグネシウム固化剤（商品名 ジオベスト、株式会社武井工業所）と、遺跡と同種の黒色土、山砂を配合した。史跡の真実性から同質土の黒色を選んだが、黒色土はローム土と比較し強度がやや劣ること想定されたため、事前

に複数の配合サンプルを作成し、1年以上の暴露実験を行った上で、強度の配合を選定した。

環状列石 A・B、配石遺構群は、平成7・8年の記録保存調査の発掘によって環状列石構築面の土層は残っていない。そのため、石の1m周囲に根固め剤を充填した(写真14)。環状列石 C・Dについては遺構面保護のため全面に根固め剤を覆った(写真15)。

(2) 第I期整備後の保存と公開

①公開、維持管理状況

環状列石等の保存については、『保存管理計画』に基づき露出展示を基本としながらも、石や地表面の保護のために盛土の充填や継続的な観察を実施している。第I期整備では環状列石の周囲にロープ柵を巡らせており、来訪者が列石内に立ち入ることができないようになっている。冬季期間中は凍結融解による石の損傷や擬土の劣化を抑止するため、ビニールシートや土嚢を用いて配石部分や盛土部分を覆っている(写真16)。ビニールシートは防水で厚さ#4000以上のものを使用し、周りを土嚢で固定する。冬囲いの作業は毎年11月上旬にシートで覆い、4月中旬に外している。冬囲いは、本史跡の第I期整備前から同様の方法で継続しており、遺跡発見当時の環境の変化を考慮した実施方法の再確認が必要である。

②整備後のモニタリング

第I期整備後の石の状況について、継続的なモニタリングや撮影を行っている。まず、状況を写真に残している。冬囲い撤去時または設置時に年1回程度で1カットに石を5点～10点程度撮影し、カメラの解像度はフルサイズ(35mm)を用いることで、拡大して観察できるようにしている。



写真14 環状列石 A 擬土処理



写真15 環状列石 C 擬土処理



写真16 環状列石冬囲い

撮影と同時に、新たな破損・付着物の確認を行っている（図 22）。擬土については、目視でひび割れがないかを目視している。現在までに環状列石 B を中心に石へのヒビや割れ、環状列石 C を中心に石への汚れをわずかではあるが確認している（写真 17）。割れは石の一部が剥離するような形であり、一部の剥離片は周囲に落下しているものも見られる。汚れは範囲や色などが様々であるため、汚れの詳細分析が必要である。本史跡の継続的な保存のために、これらの問題の解決に向けた対策を検討する必要がある。擬土には風雨の影響で環状列石の外側に向けて擬土の流出や擬土に雨水の流れた跡が確認されている。擬土を充填していない環状列石 C・D の未発掘部分では、環境の変化によって今後列石を構成する石の一部が露出する可能性が危惧されている（写真 18）。



写真 17 黒色の着生微生物
(令和 4 年 11 月作成)

課題として、管理規定の作成や管理の効率化、データの一般公開が挙げられる。環状列石は露出展示を行っているため、年月の経過によって劣化が進行する可能性がある。一定の基準で列石を管理できるように、石の管理規定の作成が必要となっている。また、同一の石を年度毎に比較できる



写真 18 環状列石 D 未発掘部分



石材No.	11	岩種	ひん岩		
割れ	亀裂・ヒビ	風化	汚れ・変色	生物・植物	
C	C	B	B	A	
備考	地衣類 褐色				



石材No.	23	岩種	ひん岩		
割れ	亀裂・ヒビ	風化	汚れ・変色	生物・植物	
C	C	B	A	A	
備考	褐色 地衣類				

図 22 経過観察（平成 24 年度作成）

年度	調査・整備内容
H18	環境調査、環状列石A・C石材調査
H19	薬剤実験、環状列石D石材調査
H21	環状列石B石材調査
H24	石材のカルテ作成（筑波大学調査）、環状列石A保存処理
H25	環状列石A保存処理
H26	環状列石B保存処理
H27	環状列石C・D保存処理
H28	環状列石C・D保存処理（遺構面保護）
H29	配石遺構保存処理
R元	環状列石A撥水剤再塗布

表7 環状列石等の調査及び保存処理

システムを開発し、状態把握の効率化を推進する必要がある。加えて、環状列石の3次元計測を行い、点群データによる石1点ずつの形状の記録を行い、これまでの写真データや石の種類、保存処理による補修の有無等のデータとともに管理し、その一部を市民向けのオープンデータとして活用が求められている。



写真19 掘立柱建物跡整備

③整備後の保存処理

第I期整備で塗布した撥水剤の効果継続期間が6年程度とされており、令和元年度には環状列石Aを対象に撥水剤を塗布した。撥水剤は第I期整備で用いたものと同等のものを使用した。現在まで大きな劣化は確認されていないが、強化剤・撥水剤の効果期間を踏まえると、早期の保存処理方法の再検討が必要である。

5. 遺構表示

(1) 掘立柱建物跡

環状列石の外周に検出されている6本柱の掘立柱建物跡は研究者によって様々な見解があることに加え、史跡内からみえる白神山地の眺望を重要視するため上部構造は表現していない（写真19）。環状列石Aの南側と環状列石Cの北側を整備対象として設定した。

整備方法は以下の3種類である。

①柱穴の発掘時検出面の状態

②発掘時の柱穴完掘の状態

③柱穴に柱のみ立体表示

なお、第Ⅰ期整備では「掘立柱建物跡の復元」と呼んでいたが、現在では「掘立柱建物跡の表示」に統一している。

寒冷地特有の積雪によって立体表示や完掘状態の柱穴表示にひび割れ等の小規模な劣化が発生したが、その度、市単独費で補修を行い維持管理している。

(2) 溝状遺構

遺構保護のため、埋め戻しを行っている。遺構範囲を可視化するために、表土上に植物（リュウノヒゲ）を植栽した。整備時はスギ林に覆われ、下層植物としてほとんどがシダ類となっていたため、明瞭に遺構の表示が確認できていた。しかし、野生動物対策のために周辺のスギを伐採したところ、環境の変化によって様々な植物の遷移が見られるようになった。そのため、リュウノヒゲが育成しにくい環境に変化し、成長が阻害されている。また、現在は多様な植物の成長によって遺構表示の視認性の低下が見られる。

(3) 中世の壕

遺構の保護のため、20 cmの盛土を行い、その上に芝生を植えた。地域住民と協働で草刈りを実施し維持に努めている。

(4) 道路状遺構

本史跡のすぐ下を流れる湯車川から環状列石Aに向かって土壌が締め固まった道路状に伸びる遺構が見つかった。遺構をコンクリートで表示し環状列石造営方法への理解を促している。コンクリート周辺の草刈りを行うことで視認性を確保している。

6. 発掘調査

大館能代空港へのアクセス道路建設に先立ち、平成6年から秋田県教育委員会、平成9年から北秋田市教育委員会が主体となって発掘調査が行われた。『整備計画』では継続的に史跡の整備を行うために内容確認調査や本史跡と周辺史跡との関係解明が課題として挙げている。『整備計画』に基づき、第Ⅰ期整備では平成13年度から平成19年度までの第Ⅰ期内容確認調査、平成20年度から平成22年度までの第Ⅱ期内容確認調査を実施した（表8・図23）。第Ⅰ期内容確認調査では環状列石が集中する台地北部において、各環状列石の周辺遺構の分布や性格を明らかにすることを目的としており、掘立柱建物跡の構造や、道路状遺構、祭祀遺物の分布状況を把握することができた。第Ⅱ期内容確認調査では調査範囲を台地東側へ拡張した。調査課題として、溝状遺構の全容解明や壕の構築年代の解明を目的としており、溝状遺構の広がりや環状列石A北側の道路状遺構を検出した。これまでの調査成果は『伊勢堂岱遺跡詳細分布調査報告書(1)～(4)（鷹巣町教委1998～2001）』、『伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書Ⅰ～Ⅷ（鷹巣町教委、北秋田市教委2002～2009）』として刊行している。秋田県教育委員会による平成8年までの調査成果は『伊勢堂岱遺跡（秋田県教委1999）』として刊行されている。平成

年次	調査年	調査の目的	主な成果	面積
第1次調査	平成6年	道路予定における遺跡の範囲を確認		
第2次調査	平成7年	道路予定地の調査	環状列石A・B、掘立柱建物跡、捨て場を検出。	7,047m ²
第3次調査	平成8年	道路予定地の調査	環状列石Cの発見。	
第4次調査	平成9年	遺跡の範囲確認	遺跡の南限を確認。	1,527m ²
第5次調査	平成10年	遺跡の範囲確認と環状列石Cの面的調査	環状列石Cの規模と土地改変の痕跡を発見。	2,336m ²
第6次調査	平成11年	遺跡の範囲確認と環状列石Cの面的調査	遺跡内の土地利用の様相を明らかにした。	3,007m ²
第7次調査	平成12年	ハンドボーリング調査	環状列石Dを発見。	727m ²
第8次調査	平成13年	環状列石Cの外周施設の確認、環状列石Dのトレンチ調査	環状列石Cの東側で掘立柱建物跡を検出。環状列石Dでは列石内側を掘削し構築していることを確認。	223m ²
第9次調査	平成14年	環状列石Dの構成礫の内容など	環状列石Dの1/4を面的に発掘し、外帯の構成礫を確認。	410m ²
第10次調査	平成15年	環状列石Dの外周施設の確認など	外周に掘立柱建物跡を検出し、他の列石と同様の構造であることを確認。	291m ²
第11次調査	平成16年	環状列石Cの東側の人工地形の年代確認など	前年度検出の人工地形が近代の所産であることを確認。	214m ²
第12次調査	平成17年	ハンドボーリング調査・地形測量など	環状列石周辺の礫の分布や地形の状況を明らかにした。	6,084m ²
第13次調査	平成18年	環状列石Cより西側で調査	列石に伴う掘立柱建物跡、配石遺構、竪穴以降等を検出。	326m ²
第14次調査	平成19年	環状列石Dの北西部を調査	列石の構築単位。石室等の解明。列石外周には掘立柱建物跡を構成する柱穴を確認。	477m ²
第15次調査	平成20年	環状列石Aの全体像を確認	構成礫の北端部分を調査し、道路状遺構を検出。遺跡東部の溝状遺構SD05の広がりを確認。	288m ²
第16次調査	平成21年	道路状遺構の広がりを確認	引き続きSD05を調査し、南東部分を把握。	144m ²
第17次調査	平成22年	環濠の年代確認のため、トレンチ調査を実施	台地中央部の配石遺構の広がりをハンドボーリング調査で確認。	76m ²

第1～3次は秋田県埋蔵文化財センター、第4～11次は鷹巣町教育委員会、第12次以降は北秋田市教育委員会が実施。

表8 調査成果

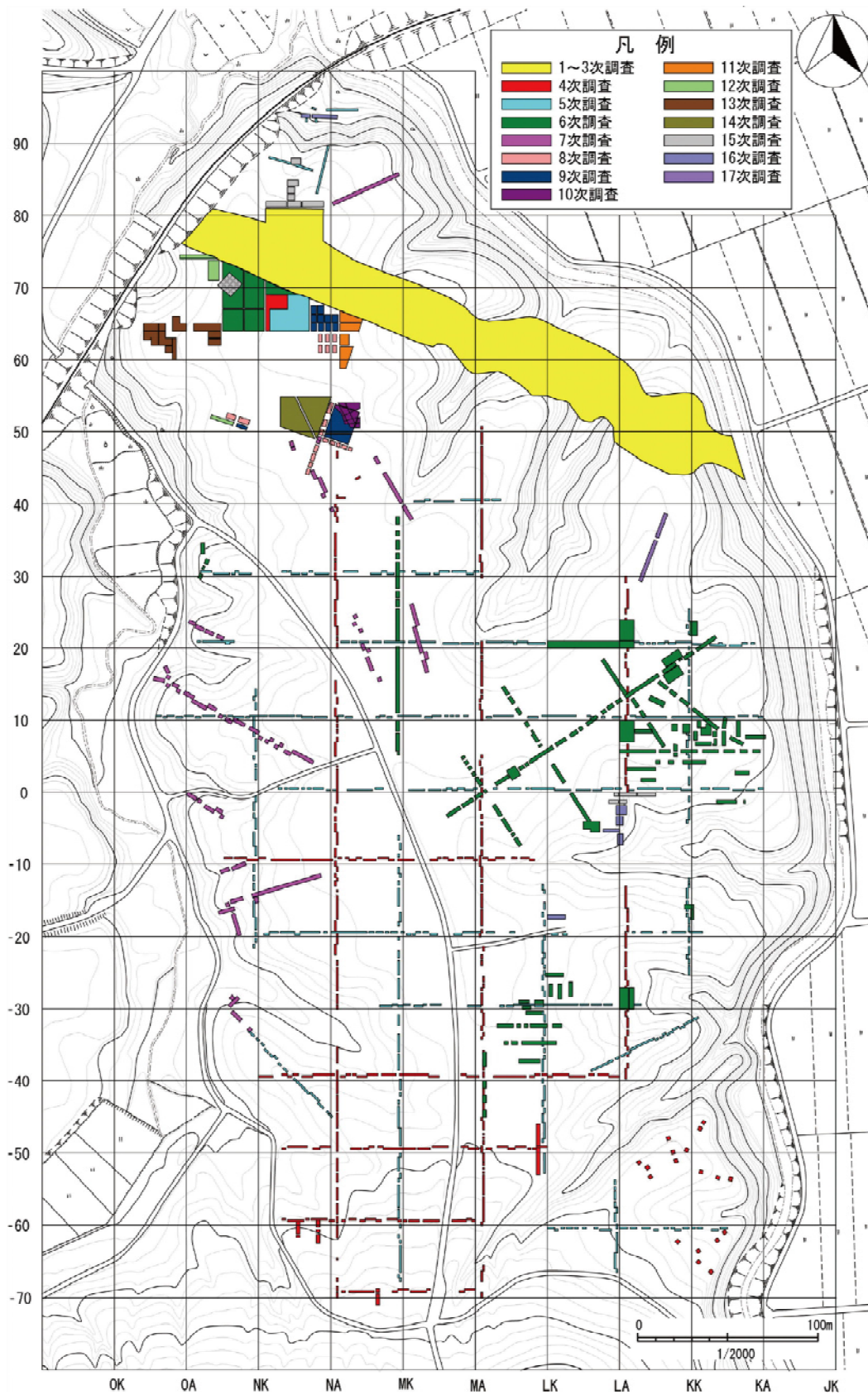


図 23 発掘調査区

23年3月には『史跡伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書（北秋田市教委 2011）』として総括報告書を刊行している。

課題として、本史跡の更なる解明に向けた継続的な調査が必要である。しかし、第Ⅱ期内容確認調査以降の詳細な調査計画が設定されていない。第Ⅱ期内容確認調査から10年以上経過し、これまで技術的に難しかった環状列石未発掘部分のレーダー探査や溝状遺構の調査等を行い、本史跡の解明を推進のために計画策定と調査が求められている。

7. 園路

(1) 史跡への園路

本史跡が立地する台地の下には湯車川が流れている。第Ⅰ期整備以前は発掘調査で利用した仮橋を利用していた。しかし、度重なる河川の増水の影響で不安定な状態になっていたため、橋梁の架け替えを行った。橋梁は地質・地形を考慮し、仮橋より上流側に設定した。橋梁は橋長 $L=19.000\text{m}$ 、 $W=4.000\text{m}$ とした。

橋梁の基礎部分は、西暦915年に噴火した十和田火山由来の火山泥流堆積層となっており水流に脆弱なことから、コンクリートで護岸を行った。

橋梁は「縄文渡橋」と命名した（写真20）。現在、史跡への園路は橋の南側の縄文館からと、北側の縄文小ヶ田駅それぞれから縄文渡橋を通る2つのルートがある。どちらも路面がアスファルトで舗装されているため、バリアフリーに配慮されたルートとなっている。

維持管理方法として、日々の目視による点検、橋梁やアスファルトで舗装されたルート周辺の草取りを実施しており、現在まで河川の浸食による橋梁の損壊や護岸の削剥は確認されておらず良好に維持されている。また、5年ごとに橋梁の定期点検を実施している。

「縄文渡橋」の東側の広場では、縄文時代の植生に近づけるために、伊勢堂岱遺跡ワーキンググループを中心とした市民協働で、植栽を行った。現在までにブナやマメガキを植栽しており、成長を観察している。また、「縄文渡橋」の下を流れる湯車川では秋頃になると鮭の遡上が見られる。

(2) 史跡内の園路

第Ⅰ期整備では、史跡の東部から侵入し南東部の溝状遺構や南部の縄文の森を通り北部の環状列石を見学する園路を整備した。園路には枕木を用い、平地では枕



写真 20 縄文渡橋

木同士をカスガイで連結した。斜面では枕木の上に碎石を充填し、階段状に設置した。環状列石周辺は遺構保護のために20 cmの盛土と張芝を行い、自由園路とした。歩行者専用の園路を整備したことで、安全で縄文の雰囲気を感じながらの見学が可能となった（写真21）。



写真21 園路整備（第I期整備）

『基本計画』では、サービスルートとして高齢者や歩行介助が必要な方が史跡へアクセスしやすい通路を整備し、秋田県が発掘調査時に盛土して造成した作業道は撤去する予定であった（図24）。しかし、サービスルート設置予定場所が『実施設計』策定前の調査によって暴風雨の影響で水没の恐れがあることが判明したため（写真22）、サービスルートは設置せず、作業道を撤去せずに緊急車両通行用の管理用道路として位置づけることとした（図25）。



写真22 サービスルート予定地

縄文渡橋から史跡内を巡るルートは、縄文の森を通るルート（園路A）、溝状遺構や中世の壕を通るルート（園路B）、日時計状組石を通るルート（園路C）、管理用道路と台地上で接続し、環状列石に至るルート（園路D）を見学ルートとしている。園路A～Dは、図25で「園路（規制）」と記された枕木を使って整備された構造物となっている。環状列石のある台地上は芝生を張って整備している自由園路となっており、来訪者は環状列石や縄文の森周辺を自由に見学ができる。図25では推奨コースを示した。

管理用道路は発掘調査時に盛土で造成された道路であり、本史跡への唯一の進入路であった。そのため、勾配が急であり来訪者には不便をかけていた。このような問題を解消するために検討を行ったが、第I期整備まで暫定的な柵を設置した。管理用道路の南側には平成14年度に鷹巣町（当時）の単独費で柵を60mの長さで設置した。北側にはトラロープを張り、来訪者が外側の電気柵に触れないような対策を行っている。これらは来訪者が道路両側の斜面や電気柵への接近を防ぐことを目的としており、南側の柵は高齢者に向けた手すりの役割も担っている。

維持管理については、定期的な遺跡の巡回時に、枕木の状態把握のために経過観察を行っている。現在、風雨の影響で枕木の腐朽が見られる場所があるため、枕木の修繕は市単独費で大きな損傷が見られる箇所を中心に行われている。また、史跡内に休息場所の設置が生じたため、景観に配慮し園路内に簡易的な木製ベンチを設置し休息場所とし

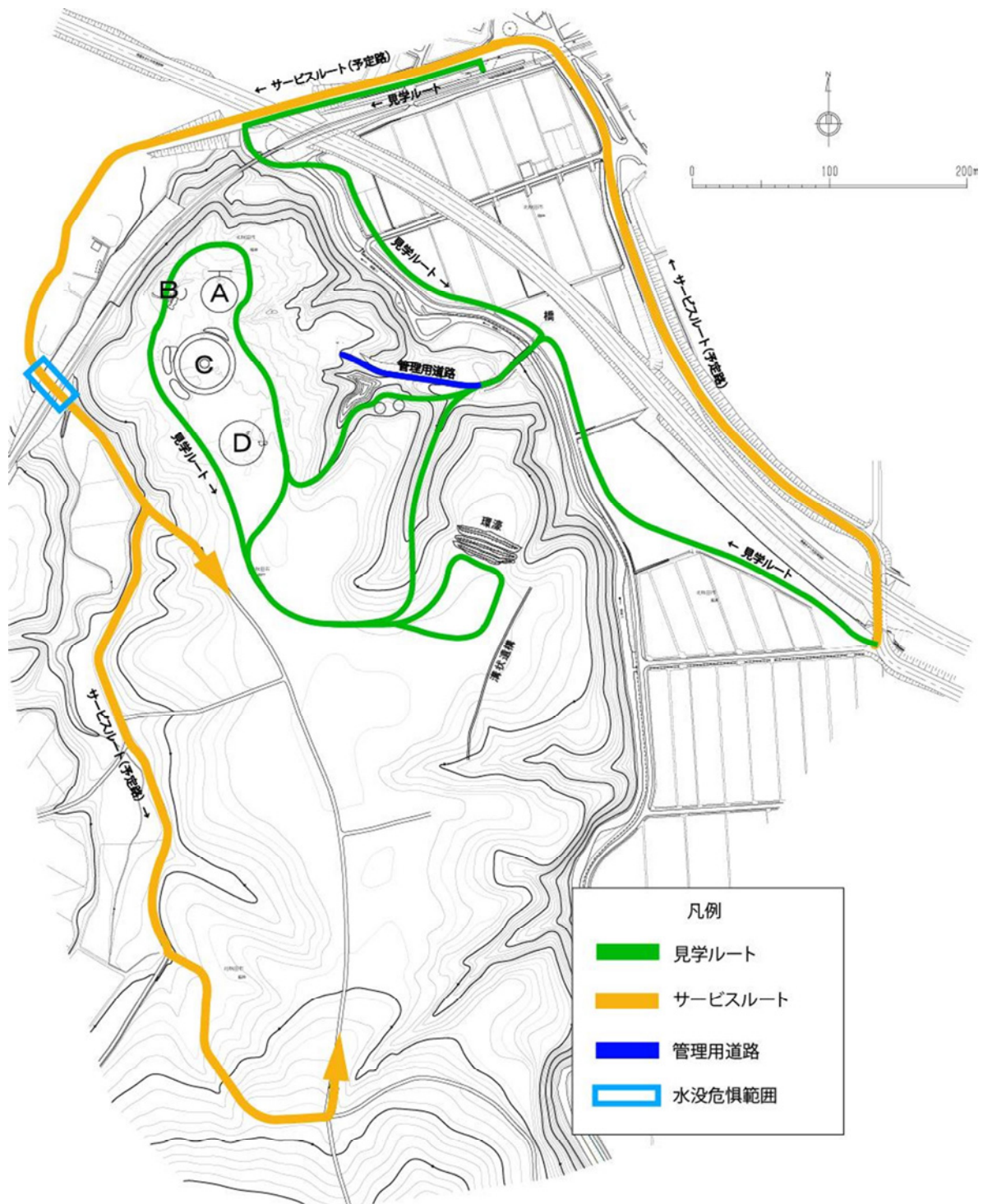


図 24 実施設計時の園路等ルート

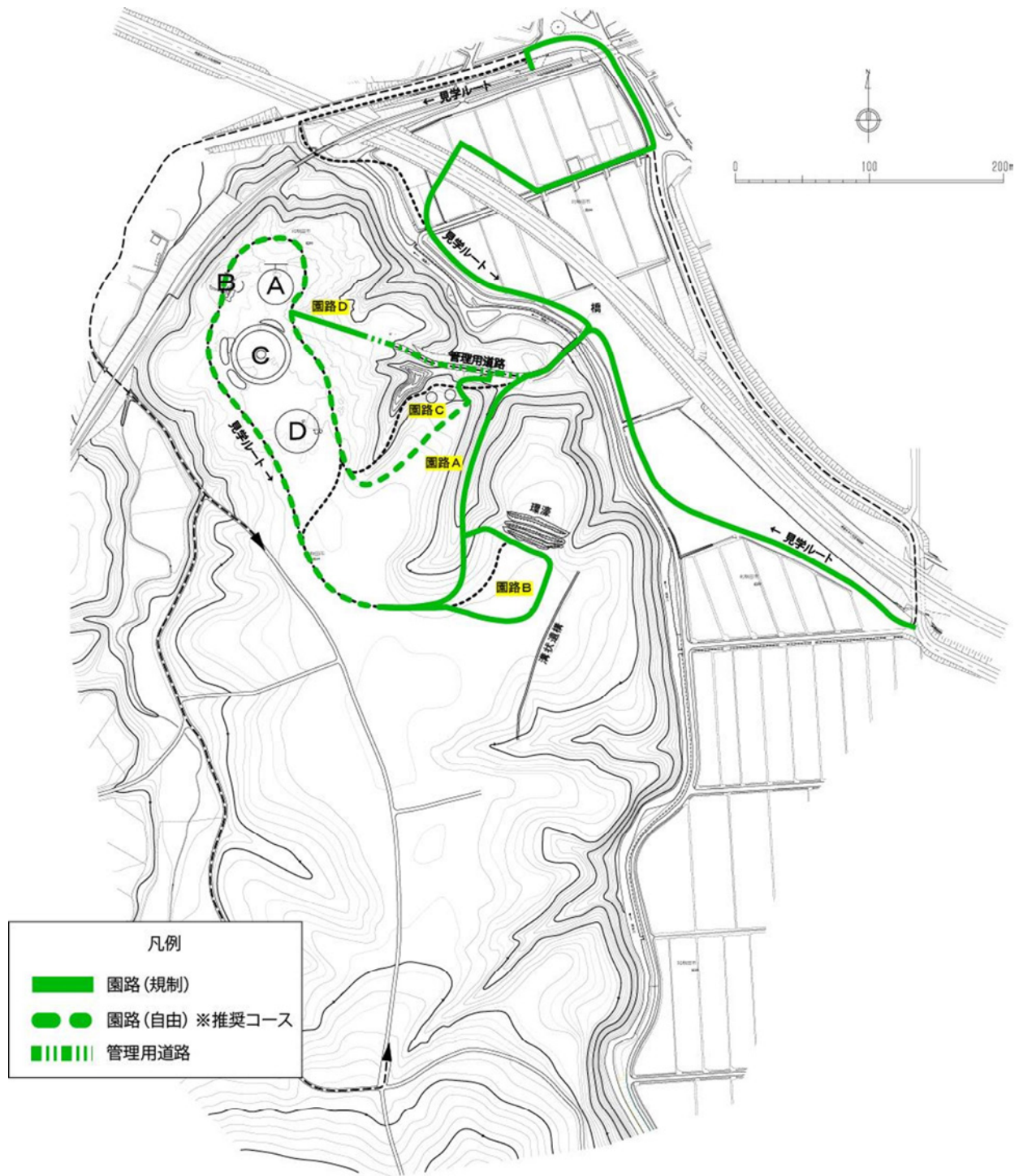


図 25 第 I 期整備後の園路等ルート

ている。

課題として、管理用道路の整備や柵の設置、休息施設の整備が求められている。管理用道路は未整備であるため第Ⅰ期整備後に作られたパンフレット等に掲載した地図、史跡内サインには表記していなかったが、最短ルートであることから管理用道路を利用する見学者が増えてきた。また、世界文化遺産登録以後、来訪者が増加しており、今後見学ツアーの充実化やインバウンドの



写真 23 管理用道路状況

回復によって更なる見学者の増加が見込まれる。しかし、管理用道路には窪みや段差があり、砂利敷きのため滑りやすい状態となっており、道路の両端が斜面で転落の可能性といった問題があるため、来訪者の安全を確保するためにも早急な整備が必要とされる（写真 23）。管理用道路の整備によって複数の園路を設け、短時間で環状列石を見学したいという必要性や複数の団体を同時に案内できるような環境づくりが求められている。本史跡の特徴である環状列石のある台地上に登るには、階段状に設置された枕木の園路か砂利道となっている管理用道路のいずれかを通る必要がありバリアフリーも配慮した上で、誰もが列石を見学できるような環境づくりに向けて検討が必要である。また、管理用道路両側の柵は、暫定的に設置したものであるため簡易的で経年劣化も見られる危険な状態となっている。そのため、道路両側斜面や電気柵への接近を防ぎ、手すりとしての機能も持った柵の設置が求められている。加えて、史跡内にはベンチを設置しているものの日陰となるような屋根のある休息施設がなく、特に日光の強い日には来訪者に不便を生じている。

8. 植栽

遺跡の緑地空間は以下の2つの大きな方針に沿って整備を行った。

- 遺跡当時の風景をイメージさせるように、自然植生にそった緑地の整備
- 遺跡を見やすく、遺跡に親しみやすく、園路を使いやすいような緑地の整備

『基本計画』では緑地の復元は時間がかかることから、植栽の整備計画を、短期、中期、長期整備ゾーンの3段階として設定している。それぞれのゾーンの整備方針は以下の通りである。

〈短期整備ゾーン〉（図 26）

史跡周辺を草地で仕上げ、落葉広葉樹を適宜点在させるよう整備する。広場周辺のスギ林は幅 20m 程度の部分で伐採し、クリやミズナラ等の落葉広葉樹を植栽する。

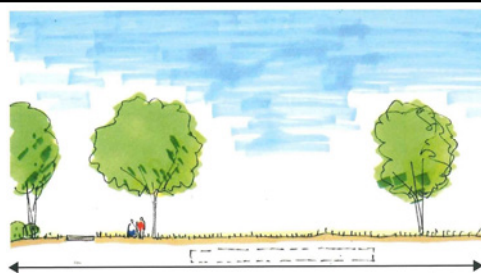


図 26 短期整備ゾーン
（『基本計画』より引用）

〈中期整備ゾーン〉（図 27）

やや緩い斜面の、20m 幅以降のスギ林をクリやミズナラのような落葉広葉樹へ順次変更していく。

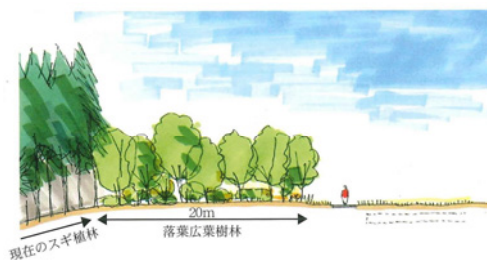


図 27 中期整備ゾーン
（『基本計画』より引用）

〈長期整備ゾーン〉（図 28）

急斜面に植栽されたスギ林は間伐を行うように、適宜林内に空地をつくり光を取り入れ、次世代の落葉広葉樹の育成を図る。長い年月をかけて落葉広葉樹林帯に遷移していくようにする。伐採したスギはその場に置き、土留めと腐朽後に土壌を肥沃にする役割を担う。

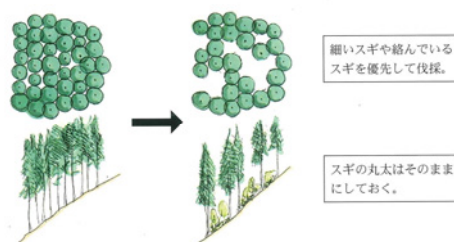


図 28 長期整備ゾーン
（『基本計画』より引用）

第 I 期整備では、「短期整備ゾーン」とした『実施設計』③環状列石ゾーン及び管理用道路や園路周辺で伐採を行った。史跡中央部分では落葉広葉樹が密集しており、遺跡当時の風景をイメージさせることから「縄文の森」と呼んでいる（写真 24）。伐採した立木について、整備の場合は専門業者に史跡外に搬出し処分している。また、日常の維持管理で伐採後に非公開地区に運搬することもある。

課題として、未公開範囲の整備がある。「中期・長期整備ゾーン」は第 I 期整備後に整備を行う区域としていたことから、現在まで整備を行っていないスギを中心とした林地となっており非公開である。そのため、現在の公開範囲は第 I 期整備を行った 40,000 m²と史跡範囲のわずか 4 分の 1 程度である。本史跡の本質的価値は史跡北側の 4 つの環状列石だけでなく、約 16 万 m²という広い台地も史跡の価値である。そのため、公開範

圃の拡大が必要となっている。この価値を伝えるために、段階的に公開範囲を拡大するよう、今後の整備を検討していく必要がある。また、「長期整備ゾーン」の整備方針は、近年豪雨による災害が増加していることから、今後見直しを行う必要がある。



写真 24 縄文の森

9. サイン

史跡内の景観の配慮のために数量や規格を検討の上、史跡標柱、配置案内板、遺構名称板、順路表示板の4種類を設置した。サインには日本語と英語の2ヶ国語を表記している。史跡標柱は「史跡名勝記念物等標柱設置基準規則」に基づいている。遺構名称板は陶板製であり、QRコードを表示している。スマートフォン等で読み込むことによって遺構の詳細説明のサイトにつながるようになっている。

課題として、経年劣化によって遺構名称板と順路表示板に貼ったシートが剥離することがあり、市単独費で補修し、併せて表示の内容も更新している。

第3節 維持管理及び公開活用の現状と課題

1. 史跡内環境維持管理体制

本史跡をより良い状態で公開できるように定期的な草刈りを行っている。草刈りは史跡に隣接した小ヶ田集落の住民に委託して実施している。遺跡の草刈りは現地公開期間中の5月から9月までの間に月1～2回、5～6人程度で実施している。範囲は第I期整備範囲全体で実施し、特に環状列石周辺、園路である枕木や管理用道路の両側及び野生動物の侵入を防ぐ電気柵下を重点的に行っている。環状列石内の草取りも同様の期間、頻度に2人程度で実施している。芝生で整備している環状列石が集中する台地上は、乗用芝刈機を使って維持管理を行っている。特に夏期は高温多湿な環境であるため植物の成長が早く、史跡の公開範囲が広いため作業が後手に回る状態になることもある。

史跡の第I期整備範囲と未公開範囲との緩衝地帯の草刈りは、市内の業者に委託して5月から7月の間に1回作業を行っている。

縄文小ヶ田駅から史跡内にアクセスするための陸橋周辺の草刈りも行っており、小ヶ田集落の住民に2～3ヶ月に1回の頻度で2～3人程度に委託して管理を行っている。集落の住民の高齢化によって今後遺跡の草刈りの担い手不足の恐れがある。

2. ガイド団体

本史跡を訪れた観光客への対応では、平成9年に結成された鷹巣町文化遺跡ワーキンググループ（平成17年より伊勢堂岱遺跡ワーキンググループに改称）が中心となって

ガイド活動を行っている。会員は22名（令和5年9月現在）となっており、本市を中心に近隣市町村在住の市民が参加している。主な活動日は、遺跡を公開する4月下旬から10月末までの毎週土・日曜日と祝日にガイドを行っている。近年、20名程度の会員数で維持されているが、高齢化も進んでいるため今後のガイド不足も危惧している。

平成27年からは北秋田市や近隣市町村の小学4年生から高校3年生までを対象として結成されている伊勢堂岱遺跡ジュニアボランティアガイドも活動している。主に5月の大型連休や8月のお盆の時期にガイドを行っている。毎年本市と近隣市町村の児童・生徒に参加を募っており、参加人数は近年50名程度まで増加したが、一人あたりのガイド回数を十分に確保するために令和5年度は本市在住の児童・生徒のみを募集対象とした。将来的に伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ等への加入によって継続的なガイド人口の確保を期待している。

3. イベント

本史跡の活用、発信に当たり、通年でイベントを実施している。毎年4月第1土曜日には本史跡の位置する台地下を流れる湯車川で、平成23年から「カムバック縄文サーモン」と題して鷹巣漁業協同組合の協力の下、鮭稚魚の放流を行っている。9月第2土曜日には「北秋田市縄文まつり」と題して、土器や土偶、勾玉づくり等の縄文を感じられる体験イベントを行っている。「北秋田市縄文まつり実行委員会」が主体となっており、市内団体が中心となり史跡の活用を行っている。本史跡が国指定に登録された平成13年以降、継続して実施している。冬期期間には「伊勢堂岱縄文館講座」と題して縄文や遺跡に関連した講演会を平成30年度以降毎年2回程度、外部の講師を招いて実施しており、市民の縄文への関心を高めている。他にも、シンポジウムや観光部署と連携したガイドツアーも行っている。

課題として、今後も継続的にイベントを開催しながら、新しい発信方法について検討する必要がある。

4. アクセシ性の向上と市内循環体制

本史跡周辺には、空港や鉄道等の公共交通機関が充実しており、本史跡へのアクセシ性は非常に高い。

しかし課題として、公共交通機関の時間の制約や、近隣施設の周遊を促せる仕組みが少ないことから、観光客は遺跡のみを目的に来跡されることが多くなってしまふ。そのため、シャトルバスや循環バスの整備によって本史跡へのアクセシ性のさらなる向上や市内各所を同時に巡ることができるような仕組み作りが必要である。

5. 来訪者増加やニーズの多様性への対応

第I期整備後の令和3年に世界文化遺産に登録されたことをきっかけにツアー客や

新しく縄文に関心を持った見学者などによって来訪者が著しく増加しており、登録前と比較して年間2～3倍の増加となっている。来訪者が多くなる夏期を見ると、遺跡への来訪者数は約4～6倍、伊勢堂岱縄文館来館者数は約3～4倍に増加している月もあり、世界文化遺産登録による観光資産としての価値、興味関心への影響力は非常に大きくなっている（表9）。これに伴い、世界文化遺産登録による来訪者の増加や多様化するニーズへの対応が求められている。

6. 来訪者の安全対策

本史跡周辺ではまれにクマが確認されている。史跡内にクマなどの動物が侵入するのを防ぐために史跡を取り囲むように電気柵を平成29年度より設置している。毎年4月中旬に電気柵の設置、11月上旬に撤去を業者に委託している。加えて、史跡外に監視カメラを5機設置している。すべて動体検知のものとなっており、画像データがSDカードに記録されるものとメール送信されるものを使用している。また、クマの接近の防止のため、公開範囲の周縁に茂みのない緩衝地帯を設けるなどの対策を行い、現在まで来館者への獣害等は確認されていない。

課題として、近年史跡周辺においてクマの出没が増加していることから、見通しの良い緩衝地帯を広げる必要がある。中期整備ゾーンは緩衝地帯としての役割が見込まれる。そのため、中期整備ゾーンを緩衝地帯として活用後、さらに伐採範囲を広げることで公開範囲の拡大も期待できる。ただ、短期間で多量の立木伐採（皆伐）は下草の繁茂につながり、逆にクマが定着する恐れがあるため、皆伐ではなく間伐にするなど動物の生態に詳しい専門家に意見を聞きながら実施する必要がある。

7. 気候環境変化による新たな問題

本史跡の東側には、湯車川が北流している。近年目立つ集中豪雨が原因となり、湯

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
H31/R1	672(365)	1,289(1,010)	687(441)	772(514)	1,372(1,011)	1,404(567)	
R 2	72(0)	179(129)	483(379)	820(626)	1,059(710)	689(465)	
R 3	404(108)	1,511(1,320)	1,691(1,534)	1,901(1,863)	3,375(2,860)	3,319(2,937)	世界遺産登録
R 4	1,066(548)	2,658(2,285)	2,357(1,796)	1,848(1,537)	2,044(1,416)	2,251(1,709)	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(人)
R 1	940(645)	403(70)	132(0)	164(0)	262(0)	190(0)	8,287
R 2	886(586)	415(0)	135(0)	54(0)	188(0)	173(0)	5,133
R 3	3,453(2,852)	1,717(0)	427(0)	110(0)	188(0)	250(0)	18,346
R 4	2,230(1,786)	748(0)	158(0)	125(0)	186(0)	386(0)	16,057

伊勢堂岱縄文館入館者数 そのうち () 内は伊勢堂岱遺跡来訪者数

※世界遺産登録前から登録後にかけて増加が著しい場所に色を付けて示している。

表9 伊勢堂岱遺跡来訪者数推移

車川が増水し、史跡範囲内の斜面にスギが数本倒木するき損が発生している（写真25）。遺跡東部に遺構は集中していないが、将来的に遺構への損害や史跡の価値の低下が危惧されるため、湯車川の護岸も含めて対策が求められる。



写真 25 本史跡東側の倒木

第Ⅰ期整備事業をまとめた『史跡伊勢堂岱遺跡整備事業報告書』（平成30年3月発行）による事業の実施状況を整理した（表11）。第Ⅰ期整備後までの現状を地区区分ごとに土地の状況と植栽、園路、サインの整備として示した。整備計画から実施設計までの変更箇所についても記載した。整理方法は以下の通りである。

- ・土地の状況…史跡の内外どちらに該当するかを示す。
また、土地の公有化状況についても示している。
- ・施設等整備…建設を行ったものや遺構への整備を総括して示した。環状列石の保存処理や伊勢堂岱縄文館の建設などがここに該当する。
- ・植栽整備…短期、中期、長期整備ゾーンのいずれに該当するかを示す。
また、伐採の有無についても示している。
- ・園路整備…園路の設置状況を示す。
- ・サイン整備…案内板や名称板の設置状況を示す。

なお、第Ⅰ期整備事業では、下記の委員から指導を賜った。

第Ⅰ期整備検討委員会（平成23年～平成29年）

区分	氏名	役職等（役職は平成29年度当時のもの）
委員長	小林達雄	國學院大學名誉教授【考古学】
副委員長	富樫泰時	元秋田県立博物館長【考古学】
委員	熊谷常正	盛岡大学【考古学】
委員	鈴木三男	東北大学名誉教授【植物・植生学】
委員	蒔田明史	秋田県立大学生物資源科学部教授【生態学・環境教育学】
委員	澤田正昭	東北芸術工科大学文化財保存修理センター教授【保存科学】
委員	金山喜昭	法政大学キャリアデザイン学部教授【博物館学】
協力員	藤本幸雄	第四紀学会員、元秋田県立秋田西高等学校教諭【岩石学】

表 10 第Ⅰ期整備検討委員一覧

地区区分	土地の状況	施設等整備	植栽整備	園路整備	サイン整備
① 導入及び施設建設ゾーン	史跡外/公有地	伊勢堂岱縄文館 駐車場 県道からの進入路の整備	—		
② 遺跡導入広場	史跡外/公有地	縄文時代の植栽（市民協働）	—	護岸工事 橋梁建設	
③ 環状列石ゾーン	史跡内/公有地	環状列石等の保存処理 掘立柱建物跡表示 道路状遺構の表示 溝状遺構の表示 壕の保護	短期/実施済	史跡内の園路 史跡内の園路 作業道（整備計画） 撤去 → 残す（実施設計）	順路表示板 遺構名称板 史跡標柱 配置案内板 順路表示板
③ 環状列石ゾーンへの導入路					
④ 調査ゾーン	史跡内/公有地		中期/未実施		
⑤ 斜面緑地ゾーン	史跡内/公有地		長期/未実施		
⑥ 斜面緑地ゾーン	史跡内/公有地		長期/未実施		
⑦ 斜面緑地ゾーン	主に 史跡内/公有地		長期/未実施		
⑧ 斜面緑地ゾーン	史跡外/私有地		長期/未実施		
⑨ 山採取体験ゾーン	主に 史跡外/私有地		長期/未実施		

表 11 第 I 期整備概要

第4節 課題の整理

1. 各整備の効果と課題

第I期整備について、前節の項目ごとに各要素の整備効果と課題を示す。

(1) 伊勢堂岱縄文館

	効果	課題
伊勢堂岱縄文館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡に隣接して建設されているため、史跡の保存・活用の拠点となっている。 ・ 遺跡の重要性や現在までの経過、出土品等、様々な観点から遺跡を伝えることができるようになった。 ・ 縄文時代当時の史跡の景観を守るため、史跡へ直接解説板等を設置していない。そのため、館内の見学を経て知識を得てから史跡を巡ることでより深い理解を促している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年に開館してから現在までの変化や研究成果、世界遺産登録に至るまでの活動を館内の壁面展示に反映する必要がある。 ・ 世界文化遺産登録に伴い、多様化する来館者のニーズ応えるための検討が必要である。 ・ 史跡の発信や今後活性化させていくため、リピーター獲得に向けた展示の検討が必要である。 ・ 県指定文化財も展示しているため、より一層の保存管理ができるように防火性能の高い扉の設置や直射日光対策が求められている。 ・ 施設周辺に本史跡をはじめ、市内の遺跡からの出土品を保存管理できる収蔵庫の設置が求められている。 ・ 飲食や体験を行えるスペースの設置が求められている。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縄文館に隣接するように配置したことで、スムーズに展示室や遺跡を見学できるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経年によって駐車場の区画線が薄くなっている場所が見られるようになったが、市単独で修繕を実施している。
県道からの進入路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大館能代空港西線から直接縄文館に隣接する駐車場に入れるように整備を行ったことで遺跡へのアクセス性が向上した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経年によって区画線が薄くなっている場所が見られるようになったが、市単独で修繕を実施している。

(2) 環状列石等の露出展示

	効果	課題
環状列石等の保存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者が縄文時代当時の環状列石造営技術や石材の違い等を見ることが可能となり、遺跡の価値や重要性、環状列石の持つ意味について伝えやすくなった。 ・ 保存処理によって列石を構成する石や石周囲の盛土が強固になり、冬季期間を除いて実物を一般公開できるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第Ⅰ期整備前から実施している冬囲い方法の見直しが必要である。 ・ 石の小規模な割れや、汚れの付着などが認められる。 ・ 一部で擬土劣化が認められ、列石の安定性が損なわれている。 ・ 整備後の環境変化によって、環状列石C・Dの未発掘部分（南側半分）の表土が流出し、今後環状列石を構成する石の一部が表出する可能性が危惧される。 ・ 第Ⅰ期整備で塗布した強化剤・撥水剤の効果期間が経過しており、保存処理方法の再検討が必要である。 ・ 環状列石の3次元計測を行い、点群データによる石1点ずつの形状の記録を行い、これまでの写真データ・石の種類、保存処理による補修の有無等のデータとともに管理し、その一部を市民向けのオープンデータとして活用が必要である。 ・ 石ごとに経年で比較できるシステムの開発が求められている。 ・ 石について、経年劣化とき損を区別するために管理基準の作成が必要となっている。

(3) 遺構表示

	効果	課題
掘立柱建物跡表示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表示を行った環状列石Cに伴う建物群が本史跡 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寒冷地特有の積雪による小規模な劣化が発生したが、その度に補

	<p>の現地保存につながったという経緯を説明することによって、本史跡、縄文時代への関心を高めるポイントとして周知することができるようになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の上部構造を表示していないことで掘立柱建物への探求心を喚起する一助となっている。 	<p>修を行っている。</p>
溝状遺構の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構範囲に植物(リュウノヒゲ)の植栽や、遺構に沿って園路を整備したことで、遺構の長さを体感できるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡では多種多様な植物が確認されており、環境の影響から表示が視認しにくくなっている。 ・野生動物対策のために周辺のスギを伐採したところ、リュウノヒゲが育成しにくい環境に変化し、成長が阻害されている。将来、新たな植物による表示や、別の表示方法の検討も必要となる。
壕の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土保護により地形が確認できる状態となっているため、縄文時代だけでなく中世の遺構が見つかることが伝えられるようになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な草刈時に盛土の状態確認を行っているが、現在まで盛土や芝に崩落等は確認されていない。
道路状遺構の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡のすぐ下を流れる湯車川から伸びる道路状に締まりのある遺構をコンクリートで表示したことで、縄文時代当時の環状列石造営方法について伝えることができるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在まで劣化・破損は見られていない。

(4) 発掘調査

	効果	課題
発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> ・第Ⅰ期、第Ⅱ期内容確認調査によって4つの環状列石や掘立柱建物跡等を検出し、史跡の性格や遺構の分布について調査が進んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環状列石の未発掘部分のレーダー探査や溝状遺構の解明等が大きな課題となっている。

(5) 園路

	効果	課題
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働で植栽整備を実施したことで、縄文時代当時の風景に近づけつつ行政と市民が一体となった整備を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の成長を経過観察している。
橋梁（縄文渡橋）建設及び護岸工事	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡にアクセスできる唯一の園路であり、来訪者が安全にアクセスできるようになった。 ・史跡のすぐ下を流れる湯車川の度重なる増水の影響や、水分を含むと崩れやすい十和田火山堆積物の土層で両岸の浸食が進んでいたが、コンクリートで護岸したことによって史跡への浸食を抑えることができている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在まで河川による浸食の影響は見られない。
園路整備	<ul style="list-style-type: none"> ・整備によって来訪者の足への負担が軽減し歩きやすくなり、スムーズな見学が可能となった。 ・環状列石だけでなく史跡内随所でみられる遺構 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界文化遺産登録による国内・国外の来訪者増加に対応するために、複数の園路が必要である。 ・現在、第Ⅰ期整備で設置した園路と管理用道路を併用している。しかし、管理用道路は未整備のた

	<p>を含めて園路を設定したことで、様々な遺構や植生を観察しつつ縄文時代当時の雰囲気を感じながら史跡を巡ることができるようになった。</p>	<p>め窪みや段差が点在しており早急な整備が必要となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡内のバリアフリーに配慮した環境づくりが必要となっている。 ・第Ⅰ期整備で設置した枕木の補修は市独自で実施予定である。 ・管理用道路両側に設置している柵は簡易的なものであるため強度のある柵の設置が必要である。 ・園路内に簡易的なベンチを設置しているが、休息施設がないため来訪者に不便を生じている。
--	--	---

(6) 植栽

	効果	課題
植栽整備	<ul style="list-style-type: none"> ・『整備計画』で示された「短期整備ゾーン」の整備を行ったことで、縄文時代に近い植生と環状列石が一体となった姿を示すことができ、縄文時代当時の風景をイメージしやすくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本史跡の価値の一つである遺跡の広がりを感じてもらえるようにこれまで未着手だった「中期整備ゾーン」の整備を段階的に進めるなど、公開範囲の拡大を検討する必要がある。 ・「長期整備ゾーン」の整備方針について、今後見直す必要がある。

(7) サイン

	効果	課題
サイン表示	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡標柱、配置案内板、遺構名称板、順路表示板を設置した。 ・高さを低く抑えたことで景観に配慮しつつ、2ヶ国語で表記によりわかりやすく史跡内を巡れるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経年によって遺構名称板と順路表示板に貼ったシートに剥離が見られるが、市単独で補修する予定である。

(8) 維持管理及び公開活用

	効果	課題
史跡内環境維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡に隣接した小ヶ田集落の住民に委託して草刈りを行っており、見学環境が維持されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の公開範囲が広いため作業が後手に回る状態になることもある。 ・集落の住民の高齢化によって今後遺跡の草刈りの担い手不足の恐れがある。
ガイド団体	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢堂岱遺跡ワーキンググループや伊勢堂岱遺跡ジュニアボランティアの発足によって、より多くの来訪者に遺跡の価値を伝えることができるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化によって将来的にガイド不足になる恐れがある。
イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・通年で遺跡に関する活用、発信を行うことで、より広く遺跡の魅力を知ってもらえるようになった。 ・市内の様々な団体からの協力により関係人口も増やすことができている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的なイベントの開催と新しい活用、発信の方法の検討が必要である。
アクセス性の向上と市内循環体制	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡周辺には、空港や鉄道等の公共交通機関が充実しているため、本史跡へのアクセス性が非常に高くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シャトルバスや循環バスの整備によって史跡へのアクセス性のさらなる向上や市内各所を同時に巡ることができるような仕組み作りが必要である。

(9) 第I期整備後の新たな課題

	課題
新たなニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・世界文化遺産登録によってツアー客や新しく縄文に関心を持った新規層が非常に多く来館している。これまでターゲットにしていなかった層のニーズへの対応が求められている。

クマ対策	・近年クマの出没が増加しており、見学者の安全を確保するためにも緩衝地帯の拡大が喫緊に必要となっている。
湯車川のり面崩落	・近年の豪雨災害によって湯車川が増水し、史跡東部のスギ林のき損が見られている。史跡の価値の損害にもつながる恐れがあるため、対策を講じる必要がある。

2. 第Ⅰ期整備の検証

第Ⅱ期整備に当たり、第Ⅰ期整備時に策定した方針を現在の状況を踏まえて継続するもの、未達成のもの、未着手のものとして再度ここで整理する。

(1) 継続するもの

- ・史跡の保護を第一に考え、整備の際には学術的な調査研究を基に縄文文化を学びやすい環境を提供する。
- ・環状列石は露出展示として、来訪者に遺跡の価値や重要性をより深く感じてもらう。
- ・縄文館は、史跡の保存活用の拠点としてだけでなくボランティアガイドの活動や史跡の情報発信の拠点として活用する。
- ・史跡内にはできる限り人工物は設置せず、縄文時代の佇まいを創出する。
- ・史跡内の植栽整備は『整備計画』に準じて、計画的に整備を行う。
- ・市民と協同で整備や維持管理を行う。

(2) 未達成のもの

- ・『整備計画』では縄文館に併設して、実験・体験考古学の場や発掘調査・出土品管理ができる施設を設けることとしているが、出土品管理は第Ⅰ期整備時に活用した補助金の対象にはなかったため未達成であり、これまでの整備方針と同様に今後設置を検討する必要がある。
- ・『整備計画』に検討していたサービスルートの設置は廃止とし、史跡内に車椅子での侵入ができるような新しい手法を検討する必要がある。
- ・第Ⅰ期整備後に発生した史跡周囲のり面のき損について、崩壊を防ぐための護岸が実施できておらず、新しく整備方針を設定する必要がある。

(3) 未着手のもの

- ・『整備計画』では本史跡の内容確認調査や周辺史跡との関係解明を課題としており、平成13年から平成19年度にかけて第Ⅰ期発掘調査、平成20年度から平成22年度にかけて第Ⅱ期発掘調査を行った。第Ⅱ期発掘調査以降の調査計画が設定されていないため、新しく計画の策定と発掘調査が必要である。

3. 本計画で扱う課題

前節で述べた課題のうち、本計画で解決する課題を以下のように定める。

- (1) 環状列石等整備 (第6章 第2節)
- (2) 園路整備 (第6章 第2節)
- (3) 植栽整備 (第6章 第2節)
- (4) 伊勢堂岱縄文館整備 (第6章 第2節)
- (5) 湯車川のり面整備 (第6章 第2節)
- (6) 文化財収蔵庫整備 (第6章 第2節)
- (7) 発掘調査 (第6章 第2節)

整備の理念、基本方針を第5章で、整備の基本計画を第6章で述べることとする。

第7章では本計画の事業計画と本計画以降の整備計画について記した。

前節で述べた課題のうち本計画で扱わない課題については、第7章第2節「第Ⅱ期整備以降の長期計画」で詳述する。

第5章 整備の理念・方針

第1節 全体計画の理念

前章で示した第Ⅰ期整備の効果と課題を踏まえ、本計画でも『基本計画』と同一となる以下の理念を掲げ、地域のシンボルとして誇りに思えるような史跡になるよう積極的に保存・活用を図ることで第Ⅰ期整備と一体化した整備を目指すこととする。

①文化財の保護

史跡の遺構・遺物の保護を第一とした計画とする。

②真実性 (authenticity) の追求

史跡整備に際しては調査・研究をもとに学術的に考察された成果を反映させる。

③歴史的景観の創出と保全

史跡内及び周辺の計画地の風致を保全するとともに、縄文時代の佇まいを創出し歴史的景観を保全する。

④活用を留意した計画

史跡整備計画にあたり、活用に充分留意した計画とする。

⑤市民参加の整備・活用

市民と行政の協働による史跡整備・活用の計画を図る。

第2節 保存整備の基本方針

保存整備について、前章で示した整備の効果と課題を踏まえ、『基本計画』と同一となる以下の基本方針を掲げ、本史跡が人々に広く親しまれ、長く後世に引き継いでいける保存を目指すこととする。ここでは、環状列石と配石遺構に関することを対象とする。

①各遺構の現況及び地下の状況に充分留意し、その保存に万全を期す。

②遺構を埋め戻す際には、良質な砂で覆った上に、遺構に影響がないように保護盛土層を確保し、上部の荷重を分散させる。

③旧道路予定地や調査区においても遺構への影響がないレベル設定及び工法の選択を行う。

また本史跡は環状列石の配列だけでなく、列石を構成する石の色調にも特徴がみられる。そのため、来訪者が縄文をより身近に感じられるように環状列石の露出展示を継続する必要がある。このことから、以下に示した『基本計画』と同様の理念をもって検討を行うこととした。

①保存と活用の両立を目指す。

②石材の保存を急ぐあまり、極度の保存処理を行って石材自体を傷つける可能性がある。そのため、安易な処理は控えるべきで、十分な基礎知識を基に対策を進める。

第3節 活用整備の概念

活用整備についても前章で示した整備の効果と課題を踏まえ、『基本計画』と同一の

概念（5Mコンセプト）を掲げ、積極的かつ計画的な活用を目指すこととする。ここでは、園路、植栽に関することを対象とする。

- ①MEMORIAL（メモリアル：記念、思い出）次世代への伝承
地域の人々や来訪者の思い出に残るような史跡として存在し続けるように、本質的な価値の確実な保存・活用を図り、次世代に伝承する。
- ②MONUMENT（モニュメント：記念物）本質的価値の顕在化
記念物である環状列石の特徴を活かした史跡整備を行う。環状列石や縄文文化の特性を学びやすい環境を提示する。
- ③MESSAGE（メッセージ：情報）情報の発信拠点
史跡はこの地域の中核的な役割を持つとともに、縄文文化の情報を世界に向けて発信する。
- ④MIND（マインド：心）縄文のココロを体感
少子高齢化や生涯学習を通して市民の心のいやしの場となる史跡を目指す。
- ⑤MAKE（メイク：つくる）史跡とまちづくり
歴史及び文化の側面からの適切な誘導、住民参加による手作りの史跡整備を図り、新しい地域のつながりをつくり出す拠点として位置付ける。

第6章 第Ⅱ期整備基本計画

第1節 地区区分

第4章で示したように、『実施設計』（図20）で示された区分を基本として整備を実施する。整備対象となる区分は、次節より各要素に示す。

第2節 整備基本計画

1. 環状列石等保存調査及び整備

(1) 調査方針

第Ⅰ期整備以後に実施しているモニタリングで把握した少数の石の割れや汚れの付着が、新たに発生した課題として挙げられる。これらの課題の解決のために、これまで本史跡の保存処理に携わった専門家とともに第Ⅰ期整備の保存処理や維持管理方法の検証を行い、今後の対策を検証する保存調査を実施する。割れについては、石の表面に出ていない内部のヒビの有無も確認することで、割れを未然に防ぐ。汚れについては、単なる土の付着、地衣類の繁茂、酸性雨の影響、鳥獣の排泄物など様々な可能性が考えられ、中には石に悪影響を及ぼすものもある。そのため、保存調査後に分析として専門家による科学的な調査を実施し、汚れの詳細や発生した原因の解明を目指す。また、現在まで行ってきた冬囲いや写真撮影などの維持管理方法についても見直しを行う。このように第Ⅰ期整備の検証として、これまでの保存状況の確認を行うことで、より長期的な石の保存に向けた対策を確立する。

(2) 調査内容

調査範囲は「③環状列石ゾーン」（図20）内にある4つの環状列石と、環状列石に隣接する配石遺構を対象にする（図29、30）。

保存調査として、割れや汚れのある石を特定する。市のモニタリングで把握した割れや汚れのある石のほかに、専門家とともに確認作業を改めて行い分布状況を把握しカルテを作成する。割れについては目視で確認できない内部のヒビの有無も確認し、ヒビの広がり方もカルテに記録する。カルテに使用する石と擬土それぞれの観察項目、評価基準については以下の通りとし、石は1点ごと、擬土は環状列石ごとに作成する。ただし、擬土については保存調査によってブロック分けを行う場合もある。「共通観察項目」については、年間を通して測定や記録を行い、観察時に集計を行う。観察項目・評価基準は平成24年度に筑波大学と共同で作成したカルテに準拠しつつ一部追加を行っている。評価方法は「A・・・緊急に処理が必要なもの」、「B・・・見た目はひどくないが数年で処理が必要になるもの」、「C・・・緊急に処理を必要としないもの」の3つに区分する。

環状列石観察表（案）

○共通観察項目

- ・ 平均気温（過去半年）

- ・平均湿度（過去半年）
- ・合計降水量（過去半年）
- ・昨年度合計降雪量（4月撮影時のみ）

○石の観察項目

観察項目	内容
割れ	石の剥離・分離
亀裂、ヒビ	石の表面または内部に見られる劣化
撥水性	撥水剤によって石が水を弾く効力
強度	石の硬度 ※（保存処理後の強度）－（保存処理前の強度）＝保存処理効果値とする。
汚れ、変色	土汚れや日焼け
生物、植物	地衣類やカビ、コケ
移動、消失	図面の位置にない、または離れた場所にあるもの

○石の評価基準

	評価方法		
	A・・・緊急に処理が必要なもの	B・・・見た目はひどくないが数年で処理が必要になるもの	C・・・緊急に処理を必要としないもの
割れ	石全体の50%以上に及ぶ割れ	石全体の20～50%未満に及ぶ割れ	石全体の20%未満に及ぶ割れ
亀裂・ヒビ	石全体の50%以上に及ぶヒビ	石全体の20～50%未満に及ぶヒビ	石全体の20%未満に及ぶヒビ
撥水性	撥水効果を失っているもの	撥水効果の低下が見られるもの	撥水効果が高く維持されているもの
強度	保存処理効果値が－70%以上のもの	保存処理効果値が－30～－70%未満のもの	保存処理効果値が－30%未満のもの
汚れ・変色	石全体の30%以上の範囲に汚れや変色が見られるもの	石全体の10～30%の範囲に汚れや変色が見られるもの	石全体の10%未満の範囲に汚れや変色が見られるもの
生物・植物	生物や植物の付着が目立つもの	一部に生物や植物の付着が見られるもの	付着が見られない
移動・消失	有・・・移動や消失が見られるもの		無・・・移動や消失が見られないもの

○擬土観察項目

観察項目	内容
亀裂、ヒビ	擬土の表面に見られるクラック
石の固定	石周囲の擬土の状態
遺構面の保護	縄文時代当時の生活面を覆う擬土の状態
流出	雨水による擬土の減少や流跡
生物、植物	草本類やコケ、モグラ穴

○擬土の評価基準

	評価方法		
	A・・・緊急に処理が必要なもの	B・・・見た目はひどくないが数年で処理が必要になるもの	C・・・緊急に処理を必要としないもの
亀裂・ヒビ	一つの環状列石内で40%以上の範囲で確認できるもの	一つの環状列石内で20～40%未満の範囲で確認できるもの	一つの環状列石内で20%未満の範囲で確認できるもの
石の固定	石の転倒や移動の恐れがあるものが5点以上のもの	石の転倒や移動の恐れがあるものが1～4点、または新しく地表に石が出てきているものが1点以上のもの	石の周囲を十分に覆っているもの
遺構面の保護	一つの環状列石内で40%以上の範囲で擬土の緩み、損失が確認できるもの	一つの環状列石内で20～40%未満の範囲で擬土の緩み、損失が確認できるもの	一つの環状列石内で20%未満の範囲で擬土の緩み、損失が確認できるもの
流出	雨水による流跡が15%以上の範囲で見られるもの	雨水による流跡が5～15%未満の範囲で見られるもの	雨水による流跡が5%未満の範囲で見られるもの
生物、植物	40%以上の範囲で草本類の遷移が見られるもの、動物による穴が7カ所以上見られるもの	20～40%以上の範囲で草本類の遷移が見られるもの、動物による穴が4～6カ所以下で見られるもの	20%未満の範囲で草本類の遷移が見られるもの、動物による穴が3カ所以下で見られるもの

石材は20種類以上が確認されているため、評価基準については石材に応じた評価方法を専門家とともに別に作成する。

分析は、汚れの分布状況をもとに、汚れの付着量の多いものから複数点のサンプルを採取し、科学的な調査を行う。サンプル採取から科学分析までを専門の機関に依頼する。

また、環状列石は発掘当時に比べて石への強化剤、撥水剤の塗布や擬土の充填などによって列石自体の状況が変わっている。そのため、第I期整備前から行っている冬囲い

方法について本計画期間中に方法の見直しと確立を行う。

(3) 今後の管理方針

環状列石は露出展示となっており経年変化が生じる恐れがあり、メンテナンスのサイクルやき損との区別について明文化した管理基準を作成する。管理基準作成の際には、「経年変化によるもの」と「突発的な原因によるもの」とに分け、前者は後述する管理サイクルに基づいて把握を行い速やかに対処を行う。後者については、き損と捉え事象に応じて適切に対応する。管理サイクルは「短期的サイクル（1年単位）」と「長期的サイクル（数年単位）」を設定する。短期的サイクルとして毎年冬囲い撤去時（4月中旬頃）と公開終了頃（10月中旬頃）に、デジタルカメラ（フルサイズ）を使って環状列石全体を対象として数点ごとの写真撮影を行う。これまでの写真撮影は冬囲い撤去（4月中旬）または設置（11月上旬）に合わせて年1回程度で行ってきたが、公開期間中の石への異常の有無を確認するために公開時期の始めと終了時期の年間2回撮影を行う。撮影時期は異常が確認できた際、迅速に対応できるように、時期の見直しを行い変更した。撮影時は石の表面が観察できるように、真上から撮影する。擬土の状態の確認のために環状列石上空からドローンを使用してブロックごとに撮影、記録を実施することも検討する。

観察では列石の中から特に大きな剥離やクラックが確認できるものを抽出し、写真撮影と同時期にカルテを基にして継続的な観察を行う。夏期は直射日光によって石表面が非常に高温になることがある。これによって、石の日焼けや熱膨張による亀裂が生じる恐れがあるため、夏期（7月）に石の表面や地中の温度を計測、記録を行う（表10）。撮影、観察中に異常が確認された場合は、以下に示した「応急修理」と「特別修理」の基準を基に対応を行う。応急修理は、本史跡を管理する市職員が対応を行うもので、異常を発見した年度内または翌年度の早い時期に対処を原則とする。「問題の内容」の「軽微」の基準については、保存調査・分析に基づいて設定する。稀有な例として、石の移動が発生した場合は、即時または可能な限り早い時期に図面を基に原位置に戻すように対応を行う。特別修理に該当するものは専門業者に委託して対応を行うもので、対応時期の基準を基に遺跡全体の修理、メンテナンスを行う。特別修理は後述する長期的サイクルに位置づける。

○応急修理（対応者：市職員）

問題の内容	対応時期	対応方法
石の軽微な割れ、亀裂	予算を確保次第早急に	原位置に合わせる形で接合
石の軽微な汚れ、付着物	即時または可能な限り早い時期	道具を使用して除去する
擬土への植物の遷移	日常管理の草取りと同時期	慎重に除去

○特別修理（対応者：専門業者）

問題の内容	対応時期	対応方法
大規模な石の修理	石の評価基準「割れ」「亀裂・ヒビ」「強度」のいずれかで評価Aのものが、観察対象の4割に達した時	全ての石のカルテ作成と修理
石への保存処理の再塗布	石の評価基準「撥水性」で評価Aのものが、観察対象の4割に達した時	全ての石のカルテ作成と保存処理の再塗布
擬土の亀裂、流出	擬土の評価基準「亀裂・ヒビ」「流出」のいずれかで評価Aのものが3つ以上、または「石の保護」で評価Aのものが2つ以上になった時	擬土の再充填

長期的サイクルでは、大きな災害が発生した際、環状列石の石のうち特に注意した観察が必要なものを対象に状況確認を行う。近年、豪雨による土砂崩れや洪水、大きな地震が多く発生している。本史跡ではこれまで大きな被害を受けてはいないが、丘状地形の上に位置しており、史跡周辺には米代川（一級河川）やその支流である小猿部川（一級河川）、湯車川（一級河川）が流れている。そのため、今後災害が発生する恐れがある。被害を最小限に抑え、いち早く被害の状況把握や対応策を施せるように確認を行う。災害の基準や災害対応については第8章で詳述する。

石について、第I期整備後から約10年経過した現在まで大規模な破損や汚れの付着は確認されていない。しかし、第I期整備で使用した薬剤の効果年数を踏まえると、数年で保存処理を行う前の状態に戻ってしまう恐れがある。そのため、10年ごとに石全点の悉皆調査を実施することが望ましい。20年ごとに、それまでの経過観察を基にし、有識者による保存の方向性の検討を行う。経年劣化が見られた場合には、管理基準に基づいて応急処置を実施する。石のモニタリングについては、市民と協同で観察を行う。経過観察を継続することはもちろん、石及び擬土の予防的なメンテナンスを行い、露出展示を継続する。

カルテを効率的に作成、活用できるようにデジタル化し、円滑な保存・管理を行う。

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
管理内容		冬囲い					石表面、地中の温度計測				石の観察 ・ドローンによる撮影	冬囲い	

表 12 環状列石等保存管理サイクル（案）

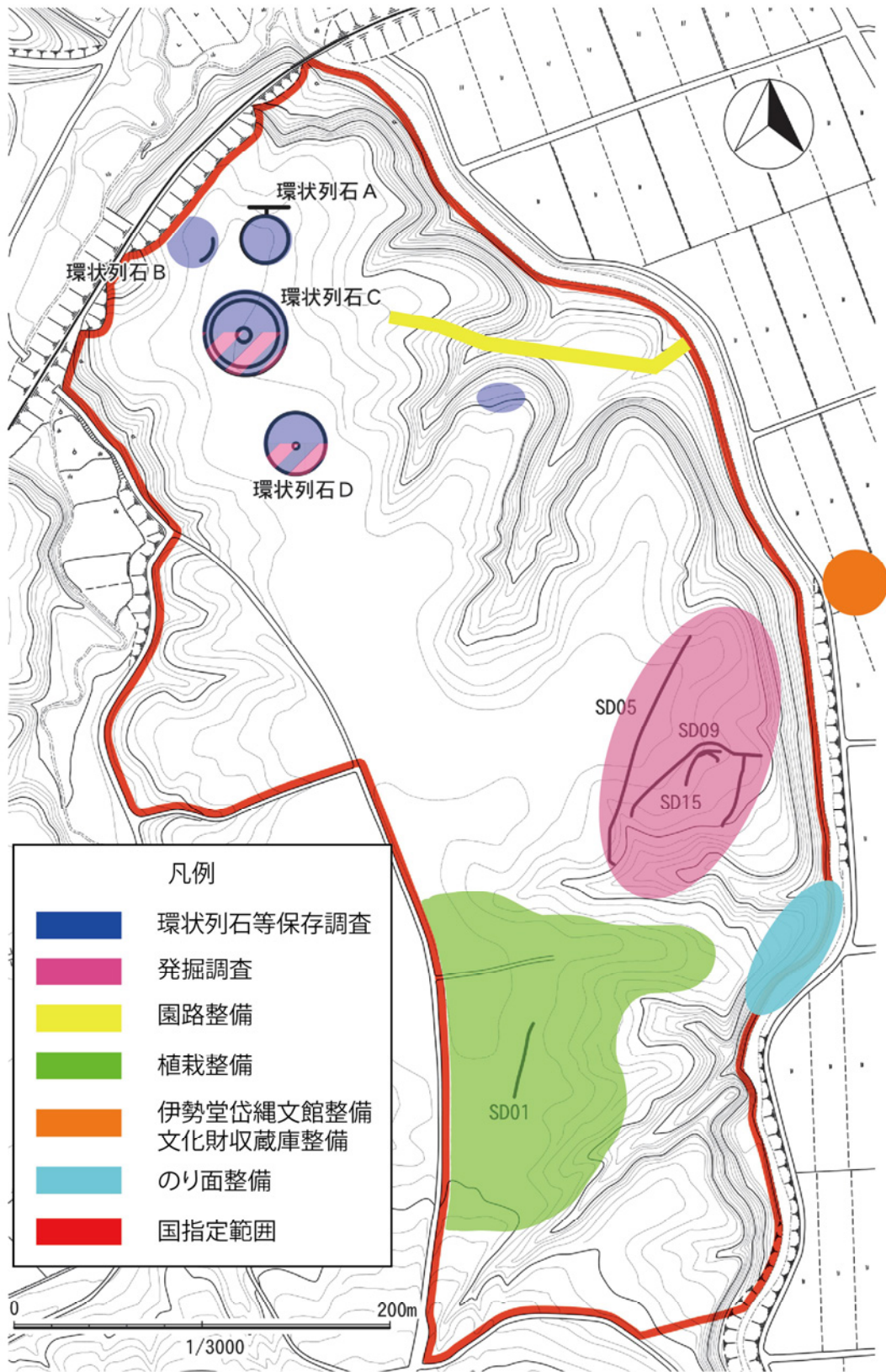


図 29 計画対象範囲

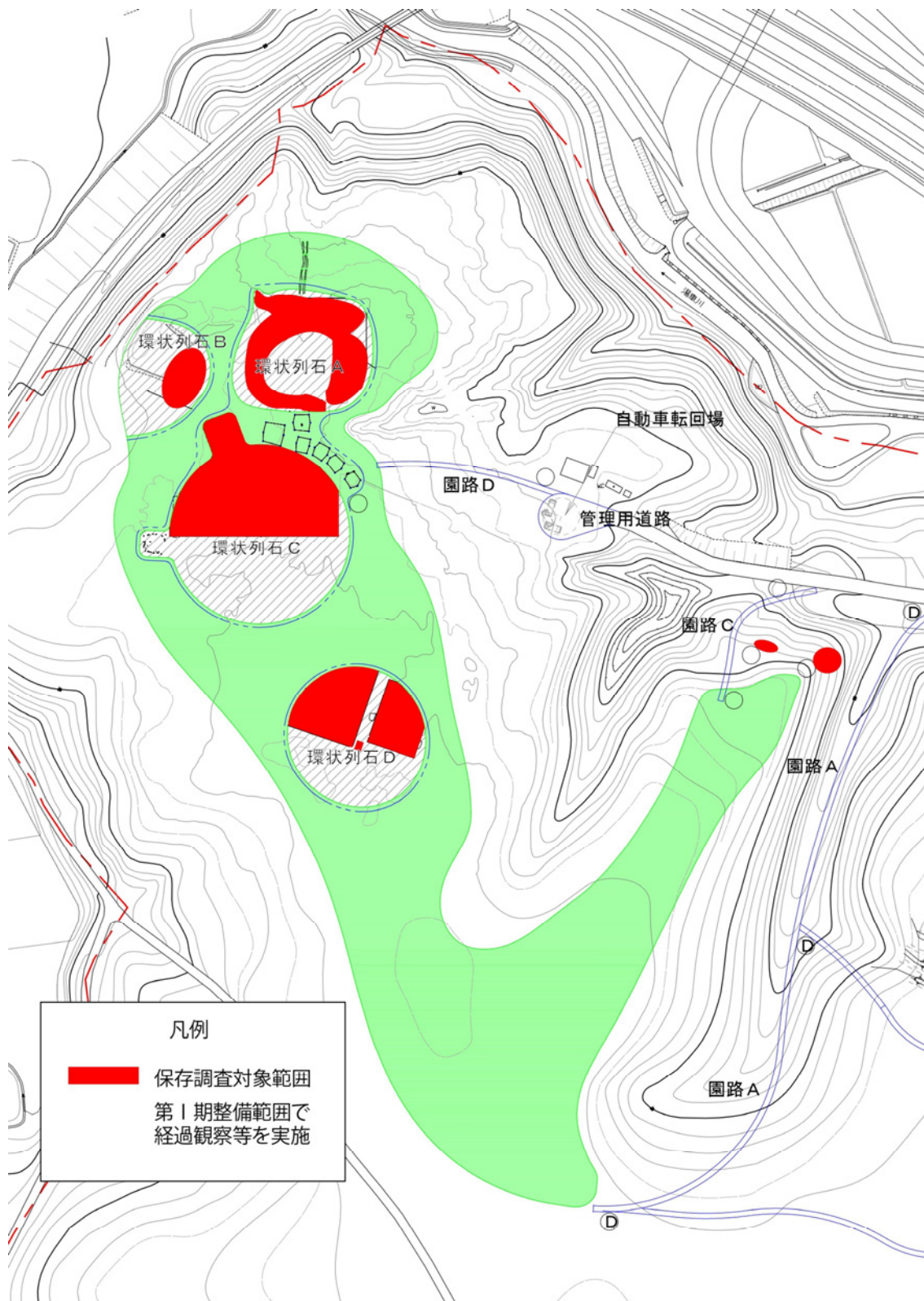


図 30 保存調査対象範囲詳細図

また、環状列石の継続的な保存・管理を行うために、市職員（学芸員）が保存処理の維持や対応が行えるように、保存処理について学ぶ機会を設ける。

2. 園路整備

(1) 整備方針

整備範囲は第Ⅰ期整備の効果と課題を踏まえ、世界文化遺産登録による来訪者



写真 26 管理用道路

の増加への対応やバリアフリーに配慮するために「③環状列石ゾーン」（図 20）にアクセスするための現在管理用道路を対象とする（図 29、31・写真 26）。

①園路設定方針

本史跡の発掘調査時に盛土によって設置され、現管理用道路として使用している作業道を正式なコースとして設定する（以下、『直線コース』）。その際、雨水や地盤による影響を再検討した上で設置する。直線コースは既存の園路Dの延長と位置づけ、来訪者の様々なニーズに対応し、安全に史跡内を巡ることができる園路とする。現在、園路のバリアフリーは、史跡外のみとなっているため、環状列石までバリアフリーに配慮した園路の設置を検討する。直線コースはこれまで同様に緊急車両用の通路としての役割も担う。

②園路舗装・柵設置方針

高齢者や歩行介助が必要な方にとっても、快適に史跡を見学できるように管理用道路から自動車転回場までの舗装を行うことでバリアフリーに配慮した園路とする。また、直線コースの両側面が急な斜面になっているため安全管理の面から柵を設置する。直線コース北側の柵は鳥獣対策用の電気柵への接近を防ぐ機能、南側の柵は手すりとしての機能を持たせる。舗装部分や柵の維持管理方法について検討を行う。また、雨天時の歩行者の安全確保や直線コースの維持のために雨水の排水処理方法についても考慮する。

園路の舗装と柵の整備の方針を以下にまとめる。

〈園路舗装方針〉

- ・舗装表面は自然に馴染む素材・色調を使用する。
- ・バリアフリーに対応するため、舗装表面は歩きやすく段差のないものとする。
- ・坂道であるため舗装が流出せず、雨水が浸透するものとする。
- ・緊急車両も通行するため、耐久性の高いものとする。
- ・寒冷地であるため、耐雪性の高いものとする。

〈柵設置方針〉

- ・柵全体が景観に馴染む素材・色調とする。
- ・北側の柵は鳥獣対策の電気柵に近寄らないような役割とする。
- ・南側の柵は舗装のバリアフリーにあわせて高齢者が登り降りしやすいように手すりの役割を担う。

(2) 整備内容

来訪者が史跡へ行き来しやすいように園路の舗装とコースの両側に柵を設置する。整備範囲は縄文渡橋から自動車転回場までの4m×150mで検討する。舗装は来訪者の歩行や緊急車両が乗り入れしやすいようにウッドチップを用い、史跡全体の価値を損なわないよう、ウッドチップの色や施工範囲について検討する。直線コースは坂道となっているため水切り溝を設け、長期的に舗装を維持できるようにする。自動車転回場から環状列石までは第Ⅰ期整備で枕木を使用した園路Dを設置しており、ウッドチップと園路Dの枕木がスムーズに連結するように施工する。園路Dの枕木の定期的な交換と枕木間にウッドチップの充填を市の単独費で行い、継続的にバリアフリーな環境を維持していく。直線コースは歩道と車道両方の役割を兼ねているため、安全のための路面標示については予算を基に検討する。

道路幅は縄文館からの園路及び縄文渡橋と同じ4mとし、縄文館から環状列石まで一体的な園路として整備する。

柵については北側が長さ100m程度、南側は長さ60m程度で設置を行う。素材については景観に配慮し、寒冷地に対応したもので検討する。

園路内のサインについては、第Ⅰ期整備で設置したものを継続して使用するが、園路の設計時にサイン設置場所の追加も検討する。

(3) 活用方針

第Ⅰ期整備で設置した園路A～Dはこれまで通り来訪者の見学ルートとして活用し、新しく直線コースも園路として運用していく(図32)。

直線コースの整備後は、遺跡全体を見学できる「本コース」と短時間で環状列石を見学できる「短時間滞在コース」の2つのルートを設定する(図33)。見学時間については「本コース」が40～50分程度、「短時間滞在コース」が15～20分を見込んでいる。

「短時間滞在コース」は車椅子利用者から事前の連絡があれば車両での通行を可能とし、運用面でバリアフリー化されたルートとする。バリアフリーに配慮されたコースは、短時間滞在ルートと環状列石周辺を巡るルートとする。来場者へ配布しているパンフレットに2つのルートの記載や周遊の所要時間を明記することによって、長時間の滞在が難しい来館者をはじめ、より一層本史跡にアクセスしやすくなるような活用に努める。遺跡の価値をより詳しく知るためには「本コース」を使つての見学が望ましい。そのため、縄文館での受付時やパンフレットへの追記時に「本コース」を推奨するような声かけや記載を行う。なお、縄文館を含めた全体の滞在時間は本コース(40～50分)、館内展示

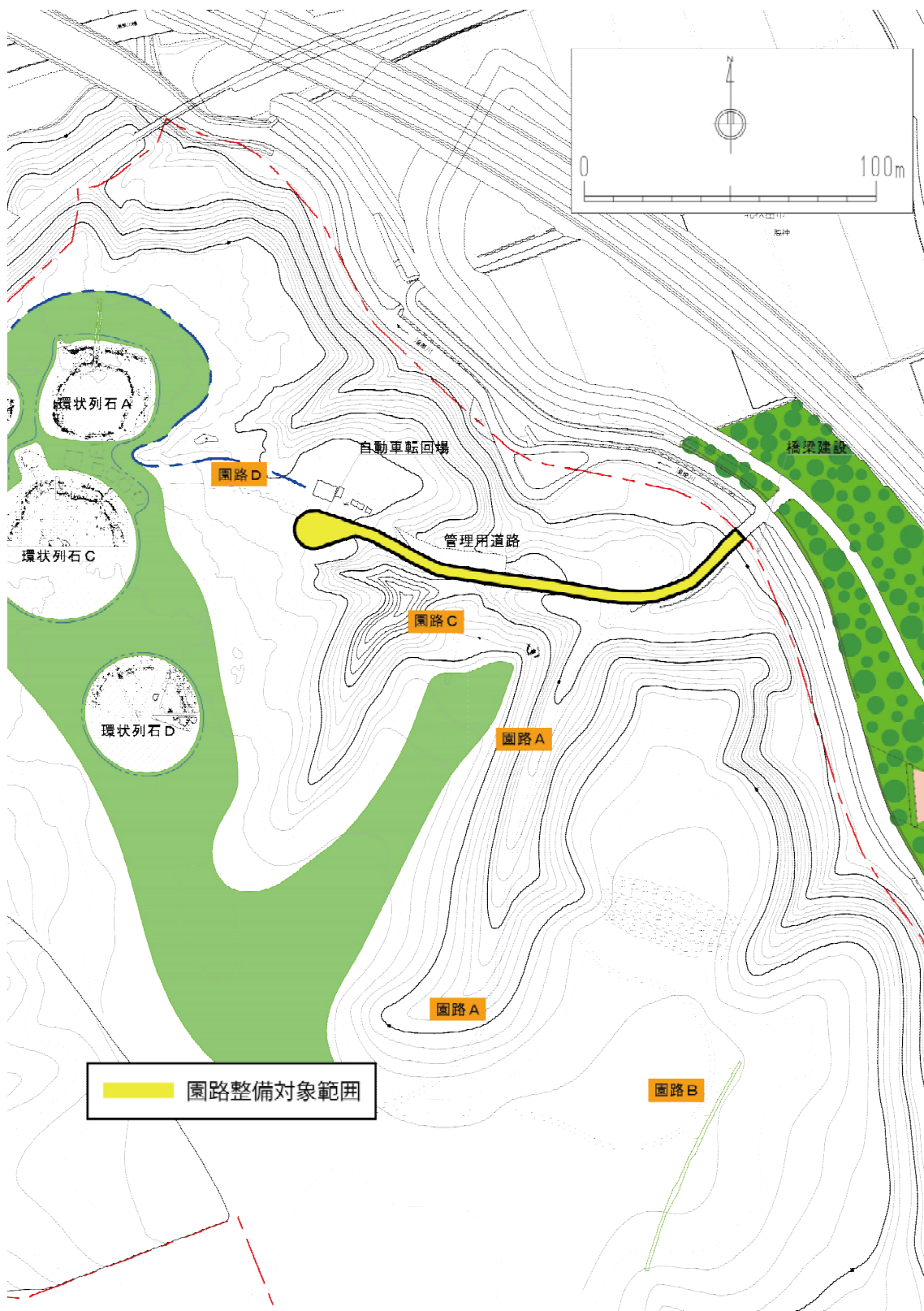


図 31 園路整備対象範囲詳細図

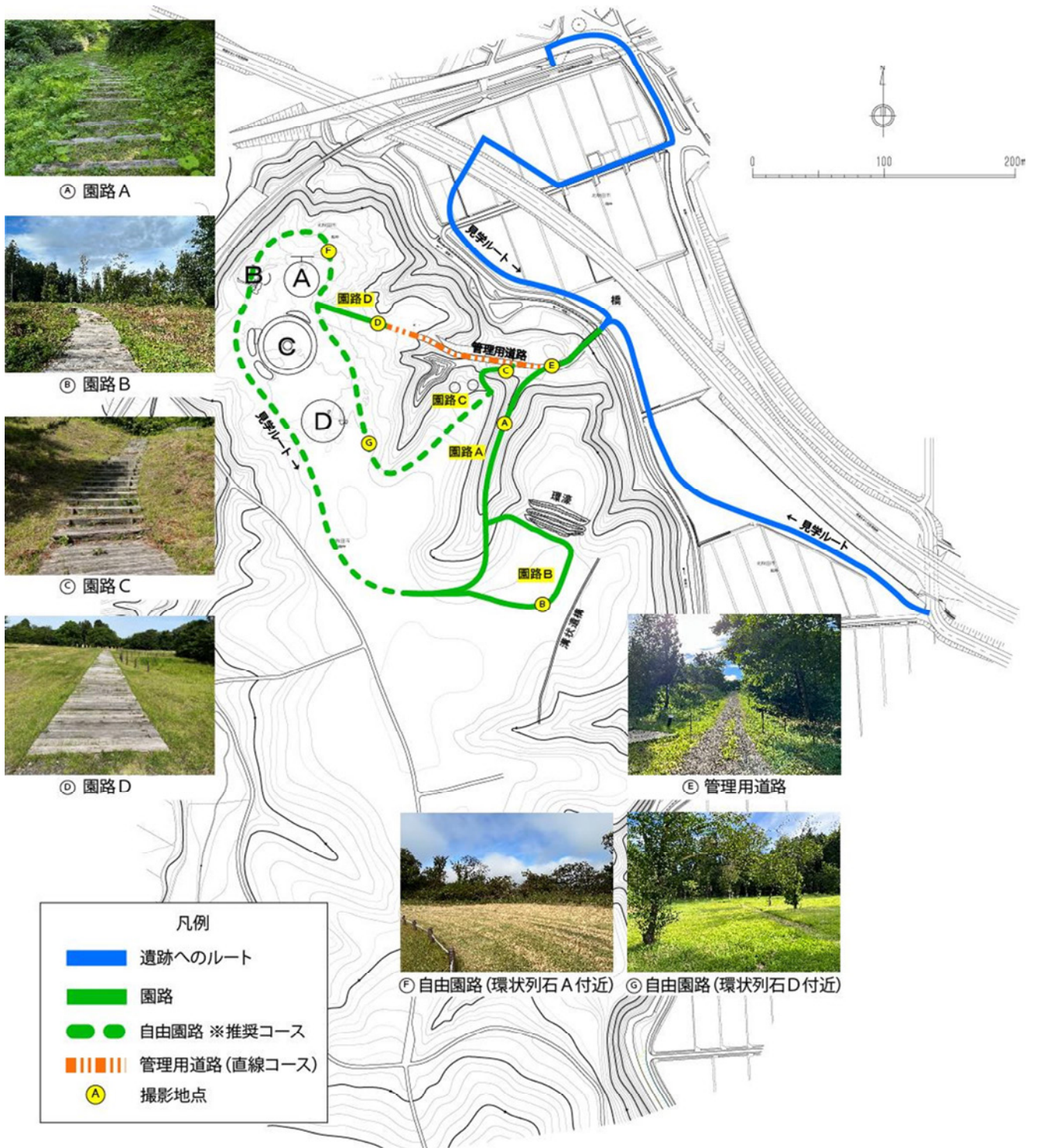


図 32 第Ⅱ期整備後の園路

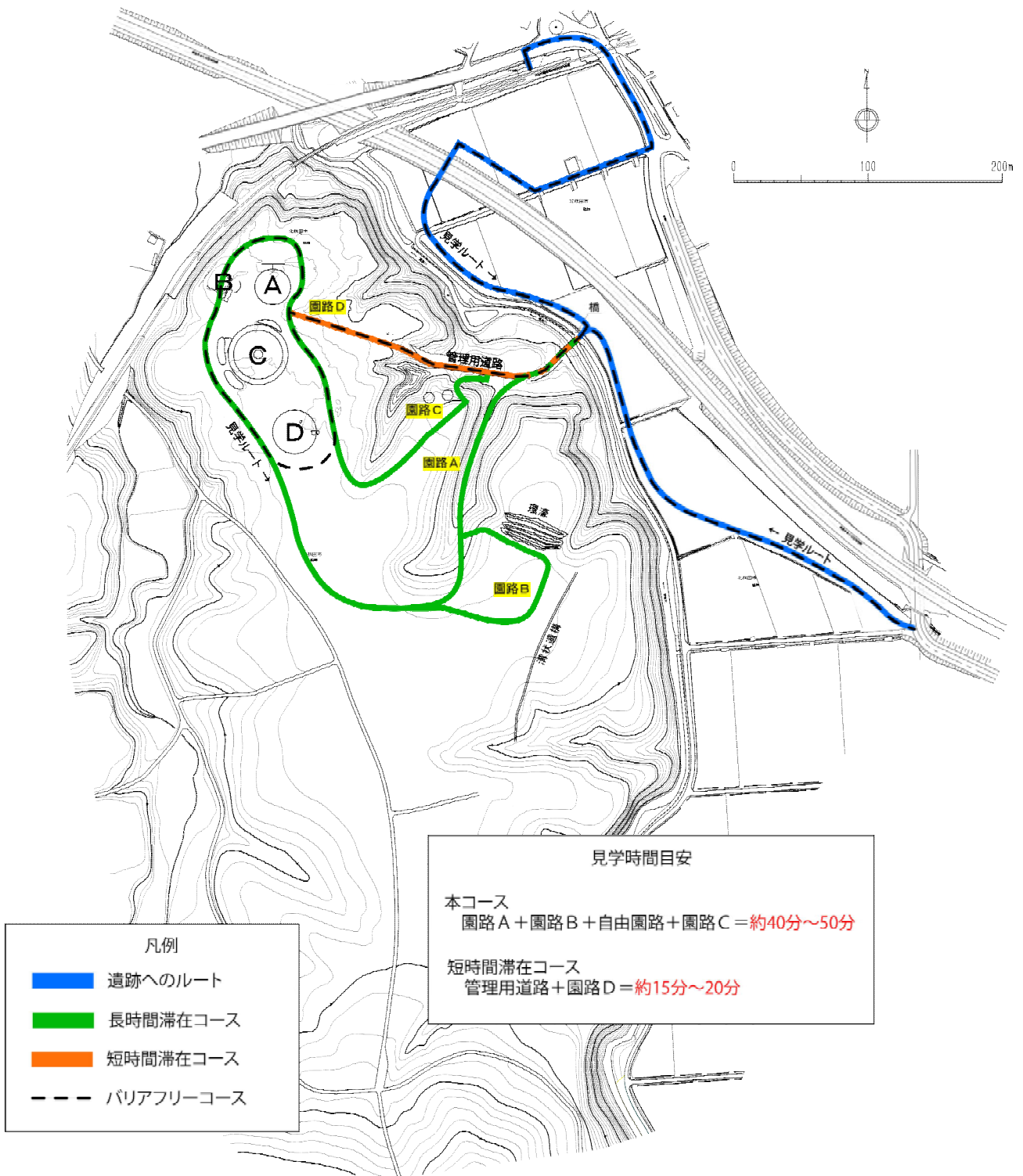


図 33 見学ルート

(15～20分)、ガイドンス映像(20分)で90分と想定している。

維持管理については、日常的な巡回を行う。舗装部分の損傷や転落防止柵の腐朽等が見られた際には、その都度修繕を行っていく。



写真 27 第Ⅱ期整備範囲(写真奥)

3. 植栽整備

(1) 整備方針

整備範囲は第Ⅰ期整備の効果と課題を踏まえ、本史跡の広がりを使った活用の創出と見通しのよい緩衝地帯設置のために『実施設計』で「中期整備ゾーン」と設定した「④調査ゾーン」(図 20)の範囲を対象とする(図 29、34・写真 27)。

①植栽整備方針

針葉樹林(スギ)を落葉広葉樹林へと置換し縄文時代の雰囲気を持たせた景観を整備する。あわせて、間伐を行うことによって獣害対策の緩衝地帯を拡大させ、2つの役割を併せ持った環境の整備を進める。第Ⅰ期整備で植栽整備を行った範囲が良好な経過であるため、『基本計画』で定められているゾーンごとの整備方針に基づいて実施する。

②植栽維持方針

来訪者が広大な本史跡の範囲を実感できるように、整備によって拡大させる緩衝地帯の特別公開を検討している。そのために、特別公開時の見学ルートについての考慮も必要である。継続的に特別公開を実施できるように、緩衝地帯範囲の定期的な維持管理が必要となる。遺跡への影響を踏まえ、第Ⅰ期整備範囲の現状と比較をしながら管理方法について専門家との検討を行う。見学ルート整備後の草本類や野生動物への対応策についても考慮する。

(2) 整備内容

間伐対象面積は約 20,000 m²で、史跡の景観や土壌への影響を調査した上で範囲を確定させる。間伐本数は 100 本程度を見込んでいるが、間伐による草本類の成長によってクマ等の野生動物が見えにくくなる恐れがあるため、専門家の意見をもとに決定する。

伐採方法は人力及び重機を用いる。伐採作業時に地下の遺構・遺物に影響が及ばないように、作業時期は冬季の積雪期に限定する。伐採木の搬出が必要な場合、搬出ルート選定には、十分な検討を行う。

(3) 活用方針

公開範囲拡大の前段階として、年に数回の特別公開場所として活用する。来訪者に本史跡の広大さを実感してもらい更なる魅力の発見や、興味関心の喚起につなげる。整備後の特別公開での見学ルートについては、間伐対象範囲の現地踏査や野生鳥獣の専門家

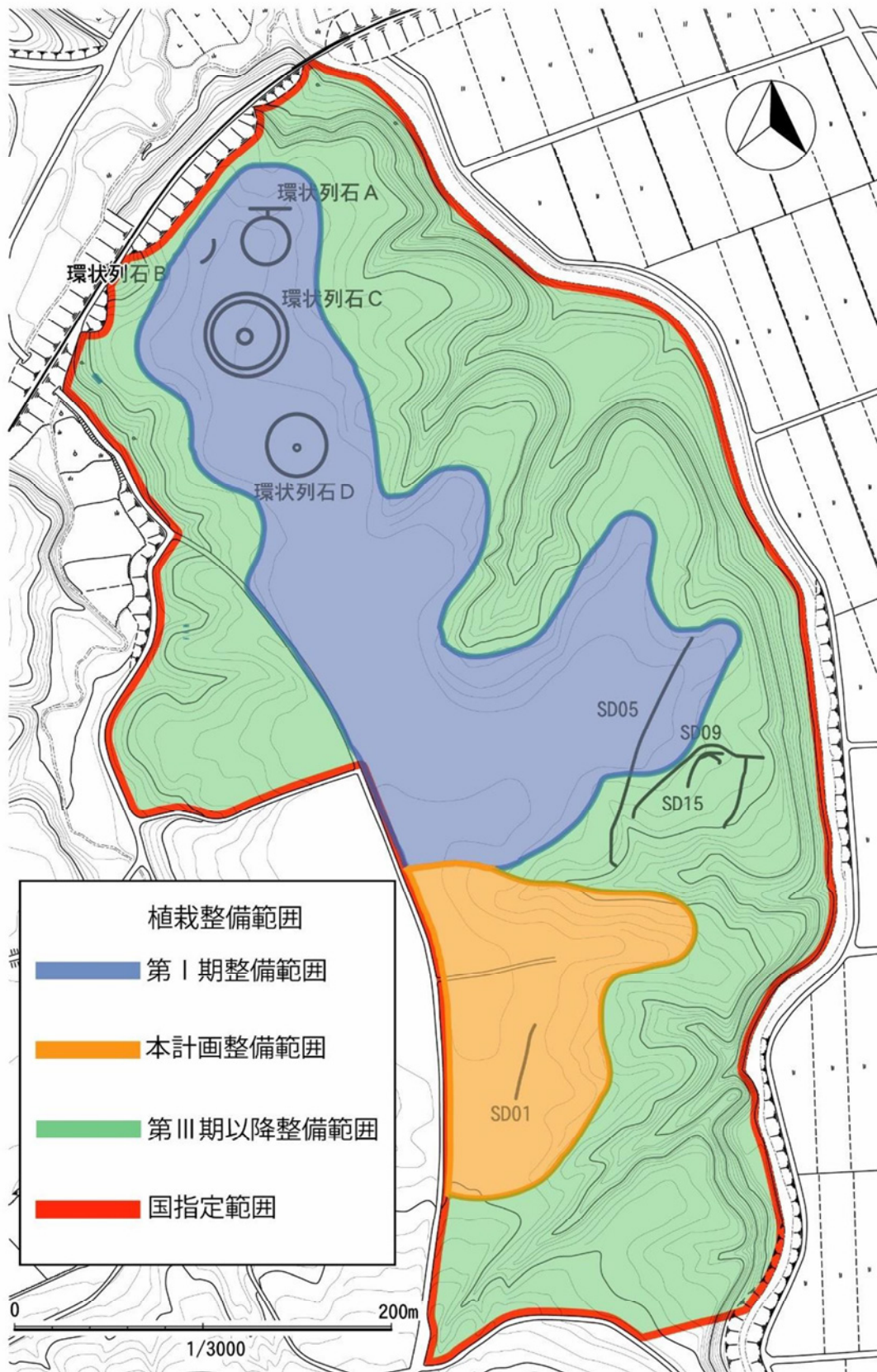


图 34 植栽整備対象範囲詳細図

や有識者に意見聴取の上、設定する。

また、野生動物（特にクマ）の接近をいち早く感知できるように日常的な監視を行い、来訪者の安心の保持に努める。

最終的に通年で公開範囲の拡大を目指す。

（４）今後の管理方針

本計画での整備実施範囲の維持管理については、定期的な草刈りを実施し、見通しの良い環境を維持する。

本計画で扱わない「長期整備ゾーン」の整備については次章で詳述する。整備を行うまでの管理方法については、定期的な巡回を行い状況把握に努める。

４．伊勢堂岱縄文館整備

（１）整備方針

整備範囲は「①導入及び施設建設ゾーン」（図 20）に位置する縄文館内で実施する（図 29）。指定文化財について、より一層の保存管理ができるように展示室をつくる。研究成果や保存の成果を取り入れた壁面解説を導入する。遺跡の年表についても追記、修正し最新の情報を発信できるように整備する。更新する展示内容について、学術的な調査成果に基づくことを前提に、遺跡の情報・価値を正しく認識されるような配慮を行う。外国人来館者にも対応できるように現在導入している英語解説への最新の研究成果の反映を行う等、来館者の多様なニーズに応えられる展示をつくる。

（２）整備内容

指定を受けている出土品について一層高い保存管理を行っていくために、太陽光の遮断や防火性能の高い展示室へ改修・改築を行う。

展示室内の壁面パネルに縄文文化全般や環状列石の最新の研究動向を踏まえた内容や世界文化遺産についての記述を反映する。多言語化された解説も同様に反映を行い、英語に精通した研究者や市職員による校正を行う。対象となる壁面パネルは 8 面を予定している（写真 28・図 35）。

（３）活用・発信方針

本史跡のガイドグループである「伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ」や「伊勢堂岱遺跡ジュニアボランティアガイド」の活動拠点としてや本史跡を発信するイベント会場として引き続き活用する。

教育・学習の場でもあるため、市内の教育施設やボランティアガイドと連携した活用方法を探る。

情報発信を積極的に行っていくために、遺跡、館内でのイベントの開催をはじめ、館内の情報更新の機会を活用した事業を検討する。



写真 28 壁面展示更新場所

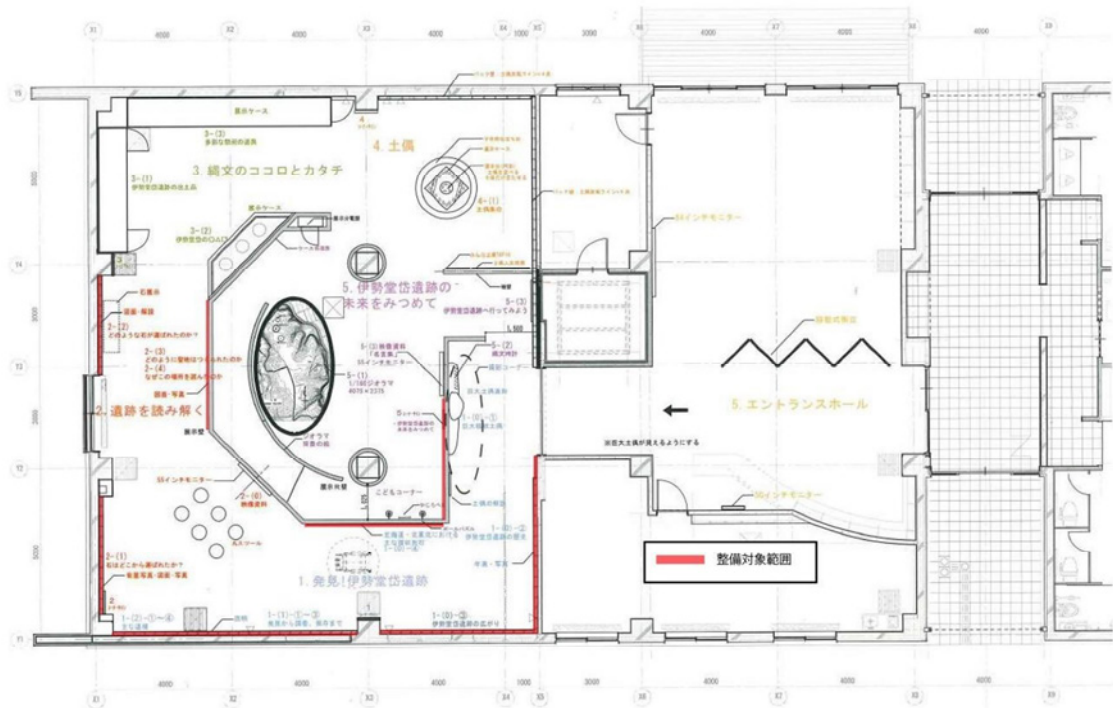


図 35 展示更新対象範囲詳細図

5. 湯車川のり面整備

(1) 整備方針

史跡の周囲は切り立った崖となっている。近年の暴風雨の影響で湯車川が増水し、特に史跡の南東側の崖は川の浸食の影響で一部に崩落箇所が確認されている。史跡を継続して保存するために、のり面の整備を行う（図 29）。整備については史跡の価値に影響を与えないように十分検討を行った上で進める。また、川の浸食作用で整備部分の劣化が進むことが考えられるため、長期的に維持管理できるように考慮する必要がある。

(2) 整備内容

川の浸食によって崩落が見られるのり面について、生育している樹木や土壌の原位置を固定できるように施工する。施工範囲は史跡南東部の約 100 m²で検討している。整備範囲周辺は遺構の密度が小さく遺構への影響はないと思われるが、状況によって事前の試掘調査を行う。

(3) 今後の管理方針

整備を行うまでは現状維持に努め、大きな被害が発生した際は秋田県、文化庁と協議し事態に応じた対応を早急に行う。

整備後は維持管理について、管理規定の策定を行ったうえで定期的なモニタリングを実施する。管理規定では状態の良し悪しをいくつかの区分に設定し、再施工が必要となる基準も設ける。この区分に基づいてモニタリングを行い維持管理に努める。豪雨などの気象によって突発的に大きな崩落が発生し緊急を要する対応が必要な際は、その都度文化庁と協議の上で迅速な対応を行う。

6. 文化財収蔵庫整備

(1) 整備方針

本史跡からは土器、土製品、石器及び石製品といった非常に多くの出土品が見つかっており、中には「伊勢堂岱遺跡出土土偶」（平成 22 年 7 月 28 日指定）や「伊勢堂岱遺跡出土品」（平成 25 年 3 月 22 日指定）として県指定文化財に登録されているものもあるため、より一層の保存が求められている。現状では、縄文館には収蔵機能がないため、館内展示室と 6 km ほど離れた廃校舎を活用した収蔵庫に分けて保存管理している。そのため、出土品を一体的に高い保存環境の中で管理することが難しい状況となっている。今後の調査研究やスムーズな展示替えを行うために一括管理ができるよう、縄文館周辺に収蔵庫を中・長期的に設置を検討する。

また、本市では数多くの遺跡が見つかっており、白坂遺跡の「笑う岩偶」をはじめとした秋田県指定有形文化財「白坂遺跡出土品」や頭部のない人骨が見つかり市指定有形文化財となっている藤株遺跡の「藤株遺跡と遺物」、漆が付着している遺物が多量に見つかった漆下遺跡出土品等より貴重とされるものも確認されている。このような、市内の遺跡から発掘された出土品のうち保存環境の制御が必要な県指定文化財、漆やアスフ

アルト付きの土製品等も併せて保存管理できる収蔵庫とする。

(2) 整備内容

整備場所は、縄文館の増設または館内へ出土品を搬入、搬出が比較的容易な場所で検討する。収蔵庫は温湿度管理性能、防火性能、警備性能の高い機能を有した建物とする。出土品の中には、厳重で安定した保存環境が求められるものもあるため、より空調設備や温湿度調整が可能な部屋も設ける。施設内では、データ上で出土品の保管場所の検索や貸出履歴の確認などデジタル的に管理ができるように内部構造を工夫する。コンテナにバーコードを貼付する等によってより管理がしやすい環境を整えることが望ましい。整備には、活用できる補助金を検討した上で実施する。

(3) 活用方針

外部の研究者や専門家が資料調査に訪れた際にも調査場所として提供する。収蔵庫は出土品の保存管理のために常時一般開放はしないが、年に数回特別公開を行い市内の様々な遺跡、出土品について興味関心を持ってもらう。

7. 発掘調査

(1) 調査方針

『整備計画』に基づき、平成13年度から平成22年度まで2期に渡り内容確認調査を実施した。調査によって、環状列石の規模や造営方法、列石周辺の遺構が明らかになった。第Ⅱ期内容確認調査が終了した平成22年度から10年以上経過し、発掘技術や科学分析の精度向上が見られるようになってきた。最新の科学技術や調査方法の導入により、現在まで未解明な史跡の実態を明らかにするために計画的な発掘調査を実施する。

(2) 調査内容

調査場所は環状列石内や溝状遺構を中心とする(図36)。環状列石を対象とした調査としては、列石造営期間の把握や未発掘部分の石列の確認を目的として実施する。未発掘部分の調査は環状列石C・Dの南側(列石C:約795m²、列石D:約509m²)を対象とし、地中レーダーを使用する。これまでの調査では、地表から礫までの深度が浅いため地中レーダーを使用した調査が難しかった。そのためハンドボーリングによって礫を確認していた。レーダー探査技術の進歩によって、現在では対象物が地表から近い場所でも正確に捉えることができるようになった。レーダー探査によって、未発掘部分の礫の位置や大きさを明らかにする。

溝状遺構を対象とした調査では、遺構の役割を明らかにすることを目的として発掘調査を実施する。溝状遺構周辺の遺構の有無や遺構の内容、溝状遺構同士の関係性を発掘調査によって明らかにする。

そのほかに遺跡に堆積している黒色土の年代調査を実施する。黒色土に含まれる微粒炭の年代測定を専門機関に依頼し、遺跡の詳細な年代や埋没過程を明らかにする。

調査後は埋め戻しをする。

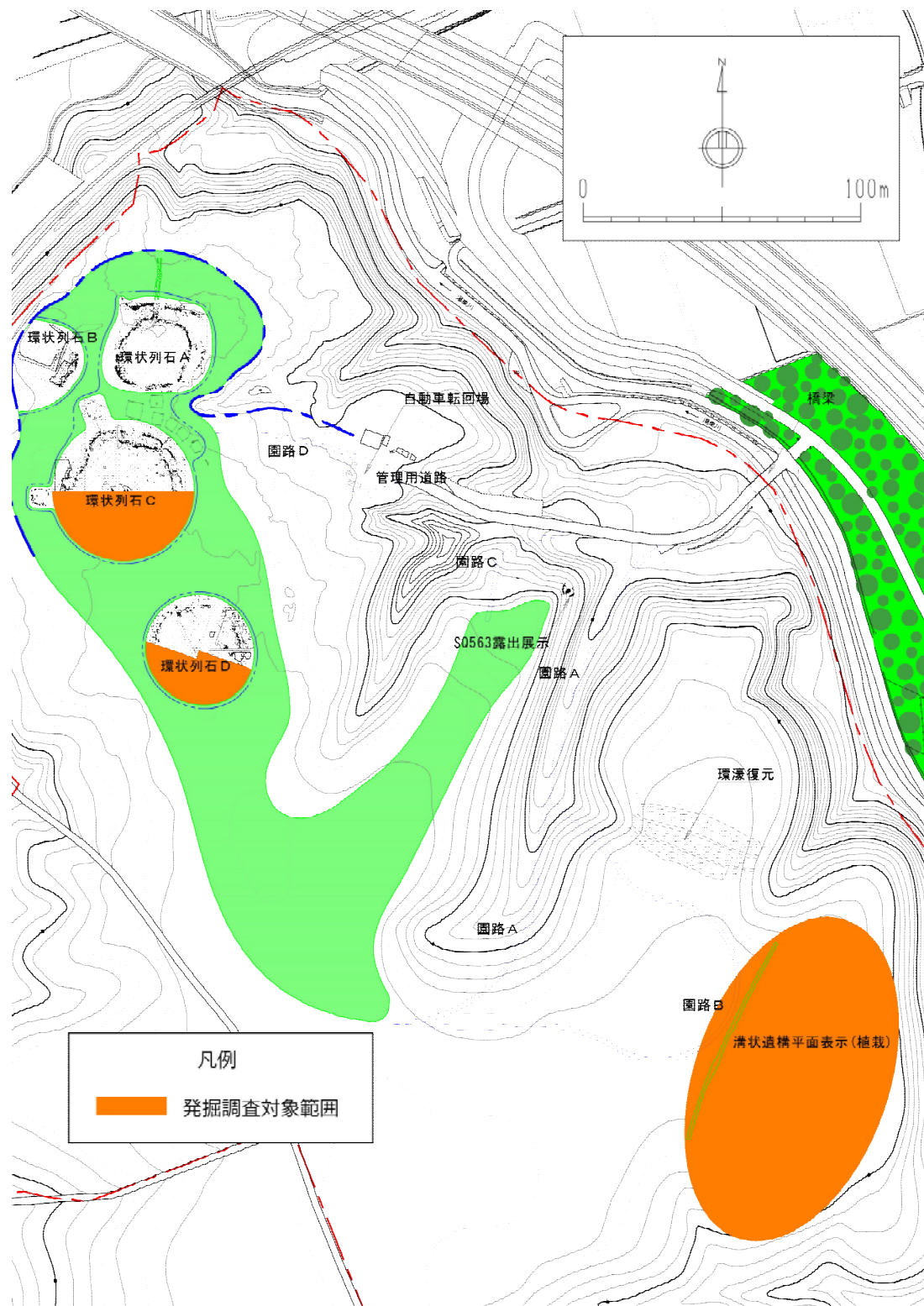


図 36 発掘調査対象範囲詳細図

平成 22 年度に『史跡伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書（北秋田市教委 2011）』として総括報告書を刊行しているが、本計画での発掘調査成果やこれまでの本史跡の調査研究、最新の研究動向を基に『総括報告書（2）』を刊行する。

発掘調査は、活用できる補助金を検討した上で実施する。

（3）活用方法

発掘の進行度に応じて、市民一般に調査状況や成果を公開するための現地説明会を行う。現地説明会の際には、遺跡のHPや広報誌、ラジオを通して広く周知し、市民の遺跡への関心を一層喚起する。調査後にも発掘成果を広く周知するために、HPや広報誌に特設ページを設ける。調査成果は、縄文館の展示にも随時反映し県内外に遺跡の最新情報を発信する。また、市で毎年主催している「伊勢堂岱縄文館講座」のような市民が多く集まる場で調査成果の発表を行う。出土品については説明会や「伊勢堂岱縄文館講座」、縄文館内での特別展示などで公開を検討する。

8. 事業推進に向けた体制整備

（1）行政の推進体制

現在、本史跡は北秋田市が所有しており、北秋田市教育委員会で史跡の保存活用、縄文館の維持管理を行っている。

本計画では大規模な整備を計画していないため、第Ⅱ期整備にあたっては担当課である生涯学習課を中心に、国や県などの関係機関と協議を行い、庁内の関係各課と調整を図り、市民へ効果的な情報発信を行う体制を整備しながら計画を推進する。

なお、令和 4 年度には生涯学習課に世界遺産推進係を新設し、本史跡の調査研究・整備・活用・教育普及への取り組みを強化した。

（2）史跡の保存・活用に関する活動を促進する体制

本史跡は、埋蔵文化財だけでなく自然環境、景観、歴史的・文化的資産など様々な要素が一体となることで価値を有する。そのため、史跡と取り巻く要素を適切に保存し、これらの価値を長期的な継承に向けて活用を図ることが重要であることから、管理を行

	発掘調査区	目的	方法
1 年目	環状列石 C・D 南側	未発掘部分の石列の詳細確認	地中レーダー探査
2 年目	環状列石追加調査	環状列石の造営期間の把握、埋没過程の把握	岩石調査、黒色土サンプル採取と年代測定
3 年目	溝状遺構とその周囲	溝状遺構の役割の確認	
4 年目		調査報告書作成	

表 13 発掘調査計画（案）

う北秋田市・市教育委員会だけでなく関係機関や地域とも連携して管理・運営を推進する必要がある。

史跡周辺では、これまでに日常的な維持管理・活用だけでなく、ガイドグループとして伊勢堂岱遺跡ワーキンググループや伊勢堂岱遺跡ジュニアボランティアガイドの活動をはじめ、縄文にまつわるイベントの開催、市や民間主催のイベントへの参加など行政と地域や市民が連携して、一体となった活用を行ってきた。

今後、史跡や周辺の環境・価値を継続的に維持するためには、関係機関や有識者による助言や支援を得つつ、多くの人に史跡についてより理解を深め重要性を認識してもらいながら、保存・活用を推進する体制を整備する必要がある。

本計画による整備の周知や史跡周辺での保存・活用に関する活動についての更なる情報発信を行うことで、多くの人に理解を深めてもらい、本史跡へのより一層の理解と保存・活用を推し進める体制づくりを目指す。

第7章 事業計画

第1節 第Ⅱ期整備の年度計画

第5章で示した全体計画理念や整備の基本方針、第6章で示した整備方針に基づき、第Ⅱ期整備計画を計画的に実施するためのスケジュールを以下に示す。

		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
整備準備	整備検討委員会の設置					
環状列石等保存調査及び整備	環状列石等保存調査、整備		保存調査		分析	
園路整備	斜面園路設計委託					
	斜面園路舗装工事 (柵の設置)					
	斜面園路舗装工事 (舗装工事)					
植栽整備	立木伐採					
整備報告書	報告書作成と刊行					

表 14 第Ⅱ期整備年度計画

環状列石等保存調査及び整備

R 6～7……4つの環状列石と配石遺構の石。対象となる石は環状列石Aが1,272点、環状列石Bが309点、環状列石Cが1,281点、環状列石Dが547点、配石遺構が130点である。

R 8………付着物などの詳細分析。

園路整備

R 5………舗装と柵の設計

R 6………ウッドチップで斜面に4m×150m程度の範囲で舗装を予定している。園路両側に北側100m、南側60m程度で柵を設置する。

植栽整備

R 7………整備対象範囲の南側半分を50本程度伐採。

R 9………整備対象範囲の北側半分を50本程度伐採。

整備報告書

R 9………80ページ程の整備報告書を300部刊行。

第2節 第Ⅲ期整備以降の長期計画

環状列石の維持管理は第6章 第2節「1. 環状列石等保存調査及び整備」で示した

ような短期的、長期的な維持管理サイクルによって継続的な石の経過観察、記録を行う。第Ⅱ期整備以降の経過、記録を基に、観察方法の見直しや新しい維持管理方法を導入し、環状列石の長期的な保存を図る。また、列石の経過記録を一般に公開できるような整備の検討を推進する。

『基本計画』内の「植栽整備」で示されている「長期整備ゾーン」については『第Ⅲ期整備計画』以後に実施する（図 37）。植林されたスギの間伐を行い、自然植生に近づける。しかし、斜面部の伐採の考え方等については、第Ⅲ期整備実施前に気象条件を踏まえた再検討が必要である。

本計画第 6 章第 2 節 で扱っている「4. 伊勢堂岱縄文館整備」から「7. 発掘調査」までは、第Ⅱ期整備期間中に活用できる補助金を検討した上で実施を考えている。しかし、補助金確保の見通しが立たない等によって期間中の着手が困難な場合は、第Ⅲ期整備で実施を検討する。また、第 4 章第 4 節「課題の整理」で整理した課題のうち、本計画で扱わない課題や第Ⅱ期整備後に整備が必要となったものについては第Ⅲ期整備または市単独事業、その他の事業で実施する。整備のコンセプトは『基本計画』や本計画を継承するものとするが、必要に応じて計画の見直しを行う。

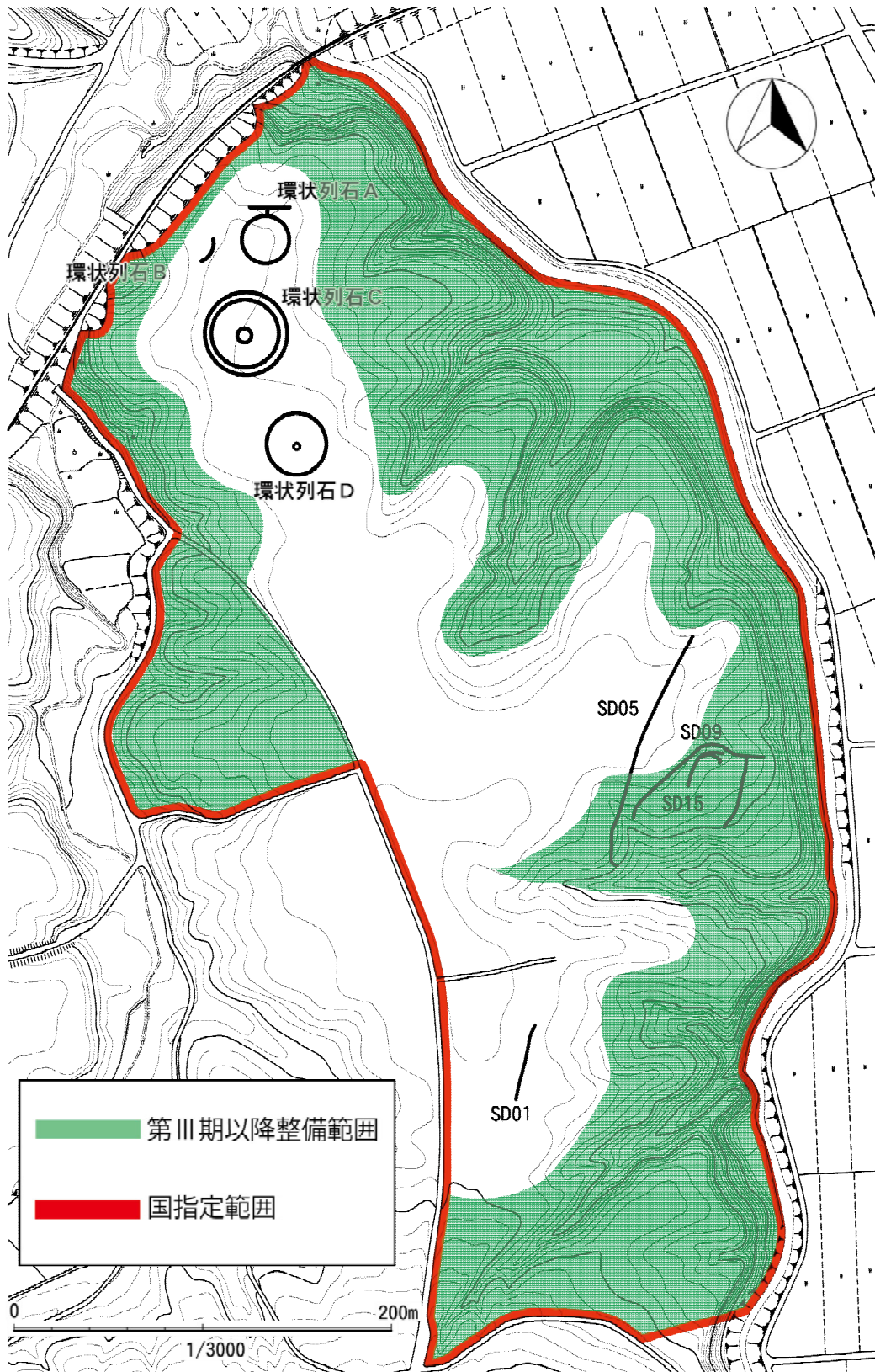


図 37 第Ⅲ期整備以降の植栽整備範囲

第8章 史跡の保護に向けた取組

第1節 保存に関する取組

本史跡を良好な形で次世代に継承するために、遺跡の保存を前提にしながら史跡の整備・活用を図ることが重要である。

以下に、そのために必要な取組を示す。

1. 遺跡の保存

(1) 環状列石や配石遺構

露出展示をしているため、継続的な経過観察を行う。地震や台風、雨などの自然的な要因や、地衣類や菌類などの生物的な要因など様々な要因で石や遺構へ悪影響を及ぼす恐れがあるため、継続的な経過観察による状況把握に努めながら保存を行う。近年様々な分野で取り入れられているドローンを活用し、遺跡の真上から定期的に写真撮影を行うことで、整備等の経過を比較できるような取組を推進する。

(2) 史跡全体

地震や台風などの突発的な災害による史跡ののり面崩壊やモグラ・ネズミの営巣、イノシシの掘り返し、クマの出現など史跡周囲環境にも注視が必要である。そのため、史跡に影響を及ぼす要因について監視・分析し、要因にあわせて対策を講じる。

(3) 緩衝地帯

開発行為による眺望の阻害や来館者増加によるゴミの増加等、史跡周辺の緩衝地帯への影響についても監視が必要である。悪影響を及ぼし得る要因について対策を検討する。

2. 日常管理

露出展示で公開している遺跡は全国的にも非常に稀であるため、日常的な史跡全体の見回りや点検業務、草刈り、樹木管理を継続して実施する（写真 29）。現在も行っている環状列石の石の経過観察も継続して実施するが、より効果的で永続的に実施できるように、観察方法について日々最良の方法を検討する。

世界文化遺産登録による来館者の増加によって環状列石のき損や備品の盗難が想定されるため、来館者に対する史跡の価値や文化財への理解を促すとともに、監視方法の見直しを図る。

また、『防災計画』では、「文化庁が作成した防火・防犯チェックリストに基づく日常点検を行う」こととしており、異常発生時は状況確認と適切な対応を行う。



写真 29 環状列石内草取り

3. ステークホルダー

本史跡は地域住民により現地保存が実現したという経緯があることから、これまでも地域住民と連携し、保存活用を推進してきた。現在も保存管理の一部を遺跡周辺の住民と協同で行っている。今後も行政と地域住民が一体となって遺跡を保存するために、定期的な遺跡内の清掃活動や環状列石への侵入を防ぐロープのような消耗品の製作などを行うことでより一層住民が保存管理に関われるように努める。

4. 国宝・重要文化財指定への推進

本史跡は世界文化遺産に登録され、日本だけでなく世界中の人々の共通遺産として将来に渡って保護していくことが求められている。本史跡の価値は、遺構だけでなく遺跡から発見された出土品も欠かすことができない。本史跡の出土品は秋田県文化財「伊勢堂岱遺跡出土土偶」として1点、「伊勢堂岱遺跡出土品」として279点が指定されている。ミニチュア土器や三脚石器など縄文時代後期の祭祀遺物が非常に多く出土しているが、秋田県指定文化財となっている出土品は全体の一部であり、同じ遺跡からの出土品として一体的に長期的な保存が求められる。そのため、出土品の再整理と個別管理台帳の作成によって管理体制の向上を図る。また、より貴重な文化財として後生に引き継いで行くために国宝・重要文化財への指定に向けた取組を推進する。

5. 環境整備

史跡からの眺望に特別な意味があると考えられているため、眺望や植生に配慮しながら保存に努めることが必要である。良好な景観を継続的に保存するために、樹木等の病害虫被害に注意を払いつつ、史跡の遺構、遺物、自然環境などに悪影響を及ぼすと判断される植物について除去や剪定を実施する。

6. 災害、異常発生時の対応

近年の豪雨によって市内でも河川の増水や土砂崩れ等の災害が発生している。『防災計画』では「文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する」こととしている。本史跡周辺には、米代川（一級河川）やその支流である小猿部川（一級河川）や湯車川（一級河川）が位置しているため、災害時は以下の基準に従い遺跡の公開を中止し、安全を確保した上で史跡の状況を確認する（表15）。地震時の基準は『防災計画』で定められている「北秋田市災害警戒部」の設置基準、豪雨・洪水時の基準は気象庁が定める「非常に激しい雨（50～80mm/h）」と「激しい雨（30～50mm/h）」を境とし、国土交通省による砂防資料を参考に設定した。異常を発見した際は速やかに適切な対応を実施する。史跡周辺にはカモシカやウサギなどの野生動物が確認されているが、近年クマの目撃も増加していることから、人的被害発生時の対応方法について関係部署内で毎年確認を行っており、今後も継続して実施する。

災害	基準	対応
地震	震度4以上（北秋田市）	遺跡公開の中止。環状列石の石の悉皆調査。倒木、土砂崩れなどの確認。
豪雨・洪水	1時間当たり50mm以上の降水が3時間以上、または1時間当たり50mm未満の降水が48時間以上	遺跡公開の中止。環状列石の石の悉皆調査と擬土の確認。史跡周囲の倒木、土砂崩れ、河川による浸食状況の確認。

表 15 災害、異常発生時の基準と対応

7. 施設整備

史跡の適正管理や来館者が安全かつ快適に見学できるように、必要に応じて看板の位置や数、内容の変更を行う。

8. 現状変更

史跡の保存管理や整備が主になるが、遺跡の価値を損なわないように『保存管理計画』で定められている方針を継続する。

現状変更取扱方針

- (1) 原則、地下遺構に影響を及ぼす行為は行わない。
- (2) 地形の形質変更は行わない（ただし、軽微なものもしくは活用に係る整備を除く）。
- (3) 地下遺構の様相確認が必要な場合、探査もしくは最低限の発掘調査を行う。

9. 世界遺産

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である三内丸山遺跡を所管するセンター内に「縄文遺跡群世界遺産事務局」を置き、「縄文遺跡群世界遺産本部」が策定した『包括的保存管理計画』に基づき、一体的な保存・管理及び活用を行っている。年度毎に作成する経過観察（H I A）報告書の統括や、有識者から意見を諮る場となる「世界遺産専門家委員会」の開催によって将来に渡り縄文遺跡を受け継げるように努めている。

第2節 活用に関する取組

本史跡を国の大切な資源として良好な状態で次世代に継承していくために、適切な公開・活用によって市民や来館者の関心を高め、史跡保護への理解と協力を得ることが重要である。そのために必要な取組を以下に示す。

1. 環境整備・施設管理

史跡の定期的な点検や施設・設備の維持管理を行うことで、適切に史跡を利用できる

ように努める。また、史跡に隣接する縄文館は本史跡活用の拠点となるため管理の充実化を図る。より良い見学環境の整備を推進するために、来訪者の見学ルートや、興味関心の高いポイントの把握を行う。来訪者が撮影した写真を市に提供してもらえるように写真コンテストや写真投稿フォームの作成等を行い、来訪者が楽しみながら遺跡の保存にも関わられるような体制づくりに努める。

2. 情報発信

史跡をより多くの方に周知できるよう、本史跡の取組や整備成果、イベント情報の発信を継続的に実施する。また、市内・県内の各イベントへの参加によって効果的な情報発信を行う。また、外国人観光客に向けた発信を推進する。

環状列石内の保存管理のためにドローンで撮影したデータを市民や研究者が閲覧できるような形にして公開する。保存処理の専門家も閲覧できるような体制を整えることで、より効果的な保存処理研究のための情報提供を行い、研究が進んだ際には取り入れられるような仕組みを創出する。また、夏至・冬至の日に日の出から日の入りまでをライブ配信できるようなイベントも今後検討する。

3. 教育普及

本史跡では環状列石を露出展示していることで、縄文時代の環状列石を多くの人に理解しやすい見学環境となっている。地域の遺跡として関心が高く、市内の学校からの見学も非常に多い。引き続き博物館教育の場となるよう、学校との連携強化を図る。より積極的に利活用できる場となるよう活用プログラムの充実化に努める。また、本史跡をテーマとした「北秋田市出前講座」やシンポジウムも行っており、市民の遺跡や縄文への理解、関心を高められるよう今後も継続的に実施する。

4. ボランティアガイド

本史跡では「伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ」と「伊勢堂岱遺跡ジュニアボランティアガイド(写真30)」の2つのガイドグループがあるという特徴がある。2つのグループは年齢層が異なっており、お互いに情報交換を行うことで来館者への伝え方やガイド方法等を高め合える効果が期待できる。そのため、情報交換や活動報告の場を設けることを検討する。平成27年に結成したジュニアボランティアガイドは令和5年に9年目を迎え、中にはガイド



写真30 伊勢堂岱遺跡
ジュニアボランティアガイド

を卒業し大学生になっているOBやOGもいる。ガイドを卒業したOBやOGがスムーズにワーキンググループとして活動に結びつけられるような取組も行う必要がある。

5. イベント・観光

平成13年度に始まった「北秋田市縄文まつり」や平成23年から実施している「カムバック縄文サーモン」など、これまでも本史跡や縄文を身近に感じてもらえるようなイベントを行ってきた。今後も引き続きイベントを開催し遺跡の周知と魅力の発信に努める。さらに、北秋田市の他部局や近隣市町村、秋田県と一層連携を強化して遺跡の盛り上げを推進する。

本史跡を訪れた観光客の満足度向上のために、将来的にミュージアムグッズや市の特産品を活かした物販の強化、敷地内に飲食スペースの整備を検討する。

6. 市民との連携

本史跡に隣接している小ヶ田集落に引き続きイベントの設営などで協力を依頼し連携を深める。連携にあたり、本史跡への理解や行政との信頼関係の維持に努める。

市民が主体となって遺跡に関われるよう市民で構成された実行委員会（例：北秋田市縄文まつり実行委員会）や公開形式の会議の場を設け、遺跡への理解を高める。

北秋田市観光協会が実施した、市内の約10カ所の飲食事業者が本史跡出土の板状土偶を模したチョコを利用したスイーツを提供する「発掘スイーツ」は非常に話題となっている（写真31）。このような、飲食事業者と連携した活用をさらに活発化させられるように関係性の強化を図る。

7. 市内の文化財との連携

市内には本史跡だけでなく、国の重要文化財に指定されている「秋田県胡桃館遺跡出土品」や「金家住宅」、ギネス世界記録に認定されている「綴子大太鼓」など各地に文化財がある。本史跡と市内の文化財を結び周遊できるようなコース計画について検討を行い、文化財同士の連携を図る。

8. 世界遺産

縄文遺跡群世界遺産事務局が中心となり、統一したパンフレットの配布やイベントを実施している。今後も一体となって縄文遺跡群の発信を行う。縄文遺跡群構成資産で行うイベントについて、お互いに周知しあえるよう連携に努める。



写真31 発掘スイーツ

参考文献

- 鷹巣町教育委員会 1998『伊勢堂岱遺跡詳細分布調査報告書（1）』鷹巣町埋蔵文化財調査報告書 第4集
- 秋田県教育委員会 1999『伊勢堂岱遺跡一県道木戸石鷹巣線建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ-』秋田県文化財調査報告書第293集
- 鷹巣町教育委員会 1999『伊勢堂岱遺跡詳細分布調査報告書（2）』鷹巣町埋蔵文化財調査報告書 第5集
- 鷹巣町教育委員会 2000『伊勢堂岱遺跡詳細分布調査報告書（3）』鷹巣町埋蔵文化財調査報告書 第6集
- 鷹巣町教育委員会 2001『伊勢堂岱遺跡詳細分布調査報告書（4）』鷹巣町埋蔵文化財調査報告書 第7集
- 鷹巣町教育委員会 2002『伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書Ⅰ』鷹巣町埋蔵文化財調査報告書 第8集
- 鷹巣町教育委員会 2003『伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書Ⅱ』鷹巣町埋蔵文化財調査報告書 第9集
- 鷹巣町教育委員会 2004『伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書Ⅲ』鷹巣町埋蔵文化財調査報告書 第10集
- 鷹巣町教育委員会 2005『伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書Ⅳ』鷹巣町埋蔵文化財調査報告書 第12集
- 北秋田市教育委員会 2006『伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書Ⅴ』北秋田市埋蔵文化財調査報告書 第1集
- 北秋田市教育委員会 2007『伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書Ⅵ』北秋田市埋蔵文化財調査報告書 第6集
- 北秋田市教育委員会 2007『国指定史跡伊勢堂岱遺跡整備基本計画』
- 北秋田市教育委員会 2008『伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書Ⅶ』北秋田市埋蔵文化財調査報告書 第8集
- 北秋田市教育委員会 2009『伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書Ⅷ』北秋田市埋蔵文化財調査報告書 第12集
- 北秋田市教育委員会 2011『史跡伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書』北秋田市埋蔵文化財調査報告書 第13集
- 北秋田市教育委員会 2016『北秋田市歴史文化基本構想』
- 北秋田市教育委員会 2019『史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画』
- 北秋田市 2019『北秋田市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画』
- 北秋田市 2021『第2次北秋田市総合計画 後期基本計画』
- 北秋田市 2021『北秋田市景観計画』

北秋田市 2021 『北秋田市鳥獣被害防止計画』
北秋田市教育委員会 2022 『第4次北秋田市社会教育中期計画』
北秋田市 2022 『北秋田市地域防災計画』
北秋田市 2022 『北秋田市公共施設等総合管理計画』
北秋田市 2022 『北秋田市環境基本計画』
縄文遺跡群世界遺産本部 2022 『世界遺産 北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画』
北秋田市 2023 『北秋田市地域公共交通計画』
北秋田市 2023 『北秋田市地球温暖化防止実行計画』
北秋田市 2023 『北秋田市森林整備計画書』
北秋田市 2023 『北秋田市民意識調査』

史跡伊勢堂岱遺跡第Ⅱ期整備基本計画

発行年月日

令和5年11月30日

発行者

北秋田市教育委員会

〒018-3312 秋田県北秋田市花園町15-1

電話 0186(67)6771